

令和7年（第3回）山鹿市議会6月定例会

会期日程表

日次	月 日	曜 日	本 会 議	委員会／備考
1	6月6日	金	開会・提案理由説明	
2	6月7日	(土)	休 会	
3	6月8日	(日)		
4	6月9日	月		発言通告締切：正午
5	6月10日	火		
6	6月11日	水		
7	6月12日	木		
8	6月13日	金		質疑・一般質問
9	6月14日	(土)	休 会	
10	6月15日	(日)		
11	6月16日	月	質疑・一般質問・委員会付託	
12	6月17日	火	休 会	予算決算委員会
13	6月18日	水		
14	6月19日	木		建設経済委員会／分科会
15	6月20日	金		市民福祉委員会／分科会
16	6月21日	(土)		
17	6月22日	(日)		
18	6月23日	月		総務文教委員会／分科会
19	6月24日	火		
20	6月25日	水		予算決算委員会
21	6月26日	木		
22	6月27日	金		議会運営委員会
23	6月28日	(土)		
24	6月29日	(日)		
25	6月30日	月		委員長報告・討論・採決・閉会

令和7年（第3回）山鹿市議会3月定例会

目 次

第1号（6月6日）	頁
1. 議事日程	3
2. 本日の会議に付した事件	3
3. 出席議員	3
4. 説明のため出席した者	4
5. 事務局職員出席者	5
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
7. 日程第2 会期の決定	6
8. 日程第3 表彰状の伝達	6
9. 日程第4 議案第41号～議案第52号 報告第1号	11
10. 提案理由の説明	12
(1) 議案第41号（小山市民部長）	12
(2) 議案第42号（小山市民部長）	12
(3) 議案第43号（小山市民部長）	12
(4) 議案第44号（吉岡総務部長）	13
(5) 議案第45号（小山市民部長）	13
(6) 議案第46号（小山市民部長）	13
(7) 議案第47号（徳丸福祉部長）	14
(8) 議案第48号（新堀商工観光部長）	14
(9) 議案第49号（隈部建設部長）	14
(10) 議案第50号（吉岡総務部長）	15
(11) 議案第51号（新堀商工観光部長）	16
(12) 議案第52号（小山市民部長）	17
(13) 報告第1号（吉岡総務部長）	17
11. 散 会	17
第2号（6月13日）	
1. 議事日程	21
2. 本日の会議に付した事件	22

3. 出席議員	22
4. 説明のため出席した者	23
5. 事務局職員出席者	23
6. 日程第1 質疑・一般質問	24
(1) 工藤彩友美議員一般質問	24
○新堀商工観光部長答弁	25
(2) 工藤彩友美議員一般質問	25
○新堀商工観光部長答弁	26
(3) 工藤彩友美議員一般質問	27
○新堀商工観光部長答弁	27
(4) 工藤彩友美議員一般質問	28
○新堀商工観光部長答弁	28
(5) 工藤彩友美議員一般質問	29
○新堀商工観光部長答弁	29
(6) 工藤彩友美議員一般質問	30
○入江市民医療センター事務部長答弁	31
(7) 工藤彩友美議員一般質問	31
○入江市民医療センター事務部長答弁	31
(8) 工藤彩友美議員一般質問	32
○入江市民医療センター事務部長答弁	32
(9) 工藤彩友美議員一般質問	33
○入江市民医療センター事務部長答弁	34
(10) 工藤彩友美議員一般質問	34
○入江市民医療センター事務部長答弁	35
(11) 工藤彩友美議員一般質問	35
(12) 豊田新二郎議員一般質問	36
○徳丸福祉部長答弁	36
(13) 豊田新二郎議員一般質問	37
○小山市民部長答弁	38
(14) 豊田新二郎議員一般質問	38
○新堀商工観光部長答弁	39
(15) 豊田新二郎議員一般質問	40
○北本教育部首席教育審議員答弁	41
(16) 豊田新二郎議員一般質問	41

○西島教育部長答弁	42
(17) 豊田新二郎議員一般質問	43
○隈部建設部長答弁	44
(18) 豊田新二郎議員一般質問	44
○早田市長答弁	45
(19) 豊田新二郎議員一般質問	45
(20) 小林文江議員一般質問	46
○徳丸福祉部長答弁	48
(21) 小林文江議員一般質問	48
○徳丸福祉部長答弁	49
(22) 小林文江議員一般質問	49
○徳丸福祉部長答弁	50
(23) 小林文江議員一般質問	50
○徳丸福祉部長答弁	51
(24) 小林文江議員一般質問	51
○鶴川農林部長答弁	52
(25) 小林文江議員一般質問	52
○鶴川農林部長答弁	53
(26) 小林文江議員一般質問	54
○鶴川農林部長答弁	54
(27) 小林文江議員一般質問	54
○鶴川農林部長答弁	55
(28) 小林文江議員一般質問	55
(29) 芋生よしや議員一般質問	56
○吉岡総務部長答弁	57
(30) 芋生よしや議員一般質問	58
○早田市長答弁	58
(31) 芋生よしや議員一般質問	58
○徳丸福祉部長答弁	59
(32) 芋生よしや議員一般質問	59
○徳丸福祉部長答弁	60
(33) 芋生よしや議員一般質問	60
○徳丸福祉部長答弁	61
(34) 芋生よしや議員一般質問	62

○早田市長答弁	62
(35) 芋生よしや議員一般質問	63
○西島教育部長答弁	63
(36) 芋生よしや議員一般質問	64
○隈部建設部長答弁	66
(37) 芋生よしや議員一般質問	67
○新堀商工観光部長答弁	68
(38) 芋生よしや議員一般質問	68
○早田市長答弁	69
(39) 芋生よしや議員一般質問	69
(40) 北原和智議員一般質問	70
○鶴川農林部長答弁	72
(41) 北原和智議員一般質問	72
○鶴川農林部長答弁	73
(42) 北原和智議員一般質問	74
○鶴川農林部長答弁	75
(43) 北原和智議員一般質問	75
(44) 高松佳美議員一般質問	76
○西島教育部長答弁	77
(45) 高松佳美議員一般質問	77
○北本教育部首席教育審議員答弁	78
(46) 高松佳美議員一般質問	79
○西島教育部長答弁	79
(47) 高松佳美議員一般質問	80
○黒田消防本部消防長答弁	80
(48) 高松佳美議員一般質問	81
○黒田消防本部消防長答弁	82
(49) 高松佳美議員一般質問	82
○黒田消防本部消防長答弁	83
(50) 高松佳美議員一般質問	83
○徳丸福祉部長答弁	84
(51) 高松佳美議員一般質問	84
○徳丸福祉部長答弁	85
(52) 高松佳美議員一般質問	85

7. 散 会	86
第3号（6月16日）	
1. 議事日程	89
2. 本日の会議に付した事件	90
3. 出席議員	90
4. 説明のため出席した者	90
5. 事務局職員出席者	91
6. 日程第1 質疑・一般質問	92
(1) 古家茂臣議員一般質問	92
○新堀商工観光部長答弁	95
(2) 古家茂臣議員一般質問	96
○新堀商工観光部長答弁	97
(3) 古家茂臣議員一般質問	98
(4) 山下誠治議員一般質問	98
○徳丸福祉部長答弁	98
(5) 山下誠治議員一般質問	99
○徳丸福祉部長答弁	99
(6) 山下誠治議員一般質問	100
○西島教育部長答弁	100
(7) 山下誠治議員一般質問	101
○西島教育部長答弁	101
(8) 山下誠治議員一般質問	101
○西島教育部長答弁	102
(9) 山下誠治議員一般質問	103
(10) 金光一誠議員一般質問	103
○隈部建設部長答弁	103
(11) 金光一誠議員一般質問	105
○早田市長答弁	106
(12) 金光一誠議員一般質問	106
○隈部建設部長答弁	107
(13) 金光一誠議員一般質問	108
○隈部建設部長答弁	108
(14) 金光一誠議員一般質問	109
○早田市長答弁	110

(15) 金光一誠議員一般質問	110
○吉岡総務部長答弁	111
(16) 金光一誠議員一般質問	111
○鶴川農林部長答弁	112
(17) 金光一誠議員一般質問	112
○小山市民部長答弁	113
(18) 金光一誠議員一般質問	113
(19) 永田壮拓議員一般質問	114
○北本教育部首席教育審議員答弁	115
(20) 永田壮拓議員一般質問	115
○北本教育部首席教育審議員答弁	116
(21) 永田壮拓議員一般質問	116
○西島教育部長答弁	116
(22) 永田壮拓議員一般質問	117
○北本教育部首席教育審議員答弁	118
(23) 永田壮拓議員一般質問	118
○北本教育部首席教育審議員答弁	119
(24) 永田壮拓議員一般質問	119
○北本教育部首席教育審議員答弁	119
(25) 永田壮拓議員一般質問	120
○吉岡総務部長答弁	121
(26) 永田壮拓議員一般質問	121
○吉岡総務部長答弁	122
(27) 永田壮拓議員一般質問	123
○黒田消防本部消防長答弁	123
(28) 永田壮拓議員一般質問	124
○黒田消防本部消防長答弁	124
(29) 永田壮拓議員一般質問	125
○黒田消防本部消防長答弁	125
(30) 永田壮拓議員一般質問	126
○黒田消防本部消防長答弁	126
(31) 永田壮拓議員一般質問	126
○黒田消防本部消防長答弁	127
(32) 永田壮拓議員一般質問	127

○早田市長答弁	128
(33) 永田壮拓議員一般質問	128
○早田市長答弁	128
(34) 永田壮拓議員一般質問	129
(35) 原芳郎議員一般質問	130
○鶴川農林部長答弁	131
(36) 原芳郎議員一般質問	131
○鶴川農林部長答弁	132
(37) 原芳郎議員一般質問	132
○鶴川農林部長答弁	133
(38) 原芳郎議員一般質問	134
○小山市民部長答弁	134
(39) 原芳郎議員一般質問	135
○吉岡総務部長答弁	136
(40) 原芳郎議員一般質問	136
○徳丸福祉部長答弁	137
(41) 原芳郎議員一般質問	138
○新堀商工観光部長答弁	138
(42) 原芳郎議員一般質問	139
○吉岡総務部長答弁	139
(43) 原芳郎議員一般質問	140
○早田市長答弁	140
(44) 原芳郎議員一般質問	141
(45) 永田紘二議員一般質問	141
○小山市民部長答弁	143
○徳丸福祉部長答弁	143
○鶴川農林部長答弁	143
○新堀商工観光部長答弁	144
○隈部建設部長答弁	145
○西島教育部長答弁	146
○黒田消防本部消防長答弁	146
○入江市民医療センター事務部長答弁	147
○吉岡総務部長答弁	147
(46) 永田紘二議員一般質問	148

○新堀商工観光部長答弁	148
(47) 永田紘二議員一般質問	149
○新堀商工観光部長答弁	149
(48) 永田紘二議員一般質問	149
○新堀商工観光部長答弁	150
(49) 永田紘二議員一般質問	150
○吉岡総務部長答弁	151
(50) 永田紘二議員一般質問	152
○吉岡総務部長答弁	152
(51) 永田紘二議員一般質問	152
○吉岡総務部長答弁	153
(52) 永田紘二議員一般質問	154
○黒田消防本部消防長答弁	154
(53) 永田紘二議員一般質問	155
○黒田消防本部消防長答弁	155
(54) 永田紘二議員一般質問	155
7. 日程第2 委員会付託	156
8. 散会	156

第4号（6月30日）

1. 議事日程	159
2. 本日の会議に付した事件	159
3. 出席議員	159
4. 説明のため出席した者	160
5. 事務局職員出席者	161
6. 日程第1 議案第41号～議案第52号	
陳情第1号	162
7. 各常任委員会からの報告	162
(1) 建設経済委員会報告	162
(2) 市民福祉委員会報告	162
(3) 総務文教委員会報告	163
(4) 予算決算委員会報告	163
8. 質疑	166
9. 討論	166

(1) 永田壮弘議員討論	166
(2) 芋生よしや議員討論	168
(3) 古家茂臣議員討論	169
10. 採 決	170
11. 閉 会	171

6月6日(金曜日)

令和7年（第3回）山鹿市議会6月定例会会議録

議事日程（第1号）

令和7年6月6日（金曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 表彰状の伝達
第4 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第44号 山鹿市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
議案第45号 山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
議案第46号 山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第47号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例
議案第48号 山鹿市特別会計条例の一部を改正する条例
議案第49号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例
議案第50号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算（第1号）
議案第51号 令和7年度山鹿市工業団地整備事業特別会計予算
議案第52号 固定資産評価員の選任について
報告第1号 令和6年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

1番	工藤彩友美
2番	北原和智
3番	高松佳美
4番	小林文江
5番	古家茂臣

6番	永田	壯拓
7番	原	芳郎
8番	隈部	賢治
9番	高橋	龍一
10番	豊田	新二郎
11番	山下	誠治
12番	古川	和博
13番	金光	一誠
14番	松見	真一
15番	小川	榮二
16番	芋生	よしや
17番	勢田	昭一
18番	有働	辰喜
19番	服部	香代
20番	永田	紘二



説明のため出席した者

市	長	早田	順一
副市	長	阿蘇品	貴司
教	育	堀田	浩一郎
総務部	長	吉岡	隆
市民部	長	小山	天
福祉部	長	徳丸	和孝
農林部	長	鶴川	浩一郎
商工観光部	長	新堀	竜一郎
建設部	長	隈部	光磨
教育部	長	西島	靖雄
市民医療センター事務部	長	入江	智紀
消防本部	消防長	黒田	武徳
総務部	政策審議員	永田	健一
市民部	政策審議員	園田	和雄
福祉部	政策審議員	原	幸徳
建設部	次長	功	能宇治
教育部	首席教育審議員	北本	憲仁

財 務 課 長	富 崎 嘉 隆
福 祉 課 長	小 林 正 和
農 業 振 興 課 長	佐 伯 勝 徳
商 工 政 策 課 長	大 塚 昭 夫

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	森 田 英 美
議 会 事 務 局 局 長 補 佐	服 部 隆 文
書 記	一 法 師 由 臣

午前10時00分 開会

○

○有働辰喜 議長

ただいまから令和7年（第3回）山鹿市議会6月定例会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○有働辰喜 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、永田壮広議員、
古家茂臣議員を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○有働辰喜 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から6月30日までの25日間とい
たしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

異議なしと認めます。よって、会期は25日間と決定いたしました。

○

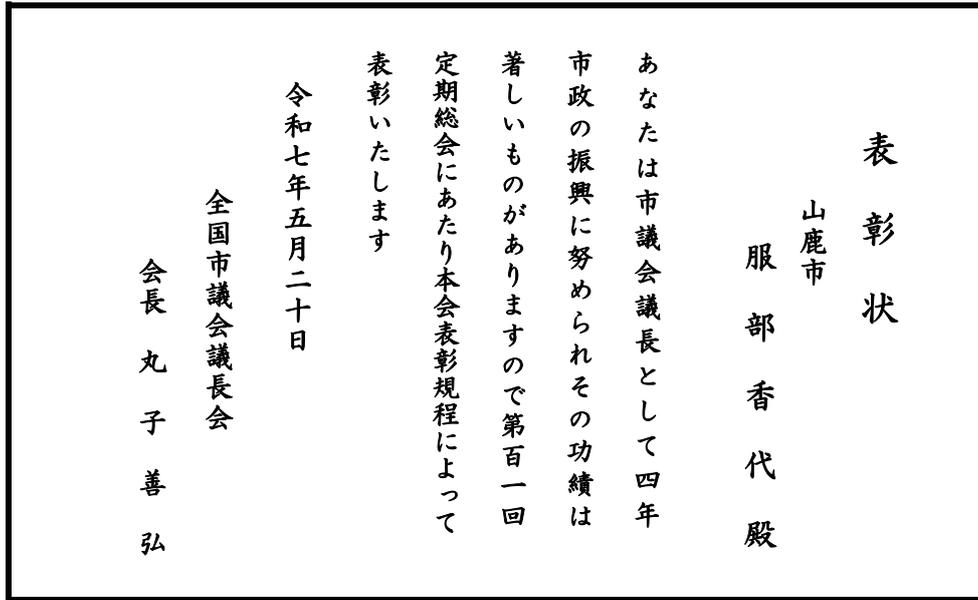
日程第3 表彰状の伝達

○有働辰喜 議長

日程第3、表彰状の伝達を行います。
この度、全国市議会議長会会長より、議員在職20年以上の特別表彰を北原昭三前
議員が、正副議長在職4年以上の表彰を服部香代前議長と北原昭三前副議長がそれ
ぞれ受賞されました。よって、本日その表彰状の伝達を行います。
北原昭三前議員は、御欠席の申出がっております。
受賞者の服部議員は、演壇の前へお進みください。

[表彰状伝達]

○有働辰喜 議長



(代読)

[表彰状、記念品贈呈、拍手]

○有働辰喜 議長

受賞者の服部議員は、誠におめでとうございます。

これを持ちまして、表彰状の伝達を終わります。

この際、市長から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

本定例会において、令和7年度補正予算案をはじめ、関係諸議案の御審議をお願いするに当たり、市政運営に関する私の所信を申し上げます。

初めに、日本の経済について、政府は、景気は緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられるとしています。このような中、国においては、長きに渡ったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行するため、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服、国民の安心・安全の確保を重点分野とした政策が行われているところであります。

また、熊本県においては、世界有数の半導体関連企業であるTSMCの第1工場が昨年末に量産開始となり、第2工場の建設も年内の着工が予定をされています。また、阿蘇くまもと空港の昨年度の旅客数が約369万人と過去最多を更新し、中でも国際線の利用者が倍増の約48万人となり、便数も5路線、週39便となるなど、熊本は世界に広がる存在となりつつあり、県全体において経済への大きな波及効果が期待をされています。

それでは、令和7年度における市政運営の基本的な方針について申し上げます。

私の2期目の市政運営に当たっては、これまでも増して、さまざまな課題に積極的に挑戦してまいります。早急な対応が求められるものに限らず、20年後、30年後の未来に向けて果敢に、そしてスピード感をもってチャレンジし、長期的な視点と広い視野に立って山鹿の舵取りに臨んでまいります。

第2次総合計画後期基本計画で示す、本市の将来ビジョン山鹿創生の実現に向けて、急速に進む人口減少をどのように抑制するかが、現在の本市の最重要課題であります。令和7年度においては、このような状況を打破するため、戦略的な人口減少対策として掲げた選ばれる山鹿重点プロジェクトの推進に取り組んでまいります。

また、誰もが住みたい、住み続けたいと思える健幸なまち山鹿を実現するために、昨年2月に健幸都市宣言を行いました。この健幸とは、健康で幸せであることを意味し、いわゆるヘルスではなく、ウェルネスを目指すものです。私は、健康や幸福は、暮らしや産業を含め、生きる上であらゆるものの土台になると考えています。この健幸都市の取組を進めていくためには、行政と市民の連携が不可欠であり、今般、その道しるべとなる基本方針を定めました。

この基本方針で、健幸なまち山鹿の実現を図るため取り組んでいく項目は、まず健幸都市宣言の実践として、健康的な食生活、検診・受診率の向上、休養と運動の習慣化、誰もが活躍できる地域の4点を掲げています。また、健康寿命の延伸と暮らしの満足度の増加の2つを数値目標として設定をいたしました。健幸都市の取組について、具体的には、ひとの健幸とまちの健幸を両面から推進し、ひとの健幸に関しては、からだの健幸づくりとこころの健幸づくりに、まちの健幸に関しては、支え合い安心して暮らせる地域づくりと資源や特色を生かした健幸のまちづくりに体系化し、全庁を挙げて取組を進めます。この取組によって、市民の皆様をはじめ、本市を訪れる方にも健幸になっていただき、誰もが住みたい、住み続けたいと心から思える健幸都市を目指してまいります。

次に、予算編成方針の考え方について申し上げます。令和7年度は、人口減少対策の取組を戦略的に展開するための①結婚・子育て応援プロジェクト、②しごと・人材応援プロジェクト、③移住・定住応援プロジェクト、④健幸づくり応援プロジェクトに基づく各種取組を展開してまいります。この4つの応援プロジェクトを通じて、市民や企業、市外在住者に選ばれる山鹿の実現を図ります。

そのほか、県内外で近年多発している災害に対する防災・減災のための対策の強化、学校施設をはじめとする公共施設の長寿命化・老朽化対策に取り組むほか、限られた経営資源を有効に活用する観点から、市営住宅、公園及び学校施設の包括管理といった民間活力の導入、業務の省力化・効率化に資するデジタル技術の活用

積極的に取り組んでまいります。

このような考えのもとに編成しました、政策的な経費を含めた肉づけ後の一般会計予算総額は332億円となり、これに7特別会計と4企業会計を合わせますと、純計では541億9853万5000円となっております。

ただいまの予算編成方針に基づき、令和7年度においては、先ほど申し上げました4つの応援プロジェクトを推進してまいります。

それでは、プロジェクトごとに重点的に取り組む施策の概要について申し上げます。まず1つ目は、結婚・子育て応援プロジェクトであります。グローバル化が進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面でますます必要となってまいります。そこで、小学校3年生からの外国語活動に備え、1・2年生が英語に興味・関心を持ち、慣れ親しむために英語の絵本等の読み聞かせを行い、英語が好き、分かるにつなげる英語教育を推進していきます。

休日には、子育て中の家族連れが多く訪れる観光施設であるあんずの丘には、人工芝の草スキーや大型遊具といった幅広い年齢層が楽しめる施設が備わっております。しかし、長い年月が経過し、複数の遊具が度重なる修繕に迫られ、また、使用できなくなったものもあるなど、安全面での懸念も生じてきています。そこで、安全に遊ぶことができる環境を整え、滞在時間を延ばすとともに、満足度を高めるため、遊具などの整備構想を策定し、あんずの丘のさらなる魅力向上に取り組みます。

近年の物価高騰の影響により学校給食の食材が高騰していることから、保護者が納める学校給食費の増加を抑えるため、当該増加分について支援を行います。これにより、児童・生徒の健全な成長に必要な質・量を満たすとともに、安全・安心な給食の提供につなげてまいります。なお、国において検討されている学校給食の無償化については、その動向等を注視しながら、市としても適時適切に対応してまいります。

次に、しごと・人材応援プロジェクトであります。工業団地整備と企業誘致を推進するため、本年4月に工業団地建設室を設置いたしました。新たな工業団地の整備を今後4年間で進め、令和11年度の分譲開始を目指しております。現在は、基本計画・基本設計に取り組んでおり、地元の皆様方の深い御理解と御協力をいただきながら、具体像を示してまいります。さらに今後は、実施設計や用地買収など、整備に向けた業務が本格化していくことから、工業団地整備事業特別会計を設置し、着実な業務の推進を図ります。

近年の農林業を取り巻く厳しい状況により、新規就農者が全国的に減少しており、本市においても前年に比べ17.4%減少している状況です。これまでは、世帯の所得制限を設けた上で、新規就農者を対象に農林業機械等の導入の支援を行ってきまし

た。本年度から世帯所得による制限を廃止し、農林業を始める全ての方を支援の対象とすることで、減少傾向にある新規就農者の増加を図り、地域農林業の活性化に取り組んでまいります。

次に、移住・定住応援プロジェクトでございます。本市の20年後の理想とする将来像と、目指すべき方向性を示す、まちなかグランドデザインの策定に取り組めます。まちづくりの中心となる住民や企業の皆様に加え、将来を担う高校生を含む若者の意見も積極的に取り入れるための協議の場を設け、産業、交通、福祉、教育といった、様々な分野が横断的に連携できる計画とします。また、住民と行政、企業など、市全体が共有する目標を掲げ、これに基づいた具体的な事業計画も策定し、官民が一体となって、持続可能で魅力的な都市づくりを目指してまいります。

定住人口の増加を目的として、市外からの移住を促進するとともに、快適な住環境を整えるため、市内中心部や各市民センター周辺での住宅地開発に対する補助制度を新設し、住宅用地の供給を促進します。さらに、既存の空き家除去事業の補助制度を拡充することで、土地の有効活用と住宅用地の創出を推進します。

T S M Cの進出や阿蘇くまもと空港の国際路線運航の拡大により、県内のインバウンド需要が急速に拡大しています。そのため、台湾をメインターゲットとして県北の自治体と連携を図りながら、阿蘇くまもと空港を拠点としたプロモーションに取り組めます。あわせて、インバウンドの受入れに向けた環境整備等に取り組む観光事業者に対して、市独自の支援も継続して行い、観光地としての認知度と魅力の向上を図ります。

自治機能の維持や地域活動を推進するため、美化活動や防災・防犯、交流イベントや地域の特色を生かした様々な活動に取り組んでいる地域自治会などに、地域自治振興交付金を交付することで、特色あるコミュニティー活動を支援してまいります。また、各地域で開催される祭りは、伝統文化や地域の魅力を発信する大きな機会となっております。地域の祭りを引き続き支援することで、住民相互の交流や若者の参加促進による、さらなる地域の活性化と郷土愛の醸成を図ってまいります。

最後に、健幸づくり応援プロジェクトでございます。資源や特色を生かした健幸のまちづくりの取組の1つとして、古来、湯治場として多くの人々に親しまれてきた良質な温泉を生かした温泉保養都市を目指します。現代版の湯治として、本市の温泉と豊かな自然や歴史資源、食文化を生かした滞在型温泉利用を促進することで、住む人も訪れた人も健幸になるまちづくりに取り組めます。取組の第一歩として、令和7年度は温泉保養都市実現のための調査・研究に取り組めます。

がん患者及びその家族の経済的負担・心理的負担を軽減させ、療養生活の質の向上を図るため、がん治療による脱毛や手術によって外見の変化が生じた患者が購入

するウィッグや乳房補正具等の費用助成を行います。あわせて、若年がん患者が最期まで自分らしく安心して在宅療養できるように、利用する在宅介護サービス等の助成に取り組めます。

これらの重点施策のほかに、次の重要事業にも取り組んでまいります。現在、消防本部で運用している消防指令センターについて、多発する豪雨等による大規模災害や感染症等に迅速かつ的確に対応するため、有明広域行政事務組合消防本部と消防指令センターの共同運用に向けて指令事務協議会を設置し、令和11年度からの運用開始を目指してまいります。

施設の老朽化が進む本市の学校給食施設の再編に向け、令和6年3月に策定した学校給食施設再編整備基本構想・基本計画に基づき、安心・安全で効率的な施設の運用を目指して、新給食センターの整備を進めております。令和7年度においては、前年度から行っている新給食センター等の基本設計・実施設計を進めてまいります。

本市の夏季の主要観光地である矢谷溪谷キャンプ場は、オープンから30年以上が経過し、施設の老朽化も相まって、近年の利用者ニーズの変化に対応できていない状況です。そこで、幅広い年齢層にも楽しめるにぎわいのあるキャンプ場を目指して、令和4年度に再整備に係る基本構想計画を策定し、令和6年度に構想を具現化するための改修測量設計を実施いたしました。令和7年度においては、既存建物の解体、造成・改修工事等に取り組めます。

国史跡の方保田東原遺跡は、これまで50回以上の発掘調査を実施しており、今後の遺跡の在り方検討のための基礎資料とするため、これまでの調査成果をまとめた総括報告書の作成に取り組めます。

以上、令和7年度の市政運営や予算編成に当たっての、私の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。最後に、改めて令和7年度は、私の市長としての2期目スタートの年度となります。これからの4年間で、選ばれる山鹿重点プロジェクトに掲げた重点施策を確実に実行し、本市の将来ビジョンである山鹿創生の実現に向け、市民や企業、市外在住者から選ばれる山鹿を目指し、全力で取り組んでまいります。

本日から25日間にわたり御審議いただきます議案は、予算2件、条例9件、人事案件1件の計12件及び報告1件でございます。これらの諸議案の内容につきましては、担当職員が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。市政運営に関する私の説明といたします。

○

日程第4 議案第41号～議案第52号
報告第1号

○有働辰喜 議長

日程第4、議案第41号から報告第1号までの全案件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

○小山天 市民部長

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行されたことに伴い、山鹿市税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

改正の内容が、引用条項の移動に伴う整備及び文言の整備など多岐に及んでおりますので、その中の主な改正点について、御説明を申し上げます。

改正の内容は、原動機付自転車の区分や、加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式の見直しのほか、特定親族特別控除の創設に伴う所要の規定整備及び引用条項の整理を行うものです。

附則としまして、この条例は、一部の規定を除き令和7年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めております。

続きまして、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、山鹿市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

改正の内容は、地方税法の固定資産税等の課税標準の特例の改正に伴い、引用条項の整理を行うものです。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めております。

続きまして、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める

ものです。

改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額並びに減額措置に係る軽減判定所得の算定に用いる額を改定するものです。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めております。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

議案第44号 山鹿市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、本市においてマイナンバー法に基づく個人番号を利用することができる事務として、新たに住登外者管理事務を加えるため、所要の規定を整備するものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

○小山天 市民部長

議案第45号 山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国が定めた印鑑登録システム標準仕様書により、印影について、これまで紙ベースで保存していた印鑑登録原票を廃止し、磁気ディスクに記録したものを原本とするため、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は令和7年8月12日から施行するものです。

続きまして、議案第46号 山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

本案は、促進区域における固定資産税の課税免除に係る地方交付税の特別措置の適用期限が延長されたことに伴い、条例を改正する必要性があり、提案するものです。

改正の内容は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関す

る法律に基づく同意促進区域内における固定資産税の課税免除の対象となる施設等に係る計画の同意期限及び設置期限を令和10年3月31日まで延長するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は令和7年4月1日から適用するものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

議案第47号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、新福祉会館の建設、その他市が所有する社会福祉施設の再編に関する検討及び協議を進めるに当たり、市長の附属機関である新福祉会館建設推進委員会を、福祉施設再編検討委員会に改称し、その所掌事務の範囲を見直すため、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

議案第48号 山鹿市特別会計条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、山鹿市工業団地整備事業特別会計を設置するため、条例を改正する必要があると提案するものです。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

隈部建設部長。

[隈部光麿 建設部長 登壇]

○隈部光麿 建設部長

議案第49号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、まちなかランドデザインを策定することに伴い、必要な事項について

協議等を行うため、市長の附属機関として新たに、まちなかランドデザイン策定協議会を設置するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

議案第50号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算を骨格予算として編成したことから、政策的経費及びその他の補正を追加するものであります。

補正予算の編成に当たりましては、第2次総合計画に基づく施策のほか、戦略的な人口減少対策として掲げた選ばれる山鹿重点プロジェクトの継続・推進、そして新たに掲げる9つの施策を重点施策として推し進めます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は18億862万円で、補正後の総額は332億3662万円です。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。まちなかランドデザイン策定業務及び小中学校タブレット端末導入業務につきまして、債務の期間、限度額は記載のとおりです。

6ページをお願いいたします。

第3表、地方債です。社会福祉施設整備事業ほか11の事業区分について補正するほか、農林振興施設整備事業及び公園施設整備事業を追加するもので、補正後の総額は18億6070万円となります。

続きまして、補正予算の主な内容につきまして、歳出により御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

(款)衛生費、(目)健康づくり推進費62万円につきましては、がん対策推進事業に係る経費です。

20ページをお願いいたします。

(款)衛生費、(目)ごみ処理費1億9282万4000円の減額につきましては、今年度解体することとしている熊本市北区植木町のリサイクルプラザの解体費用について、入札により予定額を下回ったことから、負担金を減額するものです。

22ページをお願いいたします。

(款) 農林水産業費、(目) 農業振興施設費の中の物産館管理費3104万3000円の一部につきましては、あんずの丘に設置された遊具等について、整備構想を策定する経費を計上しております。

24ページをお願いいたします。

(款) 商工費、(目) 企業誘致対策費5322万6000円につきましては、新たに設置する工業団地整備事業特別会計への繰出金を計上しております。

25ページをお願いいたします。

(款) 商工費、(目) 観光費の中の誘客宣伝推進費1110万円につきましては、博多駅直行高速バスPR事業及び温泉保養都市やまがに向けた取組に係る経費を計上しております。

27ページをお願いいたします。

(款) 土木費、(目) 都市計画総務費2091万4000円につきましては、2年間をかけて市街地のグランドデザインを策定する経費を計上しております。

(款) 土木費、(目) 住まい支援費3605万円につきましては、空き家解体及び住宅用地整備促進支援に係る経費を計上しております。

29ページをお願いいたします。

(款) 教育費、(目) 教育振興費95万9000円につきましては、小学校低学年を対象に実施する英語教育の教材購入に係る経費等を計上しております。

31ページをお願いいたします。

(款) 教育費、(目) 学校給食費53万9000円につきましては、地産地消を推進する事業に係る経費です。

以上が予算の概略であります。事業ごとの内容及び性質別の内訳、基金の状況、地方債の状況など、予算に関する資料につきましては、予算に関する説明書及び予算のあらましを御参照ください。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

議案第51号 令和7年度山鹿市工業団地整備事業特別会計予算について、御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を5241万円と定めるものです。

歳入歳出の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。

歳入予算について、説明いたします。

(款) 1 繰入金、(目) 1 一般会計繰入金は、工業団地整備費繰入金として5241万円を計上しております。

6 ページをお願いいたします。

歳出予算の主なものにつきまして、説明いたします。

(款) 1 事業費、(目) 1 工業団地整備事業費4991万円は、工業団地建設室職員の人件費、工業団地整備区域の外周測量及び相続人調査に係る経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

○小山天 市民部長

議案第52号 固定資産評価員の選任について、御説明を申し上げます。

本案は、本年4月の人事異動に伴いまして、市民部税務課長、畠村誠也を本市固定資産評価員に新たに選任するため、地方税法第404条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

報告第1号 令和6年度山鹿市一般会計繰越明許費の繰越しにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

(款) 総務費、管理経費(総合戦略策定業務)ほか24の事業に係る繰越明許費の金額に対しまして、記載のとおり、それぞれ令和7年度へ繰り越したものです。

以上、御報告申し上げます。

○有働辰喜 議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

○

散 会

○有働辰喜 議長

今期定例会において本日までに受理をいたしました請願等は、請願等文書表のと

おり、所管の常任委員会に付託しましたから、御報告をいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時40分 散会

~~~~~

6月13日(金曜日)

# 令和7年（第3回）山鹿市議会6月定例会会議録

## 議事日程（第2号）

令和7年6月13日（金曜日）午前10時開議

### 第1 質疑・一般質問

○

#### 発言通告

#### 1. 工藤彩友美

##### 一般質問

##### （1）本市への観光客のアクセスについて

ア 外国人観光客の本市へのアクセスについて

イ 山鹿市・和水町インバウンド観光周遊バス実証運行事業について

ウ 博多駅直行高速バス事業を使ったインバウンド誘致について

##### （2）安心して暮らし続けられるための医療体制の充実について

#### 2. 豊田新二郎

##### 一般質問

##### （1）熱中症対策について

##### （2）山鹿ビルについて

#### 3. 小林文江

##### 一般質問

##### （1）障害者（児）福祉サービスについて

##### （2）あんずの丘公園について

#### 4. 芋生よしや

##### 一般質問

##### （1）物価高騰に苦しむ市民生活応援の取組ができないか

ア 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用可能額

イ 物価高騰が続く中、収入は増えず苦しい生活を余儀なくされている市民の状況を市長はどう捉え、対応しようとしているのか

##### （2）健幸都市宣言具体化

ア 具体的な取組（どんな事業予算なのか）

イ 加齢性難聴者への補聴器購入補助

ウ 健康運動器具の充実、設置

エ 公共トイレの改善

オ 今後の取組

5. 北原和智

一般質問

(1) 森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の進捗状況について

ア 森林経営管理制度に基づく具体的な森林整備内容と実施時期について

イ 地域林政アドバイザーの活用状況について

ウ 林道、作業道の補修支援について

6. 高松佳美

一般質問

(1) 小中学生の熱中症対策について

(2) AEDの使用について

(3) 災害発生の際避難するときや避難所におけるコミュニケーションの在り方について

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

出席議員（20名）

|     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 工藤彩友美 |
| 2番  | 北原和智  |
| 3番  | 高松佳美  |
| 4番  | 小林文江  |
| 5番  | 古家茂臣  |
| 6番  | 永田壮拓  |
| 7番  | 原芳郎   |
| 8番  | 隈部賢治  |
| 9番  | 高橋龍一  |
| 10番 | 豊田新二郎 |
| 11番 | 山下誠治  |
| 12番 | 古川和博  |
| 13番 | 金光一誠  |
| 14番 | 松見真一  |
| 15番 | 小川榮二  |
| 16番 | 芋生よしや |
| 17番 | 勢田昭一  |

|     |      |
|-----|------|
| 18番 | 有働辰喜 |
| 19番 | 服部香代 |
| 20番 | 永田紘二 |



説明のため出席した者

|                |       |
|----------------|-------|
| 市長             | 早田順一  |
| 副市長            | 阿蘇品貴司 |
| 教育長            | 堀田浩一郎 |
| 総務部長           | 吉岡隆   |
| 市民部長           | 小山天   |
| 福祉部長           | 徳丸和孝  |
| 農林部長           | 鶴川浩一郎 |
| 商工観光部長         | 新堀竜一郎 |
| 建設部長           | 隈部光磨  |
| 教育部長           | 西島靖雄  |
| 市民医療センター事務部長   | 入江智紀  |
| 消防本部消防長        | 黒田武徳  |
| 総務部政策審議員       | 永田健一  |
| 市民部政策審議員       | 園田和雄  |
| 福祉部政策審議員       | 原幸徳   |
| 教育部首席教育審議員     | 北本憲仁  |
| 政策調整課長         | 富田和成  |
| 長寿支援課長         | 北原敬年  |
| 農業振興課長         | 佐伯勝徳  |
| 林業振興課長         | 村上吉彦  |
| 観光課長           | 長迫貴   |
| 都市整備課長         | 森賢治   |
| 市民医療センター経営管理課長 | 田尻祐介  |



事務局職員出席者

|           |       |
|-----------|-------|
| 議会事務局長    | 森田英美  |
| 議会事務局局長補佐 | 服部隆文  |
| 書記        | 一法師由臣 |

午前10時00分 開議

○

○有働辰喜 議長

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 質疑・一般質問

○有働辰喜 議長

日程第1、質疑・一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。工藤彩友美議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

皆様、おはようございます。

議席番号1番、工藤彩友美です。

今回の選挙で、皆様から御支持を賜り、この壇上に立たせていただいておりますことに、深く感謝を申し上げ、しっかりと務めてまいります。

この職に就かせていただいて以降、各種団体の総会や学校行事などに参加をさせていただく中で、これまで直接お話を伺う機会の少なかった方々とも意見交換をさせていただけるようになりました。どの業界、どの御家庭においても、現状が大変厳しく、何とかしてほしいという切実な声を数多く耳にする一方で、畜産関係の方からの飼料高騰対策の支援金が本当に助かったという声や、同世代の保護者の方から、ランドセルの贈呈がありがたいといった感謝の声もいただいております。

こうしたお声を通じて、この議会の場で決定する一つ一つの政策や予算が市民の暮らしに直結していることを改めて実感し、その責任の重さを痛感しているところでございます。

本日は、一般質問を2件させていただきます。1点目は本市への観光客のアクセスについて、2点目は安心して暮らし続けられるまちづくりの基盤となる医療体制の充実についてでございます。いずれも一問一答方式にて質問させていただきます。

まず、1点目の本市への観光客のアクセスについて質問してまいります。御周知のとおり、TSMCも昨年12月に本格稼働を始め、その進出により台湾や韓国、中国などのアジア圏からの観光客も増加しております。こうした流れを受け、本市においてもその魅力を大いに発信し、地域経済の活性化につなげていく、この上ない好機と捉えているところです。

そこで、1回目の質問です。そういった観光客の方は、どのような交通手段で本市へ来られているかについてお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問の、外国人観光客の交通手段について、お答えいたします。

熊本空港から本市への公共交通アクセスは、一般的に2つの方法が考えられます。1つ目は、空港ライナーを利用し、肥後大津駅経由で来る方法、2つ目は、空港リムジンバスを利用し、熊本市の桜町バスターミナル経由で来る方法です。両方合わせますと、平日は1日39本となります。また、新玉名駅からは路線バスを利用して、平日は1日10本の便がございます。

次に、昨年7月の1か月間、本市を訪れた外国人を対象としたアンケート調査では、本市への交通手段として50%の方がレンタカーを利用されております。次に多かったのが公共交通利用で15%、次いで、団体の貸切バス利用が12%でありました。

この結果を踏まえまして、本年度は県北地域の3市1町で構成します熊本県北観光協議会の取組として、レンタカーを利用する外国人に向けたドライブ周遊マップや、動画の作成等の誘客事業を展開してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

熊本空港から本市への公共アクセスにつきまして御答弁いただきましたが、平日に39本あるとはいえ、いずれも乗り換えが必要であり、調べてみますと、どちらも所要時間は約2時間と伺っております。

また、御答弁の中にありましたアンケート結果によりますと、本市へのアクセス手段として約50%の方がレンタカーを利用されているとのことでした。新玉名駅からはタクシーを利用される観光客が多いという声も伺っております。

こうした現状を踏まえまして、以前からも熊本空港から本市までの直通バスなどを求める声は多いですが、その一方で現在のバス会社等の兼ね合いや、既存路線の維持で現実的に大変難しいということも伺っております。

ただ、こういった現状を踏まえて、山鹿市内に宿泊される観光客を対象に、レンタカーやタクシーの利用に対して費用の一部を補助するというような仕組みを設けることも観光誘致の一助となるのではないかと考えます。今後の施策の一つとして、ぜひ御検討をいただきたいと思っております。

では、次に、山鹿市・和水町インバウンド観光周遊バス実証運行事業についてお尋ねいたします。昨年より、山鹿市と和水町におけるインバウンド観光促進の取組の一つである周遊バス実証運行がなされたということです。この事業は完全予約制ということですが、通訳スタッフの配置もされているなど、外国人の方に配慮した仕様が盛り込まれており、実効性の高いモデルだと感じました。

そこで、以下の点について質問いたします。こちらの事業の概要と乗車状況や運行実績についてお尋ねをいたします。また、概要につきましては、和水町と予算の負担割合も教えてください。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

**○新堀竜一郎 商工観光部長**

御質問の、観光周遊バス実証運行事業の概要と実績について、お答えいたします。

初めに、近年、県内においては国際線の就航や、T S M Cの進出により、観光需要が増加していますが、熊本空港や主要鉄道駅からの交通機関が少ない本市は、その観光需要を十分に引き込んでいるとは言えません。

そこで、本事業は、そのような交通アクセス不足を補完し、インバウンド需要を引き込む動線を確保するための観光周遊バスを運行するもので、昨年度から定住自立圏形成協定に基づき、和水町と連携して取り組んでおります。事業費は538万6260円で、和水町との負担割合につきましては、基礎割及び人口割により、本市が7割、和水町3割と定めております。

次に、昨年度、周遊バス関係で3つの事業を行った実績としまして、1つ目に、J R熊本駅及びJ R豊肥本線光の森駅をそれぞれ発着とした両市町の観光地を巡る周遊バスを運行し、9月から2月まで毎月各1回、合計12回の運行で、利用者は36人あり、その約8割に当たる29人が台湾からの旅行者でありました。

2つ目は、インバウンド受入体制支援として、両市町の観光事業者を対象に、受入課題の解決を助言するアドバイザーの派遣を行い、10件の観光事業者が利用されております。

また、外国語会話指導や多言語表示などに関するセミナーを2回開催し、8事業者の参加がありました。

3つ目は、両市町の観光情報と周遊バスをP Rするため、台湾向けの観光情報サイトの公開や、熊本に在住されている外国人向けにはP Rチラシを作成し、配布を行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

御答弁を踏まえまして、改めて数字を確認いたしますと、平均すると1回に20人乗りのバスに対し、およそ3名程度の利用だという結果でありました。せっかく高いモデル性をもつ実証事業であったにもかかわらず、乗車率が非常に低かったということは残念に感じております。このような結果となった要因の一つとして、事業の周知方法やPRの在り方が果たして十分であったのか、検証が必要ではないかと考えます。

そこで、次の質問をいたします。現在、市としましては、PR手法を含め、この事業についてどのような課題認識を持たれているのか、またその課題を踏まえた上で、令和7年度以降の継続や拡大の可能性を含めた計画についてお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問の、現在の課題と本年度の計画について、お答えいたします。

まず1つ目の課題として、台湾在住者向けに独自のWEBサイトを制作し、観光情報や周遊バス情報を発信しましたが、周知不足もあり、期待したアクセス数には至りませんでした。

2つ目の課題として、熊本在住者向けのPRチラシを作成し、旅行業者等に配布をいたしました。熊本に在住している外国人は、マイカーやレンタカーの利用が多く、周遊バスへの関心は低かったため、効果は限定的でありました。

これらのことを踏まえ、本年度は、利用対象者の絞り込みと、確実な情報発信基盤の活用、そして参加者に感動していただけるような魅力あるプランの作成に取り組みます。

具体的には、台湾からの旅行者をメインターゲットに、外国人が多くアクセスする旅行予約サイトの活用や、周遊バスの運行ルート等を見直し、実証事業を行ってまいります。

なお、本年度の事業費は、貸切バスの借上料や、通訳ガイド、アンケート調査分析費用など、合わせまして810万8000円でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

御答弁にもございましたが、これまでのPR方法では、なかなか多くの方にこの事業の存在自体が届いていなかったのではないかと感じます。その点、本年度からの外国人観光客の利用が多い旅行予約サイトを活用するという計画は、より多くの方の目に触れる機会が増え、事業の認知度向上や利用促進につながるのではないかと期待をしております。

本年度、昨年度より300万円ほど増額した800万円を超える予算を使って、再び実証事業を行うということで、それであれば何をもって成功とするのか、昨年度と何がどう変わるのかといった具体的な目標や検証の仕組みをしっかりと示す必要があるのではないのでしょうか。モデル的な取組だからこそ、うまくいかなかった点をきちんと分析して、実際に効果のある事業に育てていくということが大切であると考えております。

では、次の質問に移ります。本年度、誘客宣伝推進事業に取り組まれておりますが、こちらの新たな事業の1つに関して、私自身、非常に高い期待と関心を持っております。それが博多駅直行高速バス事業を使ったインバウンド誘致についてです。まずは、実施期間や運行主体がどこなのか、料金やターゲット層などについて、概要をお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問の、博多駅直行高速バス事業の概要について、お答えいたします。

今回、福岡市に本社があります株式会社HEARTSモビリティが、自社の経費負担で定期運行を計画されている博多駅直行高速バス事業につきましては、現在、九州運輸局への申請を進められております。運輸局の許可が下りれば、博多駅南側にありますHEARTSバスステーションから福岡空港国際線を経由して山鹿温泉から平山温泉まで毎日2往復の定期バスを運行され、運賃は片道3,000円を想定し、7月の運行開始を目指されています。

今回、経由地として予定されている福岡空港国際線も、今年3月に第2滑走路が供用を開始され、さらにインバウンド入込客数増加が期待されています。

そのような中、今回のバスの運行開始を絶好の機会と捉え、インバウンドが増加している福岡都市圏から本市を結ぶ二次アクセスとして利用していただけるよう、

積極的にPRをしてみたいです。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

**○工藤彩友美 議員**

御答弁にありましたが、本事業はあくまで民間事業者が主体となって運行するバス事業に対して、本市はPRや周知面で連携、後押しを行う形で展開されているものと理解をいたしました。7月からの実施予定とありましたが、夏休みも始まりますので、ぜひ予定どおり実施をしていただきたいと思いますと感じております。こちらは、当然、インバウンド観光客もターゲットだと思われそうですが、ぜひ多くの山鹿市民の方々にも利用していただけるよう働きかけが必要だと感じております。

先ほど、和水町とのインバウンド観光周遊バスに関する質問の際にも申し上げましたが、どれほど魅力的な事業であっても、十分なPRがなければ、その効果を十分に発揮することはできません。本事業の成功に向けては、何よりも効果的な情報発信、すなわち的確で戦略的なPRが極めて重要であると考えております。特に観光資源が広く点在する本市におきましては、その魅力を多くの方々に知っていただくことこそ、事業の成果を高める大きな鍵になると確信しております。

それを踏まえまして、次の質問です。今回、PR事業予算として約500万円が計上されていると伺っておりますが、この予算の中で、どのような媒体、手法を活用して情報発信を行っていくのか、あわせて、外国人観光客へのアプローチや多言語対応など、具体的なPR戦略などがあればお示しください。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

**○新堀竜一郎 商工観光部長**

御質問の、PR内容について、お答えいたします。

博多駅直行高速バスを多くの方々に御利用いただくためには、効果的なPRを行うことが重要だと考えております。主なプロモーション内容としましては、1つ目に、直行高速バスを利用した山鹿観光PR動画の作成及びSNSでの広報を行います。

2つ目に、運行会社が所有されておりますバスターミナル内で、やまが和栗をはじめとした特産品の販売や、カフェメニューなどの提供を行う山鹿フェアを開催する予定です。

また、インバウンド誘致につきましては、福岡空港国際線から乗り換えなしで本市までアクセスできる利便性を、観光ホームページや多言語パンフレットを活用しPRしてまいります。

なお、山鹿市民の皆様にも、直行バスの利用を促すために、広報紙やポスター、やまがメイト等で周知を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

御答弁いただきました、山鹿市、福岡県それぞれでアプローチを企画されているということで、効果の期待をしております。

以前にも、市の事業といたしまして、平成23年4月から平成25年3月まで、よへほ号直行バス事業なるものが展開されていたと伺いました。こちらは、博多駅周辺と山鹿市平山温泉間で運行され、もちろん料金やルート、バスの本数などは本事業とは異なりますが、直行バスという面でも大変好評であったと聞いております。しかし、法律の改正などが要因で、惜しまれつつ廃止になった事業と伺いました。

今回の事業も、市民の皆様が知るところとなれば、関心もきっと高いものと思われれます。事業者の方にお任せするだけではなく、定期的な検証等も行っていただきながら、ぜひ継続した運行ができるよう御尽力賜りますようお願いをいたします。

では、続きまして、2点目の安心して暮らし続けられるための医療体制の充実について、質問させていただきます。山鹿市の現状としては、人口減少、人口流出も続いているところですが、小さなお子さんがいる御家庭にとっては、医療体制が充実しているということが1つの定住する要因となっているということです。かつては、市民医療センターでも小児科での入院が可能でしたが、現在は様々な事情により、入院の対応が難しくなっていると伺っております。

しかしながら、休日や夜間にも診てもらえるという安心感があれば、子育て世代にとって大きな支えとなり、定住促進にもつながるのではないかと思います。ぜひそのような安心の拠点として、市民医療センターがその役割を担っていただければと願っております。

そこで、1回目の質問です。市民医療センターにおける休日や夜間の診療体制、また入院受入れの現状はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。入江市民医療センター事務部長。

[入江智紀 市民医療センター事務部長 登壇]

○入江智紀 市民医療センター事務部長

御質問の、本センターの小児医療における休日や夜間の診療体制、入院受入れの現状について、お答えいたします。

本センターの小児医療につきましては、平成19年8月以降、常勤医が不在でありましたが、令和6年4月から、山鹿市医師修学資金を貸与されました常勤医の赴任により、常勤医1名と非常勤医1名による2名体制で診療を行っております。常勤医の赴任により、月3回程度の宿日直の際に、休日や夜間の診療に対応しているとともに、新たな試みとしまして、本年のゴールデンウィーク中の5月5日こどもの日に昼間の臨時診療を行い、小児21名が受診しております。

しかしながら、小児医療におきましては専門性が高いことなどから、現状の医師2名体制では、休日や夜間を含む24時間の診療並びに入院受入れには対応できない状況です。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

御答弁いただきました現状では24時間の診療、入院受入れは厳しいとの御答弁ですが、常勤医の確保により、以前と比べると休日や夜間の診療体制が少しずつ整ってきていること、またゴールデンウィーク中のこどもの日に臨時診療を実施されたということは、大変意義のある取組だと感じました。このような新たな取組を積極的に行い、御尽力いただいている病院関係者の皆様に感謝いたすところであります。しかし、子供さん21名の受診があったという事実からも、やはり休日診療の必要性の高さも伺えます。

そこで、2回目の質問といたしまして、どういった条件があれば、小児医療体制が整うのか、またそれが難しい場合は、それが補完できるのかをお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。入江市民医療センター事務部長。

[入江智紀 市民医療センター事務部長 登壇]

○入江智紀 市民医療センター事務部長

御質問にお答えします。

本センターの小児医療における今後の医療提供体制の向上策としましては、常勤医の拡充が必要であり、現在、医師修学資金貸与者に小児科専攻の医師がもう1名

おられ、将来、常勤医として赴任される見込みです。また、大学の医局に対し、病院事業管理者と院長が直接訪問し、継続的な常勤医の派遣要請を行っているところ  
です。

しかしながら、県の保健医療計画において、地域における小児医療の維持・確保  
を目的に、熊本大学を中心に、小児科における医療資源の集約化・重点化などによ  
る小児医療圏の再編・統合が進められており、本市の属する有明・鹿本医療圏にお  
きましては、くまもと県北病院が一定の入院医療を提供できる病院として位置づけ  
られているところです。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

工藤議員。

[ 1 番 工藤彩友美 議員 登壇 ]

**○工藤彩友美 議員**

確かに医療人材の確保が困難な状況下において、質の高い小児医療を安定的に提  
供していくためには、県が進める集約化・統合の方向性も合理性があるとは受け止  
めております。

一方で、やはり身近な場所で診療を受けられるという環境が整っていることは、  
子育て世代にとっては何よりの安心につながります。今後、常勤医師の増員など  
によって、より充実した診療体制の構築が可能となれば、本市にとって大きな前進  
であり、市民にとっても心強いものになると期待をしております。

では、次の質問に移ります。一部重複になりますが、安心して暮らせる地域づく  
りのためには、救急医療体制の充実が欠かせないものと考えております。しかしな  
がら、救急対応を市民医療センターだけで完結させるのは、現実的にも難しく、や  
はり民間の医療機関との連携・協力が重要になってくるものと思います。

そこで、3回目の質問です。現在の休日・夜間における救急医療体制の状況、ま  
たその体制強化のために国などの補助金など、どのように活用されているのかをお  
聞かせください。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。入江市民医療センター事務部長。

[入江智紀 市民医療センター事務部長 登壇]

**○入江智紀 市民医療センター事務部長**

休日・夜間における救急医療体制の現状と、体制充実のための国などの補助金の  
活用について、お答えいたします。

鹿本医療圏の二次救急医療における、入院治療を必要とする重症の救急患者の受

入れ体制としましては、圏域内外の病院群が共同・連帯して、輪番方式により実施しております。共同・連帯する病院としましては、本センターのほか、保利病院、山鹿中央病院、圏域外の熊本市立植木病院の4病院となります。この輪番制により、外科医と内科医それぞれ2名、合わせて4名の医師が365日、休日・夜間の当番医として診療しております。

また、これらの病院には、国の交付税を含む市の一般財源による山鹿市病院群輪番制病院運営事業補助金により、関係職員の給与費としまして1日当たり7,780円が補助されております。参考としまして、令和6年度の輪番制における山鹿市民の救急患者受入れ人数は2,938人となっており、内訳としましては、本センターが1,469人、保利病院338人、山鹿中央病院1,051人、熊本市立植木病院80人です。また、本センターの他市町村の患者も含めた救急車の受入れ件数としましては、令和元年度の999件に対し、令和6年度は1,464件となり、4割以上増加しております。

国などの補助金の活用につきましては、救急医療体制の強化に向け、今後も補助事業の情報収集に努め、貴重な財源として有効活用を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

御答弁によりますと、現在は4つの病院が交替で医師4名の体制で救急対応に当たっておられるとのことでした。令和6年度の救急患者の受入れ実績は2,938名であり、単純に日数で割ると1日当たり約8名の患者に対応されている計算になります。

また、救急車の受入れも4割増えているということでした。補助金があるとしたしましても、この数字からも限られた人員で、非常に多くの対応を担っておられることが伺え、現場の負担の大きさが懸念されます。

今後、この体制を持続可能なものにするためには、医師への負担を軽減する工夫が不可欠です。例えば、診療の優先度を判断する仕組みの見直しや、看護師、救急救命士との役割の最適化、さらには情報通信技術、ICTを活用した支援体制の強化など、現実的で多角的な取組が必要だと考えます。

これまで市民医療センターについてお尋ねしてまいりましたが、日常的な健康管理や初期診療の役割を担うかかりつけ医の存在も、地域医療を支える上で非常に重要であるとされています。

しかしながら、山鹿市内においては、医療機関の数が年々減少傾向にあり、地域

によっては医療へのアクセスに格差が生じている現状も見受けられます。いわゆる無医地区と呼ばれる地域に診療所や病院が存在しない地域があるのかどうかについても気になるところです。

そこで、お尋ねをいたします。山鹿市において、現在、無医地区に該当する地域はあるのか、また無医地区の定義についてもお聞かせください。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。入江市民医療センター事務部長。

[入江智紀 市民医療センター事務部長 登壇]

○入江智紀 市民医療センター事務部長

無医地区の定義と山鹿市における該当地区の有無について、お答えいたします。厚生労働省が定めたへき地保健医療対策等実施要綱により、無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4キロメートル以内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用できない地区と定義されております。また、この定義でいいます、容易に医療機関を利用できない地区とは、定期交通機関やタクシー、自家用車などを利用しても、医療機関に行くために必要な時間が1時間を超える場合となります。このため、本市におきましては、市内のどの地区からでも、地元の医療機関はもとより、本センターまでの自家用車などの移動時間も1時間未満であり、無医地区はございません。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

御答弁の中では、現在のところ、本市に無医地区は存在しないということでしたが、少子高齢化の進行に加え、深刻化する看護師不足といった課題も含め、今後の地域医療の継続的な確保には大きな懸念を抱いております。特に、これまで地域医療を支えてこられた医師の方々が御高齢となる一方で、次世代の医療人材の確保が追いついていないという現状は、市民の命と健康を守る上で、見過ごすことができない重要な課題だと感じております。

そこで、最後の質問をいたします。今後、山鹿市における安定的な医療提供体制の確保に向けて、市としてどのような課題認識をお持ちであり、どのような方針で取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。入江市民医療センター事務部長。

[入江智紀 市民医療センター事務部長 登壇]

○入江智紀 市民医療センター事務部長

少子高齢化が進展する中での地域医療の確保策について、お答えいたします。

近年、無医地区の要件に該当するへき地の自治体病院におきましては、医師の高齢化や慢性的な医師不足など、安定的かつ継続的な医療の提供に大きな支障を及ぼす事態が危惧されており、鹿本圏域におきましても、60歳以上の医師の割合が国・県の平均を上回っており、医師の高齢化が進んでいることに加え、後継者が不足しております。

また、無医地区などへき地医療の対策につきましては、新興感染症の発生などにより医療ニーズが増大した場合も医療提供体制を維持できるよう、国が示す指針に基づき、都道府県が策定する保健医療計画において一体的に検討を行うこととされております。

現在、鹿本圏域に無医地区はございませんが、今後、少子高齢化に加え、医師や看護師など、医療スタッフの人材不足が進むことが危惧されますことから、鹿本圏域の保健医療推進協議会などにおきましても、医療提供体制の確保策は課題の一つとして取り上げられているところです。このため、県や市などの行政機関や鹿本医師会などとのさらなる連携を深め、引き続き協議を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

御答弁をいただきました中にもありましたとおり、今後の医療体制の充実におきましては、行政機関や医師会などとの連携が極めて重要であると、改めて感じております。あらゆる世代にとって、安心した暮らしを続けるためには、医療の体制整備は欠かせないものであり、同時にそれは本市の定住促進にも直結する重要な要素であると考えております。

また、医療を担っていただいている医師や看護師をはじめとした医療従事者の皆様の心身の健康にも十分に配慮しながら、本当の意味で持続可能な医療体制を築いていくことが何よりも大切だと感じております。

今後とも、本市の医療体制のさらなる充実に向けて、着実な御対応をお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、工藤議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、豊田新二郎議員の発言を許します。豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

皆さん、おはようございます。

議席番号10番、豊田新二郎です。

最近、米の話題ばかり耳にしますが、先月、食の大切さを学ぶことを目的とした米づくり体験に、Uターン移住してきた娘家族や子ども食堂を利用されている御家庭とともに参加させていただきました。体験会は、種まき、田植え、収穫の3回に分かれており、今回は第1回目の種まき作業でした。実際に土に触れ、農作業に取り組む中で、農業従事者の皆様の御苦勞を肌で感じる非常に貴重な経験となりました。現在、米の価格高騰が社会的に問題となっておりますが、長年にわたる減反政策に加え、気候変動や自然災害の頻発、生産者の高齢化や後継者不足など、様々な要因が生産に大きな影響を与えていることを改めて考えさせられました。

それでは、発言通告に従い、2点の質問をさせていただきます。

1点目、熱中症対策について伺います。近年、地球温暖化に伴い、夏季の気温は年々異常な高温を記録しており、熱中症の発症リスクは市民の生命と健康を脅かす深刻な問題となっております。実際に、本年4月21日には、山鹿市が全国の観測地点の中でも最も高い気温を記録するという、これまでにない事態が発生しており、異常気象が既に日常の延長線上にある事実を私たちに強く突きつけられております。

このような中で、昨年より健幸都市やまがを掲げて、本市が健幸都市宣言をされたことは市民の健康を守り、持続可能なまちづくりを進める上で非常に意義深い取組であると喜ばしく思っております。

そこで、お尋ねします。本市は、健幸都市やまがとしての理念の下、熱中症対策をどのように捉え、どのような方針の下に施策を進めておられるのか伺います。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問の、熱中症対策の施策について、お答えいたします。

熱中症とは、高温多湿な環境に長時間いることで、体温の調節がうまくできず、体内に熱が籠った状態です。運動時や屋外だけでなく、屋内で何もしていないときでも発症し、目まいや吐き気、頭痛、失神などの症状を来し、最悪の場合は死に至る病気でございます。

このため、広報紙やホームページを活用し、市民が熱中症を防げるよう、暑さを

避けたり、小まめに水分補給をするなどの正しい情報を周知・啓発するとともに、環境省から熱中症警戒アラートが発表される時期には、やまがメイトにより注意喚起を行っているところでございます。

また、去年は涼み所として市内7か所にクーリングシェルターを開設し、併せて啓発を行いました。さらに、本年は包括的連携に関する協定を締結している大塚製薬株式会社との熱中症予防の取組として、市職員及びクーリングシェルター関係者に向け、熱中症対策に必要な専門的な知識を身につけるための熱中症対策アンバサダー講座の受講を積極的に推奨しているところでございます。

これからも、熱中症予防の啓発や注意喚起など、熱中症対策に向けた市民への周知に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

市民の命を守るため、広報紙やホームページ、やまがメイトを活用した情報発信に加え、去年のクーリングシェルターの開設、そして本年の熱中症対策アンバサダー講座の推進といった総合的な熱中症対策に取り組まれていることがよく分かりました。こうした取組は、特に高齢者や子供など、熱中症のリスクが高い方々の命を守る上で、非常に重要であると思います。

次に、クーリングシェルターの運用について伺います。昨年度より猛暑対策の一環として、クーリングシェルターの設置が行われ、市民が猛暑時に一時的に避難し、休息を取ることができる場所として、公共施設等が開放されております。この取組は、熱中症から市民の命を守るという意味で、とてもすばらしい対策と認識しております。

しかしながら、その運用が市民に十分浸透し、必要とされる場面での確に活用されているのか、利用実績や運営状況をしっかりと検証し、今後想定されるさらなる猛暑への備えを万全に整えることができているのかを把握していく必要があると思います。

加えて、今年度からは、新たに商業施設とも協定を締結し、地域全体で熱中症対策を推進する体制の強化が図られていると伺っております。民間施設との連携によるシェルターの多様化は、利用者の利便性向上や認知度の拡大に寄与するものであり、今後の猛暑対応において大きな意義を持つものと考えます。

そこで、お尋ねします。まず、昨年度におけるクーリングシェルターの利用状況

について伺います。

次に、新たに協定を締結した商業施設におけるシェルターとしての運用体制、また市民への周知や受入れ態勢など、利用者対応に関する今後の取組方針について、本市の考えを伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

○小山天 市民部長

御質問の、クーリングシェルの運用について、お答えいたします。

クーリングシェルにつきましては、令和6年度から運用を開始し、公共施設7か所を指定いたしました。設置基準につきましては、1つ目に適切な冷房設備が備わっていること、2つ目に熱中症特別警戒情報が発表されたときに開放できること、3つ目に適切な空間が確保されていることとなっております。この基準に基づき指定されることとなりますが、本市におきましては、熱中症特別警戒アラートが発表されなくても、暑いと感じたら気軽に立ち寄って休憩していただけるような場所となるように取り組んでおりますので、利用者数の把握をすることは考えておりません。

利用状況としましては、市役所、4つの市民センターや環境センターにお見えになられた方や、総合体育館では運動をされている方、市民交流センターでは講座受講者や小中学生などに涼んでいただく場所として利用いただいております。

また、今年度、民間商業事業所3者と、5月27日に協定を締結いたしました。それぞれの商業施設の営業日、営業時間帯を開放し、国が定めております熱中症警戒アラート期間の10月22日まで運用を行い、急を要する事案等が発生した場合には、各店舗の従業員に対応していただくこととなっております。

なお、クーリングシェルの指定につきましては、ホームページややまがメイト、環境便で市民の皆様へ周知をいたしております。

今後につきましては、人の流れや滞在箇所、受入れ施設の広さや用途などを検証し、市民の安全・安心につなげられるように、クーリングシェルの指定を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

ただいま御答弁いただきましたクーリングシェルターについては、私自身、実際に幾つかの指定施設を視察してまいりました。のぼり旗の設置やチラシの掲示など、一定の周知は図られておりましたが、実際にどこで涼を取ればよいのかと分かりづらい施設も見受けられました。特に、高齢者の方や体調の優れない方が、迷うことなく安心して利用できるようにするためには、さらなる案内表示の工夫や休憩スペースの明確化が必要と感じました。

また、施設管理者による定期的な見守り体制の構築や、緊急時の対応としての経口補水液の準備や、容体の悪化が見られた際の病院案内や、救急対応のフォロー整備など、より実効性のある受入れ態勢づくりに努めていただきたいと思います。市民の皆様が安心して利用できるためのクーリングシェルターの体制が今後さらに充実することを期待しております。

次に、観光客への熱中症対策としての環境整備について伺います。近年、国内外からの観光客が各地を訪れるようになり、本市においても歴史や温泉といった地域資源を生かした観光まちづくりは、一層重要となっております。

こうした中、近年の猛暑は観光地にとっても大きな課題の1つであり、観光客が安心・快適に滞在できる環境の整備が求められております。私自身、昨年、熊本城を訪れた際、天守閣の前に設置されたミストシャワーの周りに多くの外国人観光客が集まり、涼を取りながら、心地よい時間を過ごされていた様子を目にいたしました。

こうした簡易な暑さ対策であっても、訪れる方々に対するおもてなしの姿勢として、非常に好印象を与え、観光地としての評価向上にも寄与するものであると強く感じた次第です。

本市においても、豊前街道沿いをはじめとした観光の主要エリア、特に八千代座、さくら湯、あし湯付近といった観光拠点周辺において、ミストシャワーの設置や日陰空間の確保といった、涼を感じられる環境整備を積極的に推進すべきではないかと考えます。

そこで、お尋ねします。観光客への熱中症対策をどのようにお考えか伺います。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

**○新堀竜一郎 商工観光部長**

御質問の、観光客への対策について、お答えいたします。

本市には、八千代座、さくら湯、あし湯など、豊前街道沿いに数多くの観光資源が点在しており、特に山鹿灯籠まつりの2日間には多くの観光客にお越しいただい

ております。

その一方で、近年の気温上昇による熱中症への対策が喫緊の課題となっており、その対策として最も暑い時期の開催となる灯籠まつりにおきましては、演出効果も含めたおもてなしの設備として、湯の端公園内に仮設のミストシャワーを設置しております。

また、豊前街道沿いでは、過去にさくら湯周辺に設置したり、八千代座公演の際には主催者によって八千代座入り口に設置されたりして、暑さ対策が行われたことがあります。

しかしながら、これら設備は、導入費用や維持管理に係るコストの問題に加え、風向きや天候に左右されやすく、効果が限定的でありましたので、継続的には実施していない状況であります。

これらのことを踏まえ、今後の観光客への熱中症対策として、訪れる人々に涼しさを提供できるよう、関係団体等と協議しながら、安全・安心な観光環境の整備に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

**○豊田新二郎 議員**

八千代座やさくら湯、あし湯といった豊前街道沿いの観光地点で、近年、国内外から多くの観光客がお越しになる一方で、やはり夏場の暑さ対策は喫緊の課題であると強く感じております。

各施設の所管が異なる点や、指定管理の関係などがあることは理解しておりますが、例えば土・日・祝日など、人出が多く見込まれる日だけでも、ミストシャワーや日陰スペースの設置など、観光地ならではの涼のおもてなしについて、今後、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、小中学校の熱中症対策について伺います。現在、市内の小中学校においては、教室へのエアコン設置については一定の環境整備が図られているものと認識しておりますが、屋内運動場や各種学校行事等が行われる体育館においては、依然として高温環境下に置かれている場合が多く、熱中症などによる健康被害が強く懸念されております。

近年の異常な猛暑は、もはや自然災害の一種とも言えるものであり、未来を担う子供たちの命と健康を守るためにも、教育現場における暑さ対策、とりわけ体育館の環境改善は急務であると強く感じております。

そこで、市内小中学校の体育館における熱中症対策の実施状況を伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問の、本市小中学校の体育館における熱中症対策の実施状況について、お答えいたします。

市内13校では、様々な熱中症対策が行われておりますが、運動を伴う体育等について、共通して実施している主な対策は3点です。

1点目は、暑さ指数計等を用いて、授業前に体育館使用の可否を判断していること。2点目は、体育館の使用が可能と判断した場合は、大型扇風機等を活用して換気をしながら活動していること。3点目は、児童・生徒に水筒を体育館まで持参させ、すぐに給水できるようにしていることです。そのほか集会活動等の運動を伴わない体育館の使用では、午前中の早い時間に実施しております。また、体育館を使用せず、リモートによる各教室での実施など、各学校の環境を活用した対応がなされております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

ただいま御答弁いただきましたように、市内の小中学校においては、暑さ指数の活用や大型扇風機による換気、水筒の持参など、現場でできる限りの熱中症対策が講じられていることは理解いたしました。

しかしながら、近年の猛暑の傾向を踏まえますと、こうした対策にも限界があるのではないかと懸念しております。特に体育館は、構造上、熱が籠もりやすく、十分な換気が難しい状況でもあると思います。

そのような中で、児童・生徒の安全をより一層確保するために、体育館へのエアコンの導入も視野に入れるべき時期に来ているのではないかと考えます。

次に、本市の小中学校体育館へのエアコン設置について、検討状況や今後の具体的な整備方針について伺います。

現時点において、市内の多くの学校体育館では、建物の構造上、断熱性が十分に確保されておらず、エアコンの設置が困難であると同っております。しかしながら、近年の記録的な猛暑は、もはや季節的な不便の域を超え、子供たちの命に関わる極

めて深刻な問題となっております。

特に体育館は、体育授業や学校行事の実施に加え、災害発生時には避難所としての役割も果たす重要な公共施設であることから、その環境整備は喫緊の課題であると強く認識しております。実際に、近隣自治体の中には、既に学校体育館への空調設備の整備を完了している事例や、国・県の補助制度を活用しながら、具体的な整備計画を着実に進めているところもあります。子供たちの安全と健康を守ることは、行政として最優先すべき責務の一つであると申し上げます。今後の対応には、一層のスピード感と具体性を持って臨まれるよう、強く求めるものであります。

そこで、お尋ねいたします。現状の構造的な課題があることは承知の上で、今後、子供たちの命と健康を守るために、学校体育館へのエアコン設置について、現在までの検討状況や今後の具体的な整備方針について伺います。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

**○西島靖雄 教育部長**

御質問の、学校体育館へのエアコン設置について、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、学校体育館は体育の授業等の利用のみならず、災害発生時の避難所としての利用も想定されることから、避難所環境整備の面からもエアコン設置が望まれる施設であると認識をしております。

まず、現在までの検討状況につきましては、昨年、県内で既にエアコン設置を実施している自治体を視察し、その経緯や空調方式等について調査を行っております。空調方式については、熱中症対策や避難所活用といった導入目的により幾つかの方式があり、その方式によって設置費用や設置後の維持管理費用が異なりますので、引き続き、先進自治体の視察や情報収集を行ってまいります。

また、国の補助制度につきましては、文部科学省において学校体育館空調整備に関する補助の方針が示されており、冷暖房効率確保の観点から、当該施設の断熱性確保が要件とされております。

整備に当たっては、断熱工事等が必要となり、多額の費用を要することが想定されます。当然、光熱費等のランニングコストや冷暖房効果の効率性を考慮しますと、断熱性確保は必要であると考えております。

これらのことを踏まえ、費用対効果や導入に当たっての諸要件等をさらに調査・研究し、課題の整理を行った上で、具体的な整備方針を検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

ただいまの御答弁では、各自治体の視察や空調方式の検討、断熱性の確保に関する課題整理などが挙げられましたが、現時点での具体的なスケジュールや整備の道筋について、明確な言及がなかったことは残念であります。スピード感を持って取り組むべき課題ではないでしょうか。

学校体育館は、授業だけでなく、災害時の避難所としての役割も担っており、まさに命を守る場でもあり、特に年々深刻化する猛暑の中で、児童・生徒が安心して体育活動を行える環境を整えることは喫緊の課題であり、国の補助制度や先進自治体の事例を生かし、本市としても一刻も早い方針決定と具体的な整備の着手をお願いします。

今回、熱中症対策について質問いたしましたのは、近年の猛暑の影響が深刻化する中で、市民の命と健康を守るために必要な対策の強化を求めたいと考えたからです。山鹿市消防本部のデータによれば、熱中症による救急搬送は一昨年が50人、昨年は96人と、僅か1年でほぼ倍増しており、今後も気候変動によりさらなる増加が懸念されます。

こうした状況を踏まえれば、学校施設をはじめとして公共施設での熱中症対策の充実、救急搬送の抑制、ひいては救急隊の出動回数の軽減にもつながり、結果として消防職員の業務負担の緩和にも寄与するものと考えます。今後の迅速な対応を強く期待し、熱中症対策に関する質問を終わります。

2点目の質問、山鹿ビルについて伺います。昨年6月定例会において、山鹿ビルの解体に向けた進捗について質問を行って際には、区分所有者への交渉を継続しつつ、本年度末を一定の判断期限と設定し、全員の買取同意に至らなかった場合には、法的手続を視野に入れ、特定要除却認定の取得を目指して、耐震診断調査に着手したとの御答弁をいただきました。建築から50年余りが経過し、老朽化が著しい山鹿ビルの早期解体、跡地活用は、中心市街地の安全確保及び再生に向けた喫緊の課題でもあります。

そこで、改めて耐震診断の結果や特定要除却認定の取得状況、また区分所有者との交渉の進展など、今年度末までの取組の進捗について、現時点でどのような状況にあるのか伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光麿 建設部長 登壇]

## ○隈部光麿 建設部長

御質問の、山鹿ビルの解体に向けた進捗について、お答えします。

令和6年6月の定例会で答弁しましたように、山鹿ビルは区分所有権が設定されており、本市単独の判断による取壊しなどができない建物となっておるため、権利の移譲について、区分所有者の方々と個別に交渉を進めておりますが、一部の方からの了承が得られていない状況が続いております。

そのため、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づき、強制的な買取りができるよう必要な準備も並行して進めております。具体的には、令和6年度に山鹿ビルの耐震診断調査を実施し、その結果、取壊しが必要な建物との判断を受け、令和7年3月に熊本県から特定要除却の認定を受けました。この認定により、法に基づく手順を着実に進めれば強制的な買取りもできる状況となりましたので、今後はその手順に従い、山鹿市が買受者となる買受計画を策定し、県の承認を得た後に区分所有者集会を開催する予定です。その区分所有者集会において、敷地売却決議に必要な区分所有者の5分の4以上の合意を得たいと考えております。

なお、区分所有者集会は秋頃を予定しておりますが、法的な瑕疵が発生しないよう専門家の意見を確認しながら進め、年度内に移譲が完了することを目指しております。

以上、御答弁申し上げます。

## ○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

## ○豊田新二郎 議員

ただいまの答弁により、山鹿ビルの解体に向けては、特定要除却の認定を受け、法的手続に基づく買受計画の策定や、区分所有者集会の開催に向けた準備が進められていることが確認できました。こうした一連の対応が着実に進められている点については、一定の前進と受け止めております。

しかしながら、老朽化した建物が長期間放置されてきた経緯もある中で、市民の皆様からは安全性や景観への影響、さらには跡地の利活用に関する不安や意見が多く寄せられており、今後はこれらの声を真摯に受け止め、より一層スピード感を持った対応をお願いします。

次に、山鹿ビル解体後の周辺整備について伺います。昨年6月定例会において、山鹿ビル解体の周辺整備について質問を行った際には、山鹿ビル跡地は市街地の中心であり、さくら湯や豊前街道にも面した非常に重要な場所であるとの認識の下、市民の交流の場、観光客が立ち寄れる施設、山鹿の魅力発信、住居施設など、様々

な可能性を視野に入れ、中心市街地のにぎわい創出に向けたビジョンの骨子案を本年度中に検討するとの御答弁をいただきました。

そこで、お尋ねいたします。現在、山鹿ビル解体に向けた手続の協議が進められている中で、その跡地及び周辺エリアの将来的な整備について、早田市長としてどのようなビジョンを描いておられるのか、現時点での構想や考え方を伺います。また、地域住民や関係団体との意見交換、そして具体的な整備スケジュールの策定に向けた取組状況についても、併せて伺います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

山鹿ビルの解体後の跡地利用を含めた周辺整備については、おおむね中心市街地のエリアを対象とした、グランドデザインの中で描いていくことを考えております。

中心市街地エリアの将来像としては、多くの観光客などが訪れ、平日の昼間からにぎわうことを目指しており、そのにぎわいを市全域に波及させることで、本市の観光業や商工業をはじめ、地域経済全体の活性化を図りたいと考えています。

グランドデザインの策定につきましては、本定例会に条例改正や補正予算の関係議案を提案しておりますが、来年度までの2年間をかけ、行政のみならず市民や企業等の関係者の方々が共有する目標を持ち、一体となって魅力的なまちづくりを実現する方針や計画を策定いたします。

今年度は、市民の意見を募るため、ワークショップやアンケートを積極的に実施し、特に将来にわたり、中心的な役割を果たす若者の意見聴取に重点を置きます。こうした多様な意見を基に、山鹿ビルの跡地の活用や、空き家・空き店舗問題の解消、観光視点からのにぎわいづくりなど、幅広い視点でまちづくりの大きなビジョンを示してまいります。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

山鹿ビル跡地及び周辺エリアについて、市長が掲げる平日昼間から観光客でにぎわい、地域経済全体の活性化を目指すとの将来像は、まさにこれからの本市にとって重要なビジョンであると受け止めております。

また、グランドデザインの策定に当たり、官民が一体となって2年をかけて取り組まれるとの方針や、若者の意見を重視したワークショップやアンケートの実施な

ど、多様な視点を取り入れた進め方には、私自身も共感いたします。

こうした大規模な土地整備においては、近年、多くの自治体がP F I事業の手法を活用し、民間の資金やノウハウを取り入れることで、より効率的かつ持続可能なまちづくりを進めている事例が見られます。

P F I事業は、公共施設の整備・運営に民間の力を取り入れることで、行政の財政的負担を軽減しつつ、サービスの質を高める効果が期待できるものであり、ぜひ本市においても今後の中心市街地の整備に当たり、こうしたP F Iなどの手法も積極的に検討いただき、官民連携による活気あふれるまちづくりを推進していただきたいと思います。

以上で、私の今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、豊田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

午前11時22分 休憩

○

午前11時30分 開議

○有働辰喜 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、小林文江議員の発言を許します。小林議員。

[ 4 番 小林文江 議員 登壇 ]

○小林文江 議員

皆様、こんにちは。

議席番号4番、小林文江でございます。

質問に入ります前に、資料を配付させていただきたいと思いますので、議長の許可をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○有働辰喜 議長

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。

[資料配付]

○小林文江 議員

まずは、先の選挙で市民の皆様より多大な御支援を賜り、市議会へ送り出させていただきました。本日、この壇上に立たせていただきましたことを心より感謝申し上げます。これからしっかりと市民の皆様のお声を聞き、また先輩議員の皆様のお指導を仰ぎながら、市政発展のために尽力する所存でございます。

何分にも初めての質問で、お聞き苦しい点が多々あろうかと存じますが、発言通告に従いまして、本日は2点、障害者・障害児の福祉サービスについて、あんずの丘公園について質問させていただきます。

なお、先ほど議長に許可をいただきました配付資料につきましては、あんずの丘公園について質問する際に使用いたします。一問一答にてよろしく願いいたします。

では、1点目の障害者・障害児の福祉サービスについてです。障害者・障害児に対する支援やサービス、税制上の控除は障害の種類や年代、生活状況によって異なります。例えば、ゼロ歳から18歳までの障害児では、障害児通所支援、障害児入所施設、学校での特別支援教育や医療費控除、児童支援法に基づくサービス、税制上の優遇措置では、障害者控除が適用されることなどがあります。

19歳から64歳までの成人障害者では、障害者自立支援法に基づくサービス、居宅介護や就労支援、生活支援などがあります。就労支援は、就労移行支援、就労継続支援、それから障害者雇用促進法に基づく雇用支援、障害者雇用の促進、さらには生活保護制度、生活困窮者への支援もあります。税制上の優遇措置では、障害者控除、所得税や住民税の控除、障害者年金などがあります。

65歳以上の高齢障害者では、いわゆる高齢者福祉サービス同様に、介護保険制度などにより要介護認定を受けた場合は、介護サービスが提供されますので、デイサービス、訪問介護、ショートステイなどが利用できます。また、それとは別に、障害者総合支援法に基づくサービスは、精神障害者と同様の支援が受けられる場合があります。

しかし、このような障害者への優遇措置があるのに、サービスを知らない、適切な情報を得られていないことで、残念な結果になりかねません。一例ですが、知的障害を持つ子供さんが運転免許を取得するのに、自動車学校に通い始めたところ、手帳所持者は10万円の助成が受けられることを知ったそうです。すぐに市役所に申請に行ったところ、自動車学校入校前なら申請できるが、入校後はできないと断られたとのことでした。結局、その知的障害を持つ子供さんは、自動車学校に9か月通われ、筆記試験も6回挑戦して運転免許証を取得されたとのことで、かなりの費用がかかったと言われていました。これは事前に分かっていたら、経済的軽減につながった事例であります。ほかにも、自分に適用するサービスが何なのか知りたいのに、どこに相談したらよいか分からないと御意見を耳にすることがあります。

山鹿市ホームページには、山鹿市子育てサイト、やまがで育てるという山鹿市子育て支援情報を発達段階に沿って紹介している立体的なすばらしい表があります。

そこで、お尋ねします。障害者向けの立体的かつ各障害者に見合った案内表示作

成について、どのようなお考えでしょうか。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問の、年代、障害に応じた誰もが分かる福祉サービスの可視化について、お答えいたします。

障害者・障害児の福祉サービスにつきましては、議員御紹介のとおり、年代・年齢に応じて児童福祉法、障害者総合支援法、介護保険法などだけではなく、非常に多くの事業や法律が関係しており、同じ年代や障害であっても、本人の置かれている環境、経済の状況及び本人の意向により、必要とする情報が異なります。

このことから、年代や障害等に応じた、例えば福祉サービスの一覧表なども有効的だと思われまますので、見やすい・分かりやすい市のホームページの改良に努めながら、情報提供を進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

障害を持つ保護者が、福祉課に電話で各種サービスについて尋ねたら、個々に応じてサービス内容が異なるので、それぞれの担当窓口にお越しく下さいと言われたそうです。今はネットの普及により、いろいろ検索して調べることができます。全く予備知識がなく、市役所窓口に行くよりも、どんなサービスがあるのか、利用できるサービスがあるかなど、まずは自分に合ったサービスを探して、適切な窓口に行って相談したほうが、よりスムーズに詳しく深い質問ができるのではないかと考えます。

さらには、相談した職員によって、情報提供の内容に差があったりすることも複数聞いています。誰が見ても同じ情報、支援を共有するために、子育て支援と同じように立体的な一覧表があることで、とても便利でより丁寧な福祉サービスを提供できるのではないかと思います。ぜひとも、年代、障害に応じた誰もが分かる福祉サービスの可視化、つまり見える化が必要ではないでしょうか。

次に、山鹿市においては、サポートブック、サポートファイルがありますね。私は、サポートブックとは子供の障害の度合いや問題、困難に直面したときに、前向きに対処できるよう、細かく手だてをして示しておくもの。サポートファイルは、

成長の記録と障害者を囲む支援者が一堂に会して会議を開くカンファレンスに役立たせるものと認識しております。

しかし、行政側から積極的な周知がされていないようで、知らない保護者も多くいらっしゃいます。まず、サポートブック、サポートファイルの特徴を教えてください。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問の、やまがしサポートブック、やまがしサポートファイルの特徴について、お答えいたします。

サポートブックは就学前、サポートファイルは就学後の子供の発達で悩みのある方が、いつでも誰からでも同じ支援を受けることができ、安心して社会生活ができるようになるための支援のツールです。

使用法や目的につきましては、原則として保護者またはお子さんに関わる人が、お子さんの成長の中での状況や気づき、特性や配慮すべきことなどを整理記入し、各種相談や受診、手続等がある際に持参して、相談者・支援者等に必要な情報の提供・共有を行うものでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

今示されたサポートブック、サポートファイルは、とてもすばらしい支援策だと思います。年間どれくらいの新規申請件数があるのか、周知方法はどのようにされているのか、活用状況はどうなっているのか、いつ頃から取り入れられたものなのかをお尋ねします。

また、今はデジタル化の時代です。現在、紙ベースで作成してあるので、今後は当事者、保護者と支援者間で、携帯やパソコン、タブレットを使ってのサポートブックやサポートファイルの活用も取り入れてはいかがかと考えますが、今後のデジタル化に向けての準備はされていますでしょうか。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問にお答えします。

サポートブックの新規申請件数は、令和5年度29件、令和6年度26件、サポートファイルについては、令和5年度2件、令和6年度1件となっており、平成24年度から取り入れられています。本市の療育支援の中核機関である児童発達支援センターや障害者支援地域協議会のこども部会及び市ホームページにて周知及び提供を行っております。

児童発達支援センターでは、センターを利用している年長児の保護者に呼びかけ、利用希望者にお渡しするとともに、随時、作成方法の支援も行われており、子供さんにとってはもちろんのこと、保護者にとってもこれまでの子供への支援を振り返る機会に役立つほか、相談機関や学校などへの情報提供・共有に活用されております。

また、デジタル化につきましては、先ほどの分かりやすい市ホームページ作成と併せ、先進自治体の事例等を参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

ぜひ今後はいろいろな形でのデジタル化が進んでいくと思っておりますので、ずっと記録を残すためにも、御検討をお願いいたします。そして、支援を受けていない御家庭もありますので、幼稚園、保育園、子育て支援センターなどへの周知も重ねてお願いいたします。

次に、アクセシビリティの活用について質問させていただきます。聞きなれない言葉ではありますが、アクセシビリティとは、全ての人が平等に使えるように、環境やサービスを整えること、誰でも使いやすくするための考え方や取組のことをいいます。令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法には、障害の種類、程度に応じた手段を選択できるようにし、どこでも等しく情報取得ができるようにすることを基本理念として定めたものとしてあります。

例えば、大まかに4点御紹介いたしますと、1点目、物理的アクセシビリティは、車椅子の人が建物に入りやすいように、スロープを設置したり、点字ブロックを整備したりすることと。これは、現在、山鹿市でも取り組まれていることです。

2点目、ウェブアクセシビリティは、障害の有無に関わらず、誰もがウェブサイトを利用できるようにすること、色のコントラスト調整やキーボード操作対応、スクリーンリーダー対応などをいいます。

3点目の情報アクセシビリティは、音声、文字、画像など、異なる形式で情報提供し、誰もが内容を理解できるようにすること。これは、視覚、聴覚障害の方々特に必要なことです。

4点目のデジタル製品サービスは、アプリやソフトウェアが、視覚、聴覚、運動などに制限がある人でも使いやすいよう設計することです。

このように、アクセシビリティについては、これからの課題と考えておりますが、様々な障害を持った方や多様な方々への情報提供は、大変重要なことだと考えています。誰もが等しく情報を取得するための考え方について、見解をお伺いいたします。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

**○徳丸和孝 福祉部長**

御質問にお答えいたします。

本市では、視覚や聴覚に障害のある方への配慮として、市ホームページ及びやまがメイトにて、音声読上げ機能の導入、翻訳機能、また文字の色・背景の色の変更も可能とするなど、改善を図っているところでございます。また、毎週水曜日に手話通訳者を、市民課の総合窓口配置しております。

今後も、障害のある方が、等しく情報取得等ができるよう研究を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

**○小林文江 議員**

アクセシビリティの活用については、今後、具体化・明確化・見える化を押し進めていただき、ぜひ多様な情報発信につなげていただきたいと思います。

今回、福祉サービスについて質問させていただきましたが、障害を持った方においては等しく情報を得られることによって、より暮らしやすくなるものと思います。どれも喫緊の課題です。ぜひとも早急な取組をお願いしたいと思います。

続きまして、2点目の質問です。あんずの丘公園は、自然と地域文化を楽しめる

複合型観光施設、広大な敷地内には家族連れや観光客に人気の遊具や体験施設、地元の特産物を味わえるスポットが集まっている。また、広い芝生広場には、ビッグキャニオンやスリル満点の人工草滑りがあり、子供たちに人気の公園と紹介されております。

しかし、現在は遊具全体が老朽化しており、ロープを張り、使用禁止遊具が目立ちますし、人工草滑りも人工芝が劣化しており、非常に危険性があると危惧しております。以前にも数名の先輩議員が、公園遊具、トイレの管理について、ユニバーサルデザイン、いわゆるインクルーシブ公園について質問されておりました。

また、本議会において、公園整備構想が提案されております。そこで、あんずの丘公園について質問させていただきます。遊具等整備構想策定事業とはどんなものかお聞かせください。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、あんずの丘遊具等整備構想策定事業について、お答えいたします。

山鹿市特産工芸村、通称、あんずの丘は、農産物直売施設や陶芸体験施設・郷土料理館等の施設及び大小の芝生広場を有し、休日ともなれば子育て中の多くの家族連れが訪れる複合観光施設です。

しかしながら、整備から30年以上が経過し、複数の遊具が修理を繰り返したり、使用できなくなったりしており、遊具の更新時期を迎えております。そのため、あんずの丘の魅力さをさらに向上させるべく、満足度を高める仕組みづくりや遊具などの整備構想を策定し、利用者のニーズに合わせた複合観光施設を目指し、安心・安全なにぎわいのある観光施設への整備に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

昨今では、全国的にインクルーシブ公園が広がってきています。インクルーシブとは、多様性を認め、全ての人を受け入れる姿勢や仕組みのことをいいます。

ここで、配付資料、みんなの広場の遊具紹介を御覧ください。

1枚目の左上、複合遊具は複数のデッキがスロープでつながり、車椅子を運びやすいように、幅広の階段が設けてあります。その下の皿型ブランコは、寝転んだり、

お友達や付添いの人と一緒にブランコを楽しめます。椅子型ブランコは背もたれと安全バーが付いています。

また、2枚目には、広場全体の合理的配慮の説明や、具体的な写真が紹介してあります。先ほどの皿型ブランコ、椅子型ブランコの写真もあります。

資料で御説明しましたように、インクルーシブ遊具は全ての子供が一緒に楽しく遊べる環境をつくること、年齢や障害の有無、身体的・感覚的・知的な違いにかかわらず、誰もが安全で快適に利用できるように設計された遊具のことをいいます。単独の遊具としての機能だけでなく、公園全体の設計にも配慮が必要で、例えばバリアフリーのアクセス、休憩スペースの設置、視覚・聴覚に配慮した案内表示などが求められますし、これらの要素が整うことで、全ての子供が安心して遊べる環境が実現すると考えます。

また、これにより、障害の有無にかかわらず、全ての子供が共に遊び、学び、成長できる社会の実現が期待されています。再整備構想があるのであれば、こういった視点を持った公園遊具の設置を検討するべきではないかと思いますが、どのようなコンセプトを持った公園整備を考えていらっしゃいますか、お尋ねいたします。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

**○鶴川浩一郎 農林部長**

御質問の、インクルーシブ遊具を導入した公園整備について、お答えいたします。

議員の御紹介のとおり、インクルーシブ公園は、障害の有無や年齢、性別、国籍などに関係なく、みんなが楽しめる公園であり、地域や世代を超えた交流を促進し、社会の多様性を尊重する意識を高める上で、重要な役割を果たすことが期待されます。

県内では、熊本市南区の平成中央公園に、九州で初めてインクルーシブ遊具が設置され、現在では天草市やあさぎり町など、多くの自治体で整備が進められています。

このような状況も踏まえ、本市においても先進地等を視察し、包括的な配慮がなされる公園整備を目指し、先ほどのあんずの丘遊具等整備構想策定業務の中で検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

障害がある子もない子も、同じ空間、同じ遊具で一緒に遊べることで、分け隔てのない遊びが可能になり、誰もが排除されない遊び場の提供や、インクルーシブな環境に触れることで、子供たちは違いを尊重し、協力する姿勢を自然と学び、多様性と共生への理解を育むことができます。

また、インクルーシブ遊具は、遊びながら身体能力、感覚、認知能力、社会性をバランスよく育てる設計がされていて、発達の支援にも役立ちますし、車椅子でアクセス可能なスロープや、介助者が一緒に遊べる広さを確保するなど、家族全体が楽しめる設計にも配慮されていますので、保護者や介助者が共に遊ぶ共有も促進されます。

今後は、具体的な遊具もお考えになると思いますので、ぜひこういう視点を持った誰もが安心・安全で遊べる環境、遊具が必要不可欠であると考えます。ぜひ前向きな検討をされますよう期待しております。

次に、休館中施設の今後の利活用について伺います。子育て中の保護者様から、山鹿市には子供たちや家族連れで遊べる屋内施設がないとよく言われます。これから雨が続く時期ですし、梅雨明けすると、最近猛暑が秋まで続きます。さらに、PM2.5や黄砂、花粉と、通年にわたり外遊びが心配な要素がいっぱいです。

そこで、休館中の施設を全天候型遊び場として整備・活用する方法もあると思います。質問いたします。今後の利活用について、どのようにお考えでしょうか。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、休館中の施設の今後の利活用について、お答えいたします。

現在、山鹿市特産工芸村あんずの丘は、管理及び運営に関する業務について、指定管理者と協定を締結しております。これまで、利活用方法については指定管理者と協議・検討を重ねてまいりましたが、再開までには至っておりません。

今後も、早期再開が図られますよう、慎重に検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

雨の日でもあんずの丘に行くと、子供が安心して遊べるイメージが定着すれば、

開会日に市長がみずから言われた、安全に遊ぶことができる環境を整え、滞在時間を延ばすとともに、満足度を高めるため、あんずの丘のさらなる魅力向上に取り組むことにつながるのではないのでしょうか。この全天候型遊び場については、今回、あんずの丘公園内施設の利活用を図ってはとの思いでお尋ねしましたが、しかし、これは市全体で検討していただきたい施設ですので、今後、様々な課が横断的に設置に向けての検討をぜひお願いいたします。

最後に、健康遊具設置についてです。あんずの丘周辺は、豊かな自然に恵まれ、ウォーキングにも最適です。毎日、多くの方が公園内外を歩いていらっしゃいます。時には立ち話しながら、休憩をされている方もあります。

本市は、昨年2月、健幸都市宣言が行われました。市長は、この健幸とは健康で幸せであることを意味し、いわゆるヘルスではなく、ウェルネスを目指すものと言われました。せっかく遊具等整備構想策定事業をされるのであれば、健康遊具もお考えいただきたいと思うのですが、大人向け健康遊具設置についてはどのようにお考えでしょうか。質問いたします。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

**○鶴川浩一郎 農林部長**

御質問の、健康遊具の設置について、お答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、特産工芸村あんずの丘は、休日には多くの子育て世代の家族連れが訪れる複合観光施設でございます。お子さんを遊ばせている間、大人の方にも楽しみながら、健康づくりに役立てていただきたいと考えております。

そのような中、本市では健幸なまち山鹿を実現するため、健幸都市宣言を行いましたので、その一助となれるよう、あんずの丘を訪れる多くの皆様の健康維持へつながら、健康遊具の設置についても整備構想策定業務の中で検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

**○小林文江 議員**

あんずの丘に何台もずらっと設置してくださいとは言いません。背伸ばしベンチや腹筋ベンチ、ぶら下がりなど、隙間時間で気軽にちょっと運動できる遊具、ちょいトレができる遊具をぜひ検討していただきたいと思います。

このちょいトレ遊具は、公園だけではありません。例えば、バス停や市役所ロビ

一、市民交流センターや福祉センター、隣保館など、人が集まりやすい場所、また市役所や市民センターは職員さんの休憩の際に活用してもよいでしょう。みんなで運動の習慣化となるよう、実践してみてもいかがでしょうか。

あわせて、インクルーシブ遊具も公園健康遊具も、遊具を購入する際の財源も重要になってくると思います。今後は、ネーミングライツの募集やふるさと納税など、あらゆる補助金の活用や、取り入れる方法があると思います。ぜひ、導入に向けての調査・研究をしていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、小林議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。午後の再開は、13時15分からといたします。

午後0時03分 休憩



午後1時14分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、午前中に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生よしや議員の発言を許します。芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号16番、日本共産党の芋生よしやです。

まずはじめに、議長に資料配付の許可をお願いいたします。

○有働辰喜 議長

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。

[資料配付]

○芋生よしや 議員

資料は、後ほど使用いたしますが、そのときにお知らせをいたしますので、よろしく願いいたします。

さて、私は3月議会で物価高で苦しい市民の悲痛な声を紹介し、市民全体への支援を求めました。その時点で、学校給食費の物価高騰分の支援事業が提案され、実施されています。さらに、市長は今回、所信表明で学校給食無償化について、国の検討、動向などに注視しながら、適時適切に対応していくと表明されました。一步

進んで言及されたことは評価いたします。しかし、待ち望む学校給食無償化、一刻も早い独自支援の決断を望みます。

今年も、食料品などの値上げはとどまることなく、2025年の値上げは、2023年以来、2万品目を超える可能性が高いと、帝国データバンクは指摘をしています。さらに、お米の高騰で、大臣の交代や、いわゆる米騒動まで起きています。山鹿市の大型店には、販売されていませんと貼り紙がされているように、いまだに全国各地にまでは行き渡っておりません。

お米は、これまでの減反、減産政策によって、800万トン以上あった米の生産量は、200万トンとも、この20数年で3分の1に減少しています。米不足になっていることが大きな原因です。

6月に入り、新農水大臣は緊急輸入まで言及し始めました。御近所の農業者に増産の対応を尋ねたところ、高齢化も進み、現状を維持するのがやっとで、これ以上広げる田んぼもないとのこと。米作って飯食えねえと言われるように、農水省の統計調査で米農家の時給は、2022年は年収1万円で、時給10円、やっと2023年は年収が9万7000円で、時給100円になりました。ここに来て安易に輸入を増やし、農家を脅かすなんてとんでもないことです。減少している農家の支援、価格保証など、米の増産を行わないと、米不足や米の高騰は繰り返されるでしょう。収穫時期になれば、即解決とはいかない状況です。

今回、農林業への支援について取り組むとの市長発言、また地産地消の取組が提案されていますが、今後、具体的な内容を注視していきたいと思います。

今、待ったなしで、市民、生産者、消費者、どちらにも支援が必要です。お隣、菊池市や和水町など、近隣では生活応援商品券が取り組まれております、山鹿市で物価高騰に苦しむ市民生活応援の取組をするべきだと考えます。

そこで、物価高騰重点支援地方創生臨時交付金の活用可能額について、お尋ねをいたします。

#### ○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

#### ○吉岡隆 総務部長

御質問にお答えいたします。

国において、令和7年度一般会計予備費の使用が5月27日に閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の地方単独事業分、1000億円の増額が措置されました。このうち、本市に係る交付限度額としましては、2983万5000円が示されているところです。

また、令和6年度中に国から配分を受けた同交付金につきましては、その全額を予算化し、物価高騰に対応する事業に取り組んでおります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

令和6年度の交付金については、全額予算化し、事業を進めている。新たに、令和7年度交付金が約3000万円示されているとのこと。

それでは、市長にお尋ねをいたします。物価高騰が続く中、収入は増えず、苦しい生活を余儀なくされている市民の状況を、市長はどう捉え、どう対応しようとしているのでしょうか。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

昨今の物価高騰に対する取組については、国においても様々な事業が実施され、本市においても物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しながら、物価高騰対策について、遅滞なく進めているところです。

市としまして、まず全国一律に実施している住民税非課税世帯等に対する給付金をはじめ、地域の実情に応じて取り組んでいる学校給食費などの物価高騰対策支援事業の着実な執行に努めるとともに、今後の国の動向も注視しながら、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民や事業者の状況を的確に把握した上で、時機を逸することなく、本市の実情に応じた支援策にしっかりと取り組んでまいります。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

私の下には、市民や事業所から、この厳しい暮らしを何とかしてほしいと熱烈的な要望が幾つも寄せられています。時期を逸することなく取り組むとの答弁に、皆さんは期待されることと思います。

次に、健幸都市宣言の具体化を進めることについて質問してまいります。健幸都市宣言の具体的な取組、事業、予算はどうかお尋ねをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問の、健幸都市宣言の具体的な取組、事業予算について、お答えいたします。

昨年2月の山鹿市健幸都市宣言に伴い、健幸づくりの取組を進め、健幸なまち山鹿の実現に向けた方向性を示すものとして、このたび、基本方針を策定したところでございます。

取組の体系としては、ひとの健幸とまちの健幸の2つの大方針の下、ひとの健幸は、からだの健幸づくりとこころの健幸づくり、まちの健幸は、支え合い安心して暮らせる地域づくりと、資源や特色をいかした健幸のまちづくりの4つの小方針、さらに健康的な生活習慣を身につけるから、温泉をいかした健幸のまちづくりまで、10の基本施策で組み立てております。また、ひとの健幸に関しては、健康寿命の延伸、まちの健幸に関しては、暮らしの満足度の増加という数値目標も設定したところであります。

次に、施策体系に基づくものとして、約150の事業を健幸都市関連事業と位置づけており、主な取組として、ひとの健幸では、食生活や運動、各種健診、子育て支援、ふれあいサロンなど、まちの健幸では、地域振興や公民連携、出かけたくなるまち、温泉を活用した事業など、既存・新規事業ともに各担当課の予算措置により推進していくこととしております。

今後は、この基本方針に基づき、各種施策等について広く周知を図りながら、市民との協働による健幸づくりに取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

健幸都市宣言の具体化として、次に加齢性難聴者への補聴器購入の公的補助を求める質問です。

私は、2019年、令和元年12月の議会で、厚生労働省新オレンジプラン、認知症施策推進総合戦略2015に、難聴は認知症の危険因子と紹介されていることを述べ、補聴器購入補助の検討を求めました。その時点での答弁は、聴覚障害、身体障害者手帳6級以上が補助の要件だと、手帳を取得することを言われました。高齢者に特化した購入補助については考えていないというものでした。

厚生労働省の見解を見れば、障害者になる前に軽度や中度のときに補聴器をつけることが大事だと、早めの対応を求めていました。補聴器購入補助は、どんな状況になっているのでしょうか。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問の、加齢性難聴者への補聴器購入補助について、お答えいたします。

令和7年5月10日時点で、全国1,747自治体のうち、453自治体が補聴器購入助成を実施しており、助成内容等はまちまちでございますが、そのうち139の自治体が、助成限度額を3万円に設定されております。

県内においては、令和7年4月1日時点で、45市町村中6市町村が実施しており、助成要件として、対象者は自治体内に住所を有する65歳以上であること。聴覚の身体障害者手帳の交付を受けていないこと。専門医による意見書を提出することが共通しています。ほかに、自治体によって独自の要件が設けてあります。

なお、3つの自治体が補助率2分の1、助成限度額は3万円のいずれか低いほう、また2つの自治体が購入費用の額または3万円のいずれか低いほう、1つの自治体が購入費用の額または5万円のいずれか低いほうの額を補助しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

配付資料を御覧になってください。

補聴器補助の取組の資料です。

先ほど答弁をしていただきまして、今、453自治体が補聴器購入の助成を何らかの形でしているとのことでした。私が示しました資料によりますと、グラフが載っているかと思えます。実施自治体数の推移で、2021年から2024年の1月まで、全日本年金者組合大阪府本部調べということで載せております。これを見ますと、2021年から2024年まで、こんなに36自治体から238自治体になっておりますが、先ほど紹介していただきました数字は453自治体ということになっております。

この取組は、やはり先ほど紹介しましたように、厚生労働省の難聴は認知症の危険因子であるということや、出かける機会が減ることを、やっぱり止めていて、出かけてほしいというような対応で、各自治体で広がったものです。

そのグラフの上に、新聞赤旗2024年1月30日付ということで、シリーズとして広がる補聴器助成という記事をずっと掲載されていたのを抜粋したのですが、実施自治体が1年で倍かと、それも議会の論戦や住民の運動で前進をしてきたということが書かれています。

その下に、利用された方の、聞こえるようになり、集まりにも行けるということが書いてありますが、厚生労働省は2021年、自治体の補聴器助成の状況などを調査したということが書いてありまして、内容も少し紹介されてあるんですが、自己負担なく買えることが、申請の多さにつながったということで、住民から制度があったから購入できた、聞こえるようになり、集まりにも行けるようになったなどの声が寄せられたと書いてあります。

その下にもう1つ、新聞赤旗2025年6月4日付には、補聴器助成が464自治体に見出しが載っています。先ほど、令和7年5月10日時点から6月4日のは、5月30日現在です。つまり、この何日間かの間にさらに増えているという状況、9自治体増加していますかね。そういう状態があります。これもやはり各団体との協力・共同の取組や、署名運動、議会要請で勝ち取った助成制度が全国に広がったという記事です。最新では、天草市が実施をするということを決めたため、上天草市でも来年に予算を計上するという情報も入っております。

この調査を続けている全日本年金者組合大阪府本部では、詳細な助成状況もホームページに載せてあります。なぜ、一気に助成が広がっているのかといいますと、補聴器をつけることでコミュニケーションが取れやすくなり、外出もしやすくなる。厚生労働省が示すように、難聴が認知症の危険因子となることへの理解が進んだということですね。

今回、市民の願い、健幸都市宣言の具体化として、山鹿市老人クラブから加齢性難聴者への補聴器購入に公的助成を求める陳情が3,912名で提出されています。全国的にも取組が進んできております。健幸都市宣言の自治体として、取り組むべきではないかと思えます。見解を求めます。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

#### ○徳丸和孝 福祉部長

御質問にお答えいたします。

一般財団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会などの資料によりますと、加齢性難聴は一般的には高音域から聞こえづらさが始まり、65歳から74歳までは3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われております。加齢性難聴により日

常生活が不便になり、生活の質が落ち、鬱や認知症の危険因子となることも指摘されております。加齢性難聴に根本的な治療法はありませんが、補聴器などを使って聞こえを改善し、言葉を聞き分ける能力を最大限に発揮することが重要とされております。

今回、山鹿市老人クラブ連合会から提出された加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情書につきましては、3,912名の署名があり、重く受け止めておるところでございます。

今般、市議会に提出された陳情書は、市民福祉委員会に付託されております。よって、議会での御議論も踏まえながら、他の自治体の取組状況も考慮しつつ、公費で負担する事業としての必要性・緊急性・優先度を検討の上、総合的に判断すべきと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

**○芋生よしや 議員**

大変積極的な受け止めをしていただいていると、今の答弁を聞いて思いました。市民の願いにしっかり応えていくべきだと考えます。

それを踏まえて、改めて市長にお尋ねをいたします。市政運営方針で先ほど小林議員もそこを言及されましたが、健幸なまちやまが、健康で幸せであること、ヘルスではなく、ウェルネスを目指す市長が述べられました。ウェルネスとは、よりよく生きようとする生活態度ということですね。

署名に取り組まれた老人クラブの方にお話を伺ったところ、補聴器は高いから、聞こえにくいけどつけていない、2回買い換えたが高くて大変、会の役員を引き受けたくれた方が、会議の内容がほぼ聞き取れず、地元で伝達ができず、そのこともあって、クラブが解散になった。そういうお話までお聞きしました。

こういった状況を聞かれて、どう思われますか。市長は、市民からの願いにどう応えていかれるのでしょうか。答弁を求めます。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

**○早田順一 市長**

加齢性難聴者への補聴器購入補助につきましては、先ほど部長が答弁したとおり、必要性・緊急性・優先度を検討の上、今後、総合的に判断してまいりたいというふ

うに思います。

市民の方々から、たくさんのいろいろな要望等もございますので、しっかり検討をして、こちらのほうでしっかり考えて取り組んで、検討させていただきたいというふうに思います。

また、健幸都市宣言については、今議会、開会の冒頭で市政運営に関する私の所信において、基本方針を示しながら、思いを述べたところでございます。

地域住民や関係機関などの意見をしっかりと聞きながら、市民一人一人が健幸な生活を送れるための施策を展開し、健幸なまち山鹿の実現に取り組んでまいります。

#### ○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

#### ○芋生よしや 議員

市長が思いを述べられたこと、健幸都市宣言自治体としても、すぐにでも実現させ、市民の願いにぜひとも応えてください。老人クラブの役割も、前回、市長は言及されました。その老人クラブが解散をせざるを得ない状況に、この難聴によって、そういう状況になったという声もありましたので、ぜひ応えていただきたいと思います。

それでは、最後にまた市長にお尋ねをしますので、次の項目に移ります。カルチャー総合体育館の運動器具、公園の運動器具について、お尋ねをいたします。

私は、総合体育館のトレーニングルームに出かけて、体力向上・維持に取り組む市民から、山鹿市の運動器具は種類も少なく、油圧式で5段階くらいの調整しかできない。これでは退院後のリハビリくらいにしかならない。玉名市や菊池市は充実していて、山鹿市からも大勢トレーニングに出かけている。山鹿市でも充実してほしい。山鹿市では物足りず、玉名市と菊池市にとの要望を受けて、玉名市と菊池市の総合体育館にあるトレーニングルームを見学し、係の方にお話を伺ってきました。

山鹿市の総合体育館の現状、運動器具と効果、トレーナーの存在についてお尋ねします。なお、その後、配付資料も活用したいと思います。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

#### ○西島靖雄 教育部長

御質問の、総合体育館トレーニングルームの運動器具の現状と新たな器具の導入及び運動トレーナーの配置状況につきまして、お答えいたします。

現在、トレーニングルームには有酸素運動に効果的なランニングマシン4台の

ほか、上半身から下半身まで部位別に効果があるとされるヒップマシーンなど、計14台を備え、利用者の目的に応じて活用いただいているところでございます。これらの運動器具は、身体に負荷をかけ、トレーニング効果を生み出すもので、安全に使用できるよう、大半が反発を抑え、全身の筋肉を効果的にトレーニングすることができる油圧式のものでございます。また、足関節の連動動作や太ももの筋力強化に効果があるとされる器具を1台ずつ、令和6年度に導入しております。

なお、運動トレーナーにつきましては、平成9年度から専属トレーナーを配置していましたが、利用者数が少なかったことを踏まえて、平成27年度からはトレーナーを置かず、トレーニングルームでの運動に関連したサポートについては、総合体育館で実施しているフィットネスプログラムのインストラクターが、必要に応じてアドバイスなどの対応を行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

資料を御覧になっていただきたいと思います。

総合体育館の運動器具の比較です。私が撮影した写真ですので、うまく撮れていなかったりもしますが、そこは御容赦ください。

まず、最初の表にしているものは、インターネットで各総合体育館を調べ、トレーニングルームについて載せてあるところを抜き出したものです。玉名市は中学生以上、菊池市は高校生以上、山鹿市はやはり中学生以上が使用できるとのことで、横に料金体系も書いてあります。玉名市は、2時間300円、回数券11枚が3,000円、菊池市は、2時間210円、回数券11枚で2,200円、山鹿市の場合は、一般・大学生250円、高校生以下が200円、回数券はそれぞれ11枚で2,500円と2,000円ということで、時間の決まりは載せられておりませんでした。もう一つ横の備考欄には、玉名市は専門のスポーツトレーナーが目的体力レベルに応じ運動指導、菊池市の場合は運動教室定期開催している。初回オリエンテーリングあり、専門トレーナー常駐との記入がありました。

先ほど答弁していただいたのを見ますと、山鹿市もやっているのにインターネットで調べたら、そういう言葉は書いてないというのは、ちょっと書くべきではないかというふうに思いました。

利用者の方から、玉名市や菊池市で利用は2時間と明記されていて、出入時間もチェックされているそうです。そのときにもアドバイスが、やり取りがあるので受

けやすいということです。山鹿市の運動器具、今、下のほうに写真、玉名市の総合体育館の写真、それから玉名市にはトレーニングメニューというものが置いてありまして、自分がやりたいところを取ると、そこに記入できるようなものも置いてありまして、もうなくなっているのがあるので、係の方が補充せんといかんというふうにおっしゃっていました。

それから、次のページにいくと、菊池市の総合体育館、もう一目見ただけで何かたくさんいろんな運動器具があるなというふうに感じられるかと思います。

3枚目が、山鹿市の総合体育館です。山鹿市の場合は、トレーニングルームが2つありまして、私は第2トレーニングルームの存在はあまり知っていなかったんですけど、今回、ちょうど行ったときに、そこでトレーニングされている方の姿も見ましたし、第1トレーニングルームでもいつも来ているんですよと、高齢の女性の方がやってありました。少しお話も聞くことができました。

今、写真を見てもらいましたように、器具とかに疎い私でも、山鹿市より他の玉名市や菊池市のほうが種類が多くて、様々なトレーニングができるんじゃないかと感じました。

それから、菊池市では高齢者もここに来て運動しやすいようにと、議員の提案で70歳以上の市民は無料と内規で決めてあるそうです。そして、菊池市の場合は、指定管理業者が器械も持っているとのことで、こういうのを専門にされているところだそうなので、中身も充実しているとのことも聞きました。

山鹿市で器具の充実をと、市民の方が伝えられたときに、アスリートしか使わない器械と言われ、運動への理解や考え方が違うのではないかと感じたと言われました。菊池市に行ったときに、施設の方が山鹿市の方が何人も菊池市を利用されていますとも話されました。30分以上かけて、お隣の自治体に出かけてトレーニングをしているのです。

先ほどの答弁で、とても気になることがありました。利用者が少なかったことを踏まえてというところですか。利用する方が増えるように、今すぐにでも改善できる点はあるのではないのでしょうか。

さくら湯にはアピールするポスターが貼られているそうですが、もっと周知が必要です。インターネット情報を先ほど述べましたよね。情報をもっと改善する。また、トレーニングメニューが分かるように、またそこに記録がつけられるように、用紙を準備する。出入りチェック時にアドバイスがせめて受けられるようにする。

山鹿市の健康器具導入は30年近くなるようです。先ほど、令和6年に導入しましたということで、少しずつは更新されているのかもしれませんが、更新時にもっといろいろ運動効果があるやつを更新していってもらうことが必要かと思います。

市民の声です。運動効果が十分でない。サポートしてくれる方が必要だから、玉名市や菊池市まで行っている。山鹿市でも取り入れられないか。これに答えて、効果が上がる運動器具、トレーナーを入れていただくべきだと提案いたします。その方は、体を鍛えれば病気にもなりにくくなるし、医療費などもかからなくなる。ぜひこういう取組をしてほしいとおっしゃっていただきました。今後の取組につきましては、最後にまとめて市長にお尋ねをしますので、ぜひ御検討をよろしく願います。

さて、続きまして、以前にも取り上げましたが、公園にいつでも誰でもが立ち寄り、身体健康増進を目的として、様々な運動器具、健康器具が設置されています。先ほど、小林議員も取り上げられましたので、少し端折りたいとは思いますが、これらの器具は誰でも気軽に利用できるため、運動不足解消、健康維持に役立ちます。公園の健康器具は、運動初心者から経験者まで、様々なレベルの人々が利用できるような設計になっています。一番いいのはお金を払わなくても、また自分の自由にできる時間に応じて利用できるのが魅力です。

公園における健康運動器具の充実化について、公園などに設置し、気軽に健康維持に取り組める環境づくり、健幸都市宣言を受けて、これを設置してもらい、市民が気軽に健康維持に取り組める環境づくりが必要だと思います。今後、新たな取組などはあるかお尋ねをいたします。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光麿 建設部長 登壇]

**○隈部光麿 建設部長**

御質問の、公園などに設置し、気軽に健康維持に取り組める環境づくりについて、お答えいたします。

健康遊具につきましては、健幸都市宣言における取組である、誰もが適度な運動を取り入れ、地域の中で支えあい健康づくりの輪を広げるを実現するためにも、有効な手段であると考えております。

昨年9月の一般質問でお答えしましたように、現在、本市には都市公園や農村公園など、6か所に17基の健康遊具を設置しているところですが、今年度、既存の公園施設にある健康遊具の活用を促進し、子育て世代の利用促進を図るため、ホームページや広報等で、誰もが分かりやすい公園情報の提供を充実させるよう予定しているところでございます。

また、健康遊具の拡大については、公園情報提供後の利用状況や利用者の意見なども参考にしつつ、そのほかの公園施設への遊具設置などについて判断してまいり

ます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

少し紹介します。山鹿市健幸都市宣言でこれをうたってある。私がいただいたわけではないんですけど、いただかれた方がこういうのを取り上げるんだったら、こういうのをもらったよと教えていただきました。今、公園器具についても答弁でいただきました、先ほど、あんずの丘にそういうのを設置する予定があるとお話もありましたし、設置してある水辺プラザの公園にあるのを、私は気づいておりませんでした。周知をもっとしていただくということで、気軽に市民がそういうところに出かけられると、大変いいなと思います。

それでは、次の質問に当たる前に、要望として私の下に来ましたお手紙をちょっと読ませていただきたいと思います。山鹿市に長年在住する市民として、私には大変気になることがあります。それは、観光文化都市を目指す当市の公共の施設である公衆トイレの件です。私も各トイレを視察したわけではありませんが、これまでここ10年くらい通りかかった際にのぞいてみた感じでは、全く汚いトイレとしか言いようのない現状に情けない思いのしどろしどろでした。私が以前何度か訪れていた隣県、大分県の日田市は町なかの隅々の小さな公園まで、トイレの便器は水洗の洋式であり、決して派手な造りではないけれど、小ざれいでいつも気持ちよく使用できていたことを思い出します。現在の山鹿市で特に気になるのが、市民球場のあるスポーツセンターの野外トイレ、大宮神社のトイレ、これは山鹿小学校のグラウンドの上のほうにあるやつです。ほかにも湯の端公園などの一部を除いて、外来の方が一度その現状を見られたら、山鹿市の常識を疑う感情を持たれるのは必至と考えられます。ぜひとも今年の日鹿灯籠祭までには改善していただきたく、願います次第ですとの文章でした。私もこれを読んで、大分ショックを受けまして、私、以前、灯籠祭にいろんな方たちがおいでになるので、トイレの改善をということで、すぐ取りかかっていただいた経緯もありますので、もっと注視をして見るべきだったなというふうに思ったところです。

観光客の方たちも、やっぱりこれはトイレというのは、とても貴重な施設だと思います。そこが美しかったら、気持ちよく過ごせるというところがあります。先ほど、スポーツセンターの野外トイレとか、小学校のトイレとかもありましたが、今回は観光客が利用する公共のトイレの改善について、的を絞ってお尋ねをいたしま

す。答弁をお願いします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問の、観光客が利用する公共のトイレについて、お答えいたします。

商工観光部所管の施設としましては、豊前街道沿いにあります、さくら湯と山鹿灯籠民芸館、3つのキャンプ場の岳間溪谷キャンプ場、矢谷溪谷キャンプ場、きらりキャンプ場の5つの施設になります。

この施設のトイレ洋式化につきましては、令和6年度末現在で、一般のお客様が利用する大便器39基のうち、洋式便器が29基となっており、矢谷溪谷キャンプ場につきましては、今年度の改修で6基を洋式化にする予定です。

また、本市最大の祭りである山鹿灯籠まつりでは、多くの観光客をお迎えするに当たり、既存のトイレだけでは不足するため、仮設のトイレを設置しておりますが、昨年は設置する全30基のうち16基を洋式トイレとしております。

海外からのお客様も増加している中で、洋式トイレの需要が高まると考えられますが、所管しているトイレ洋式化率は、今年度の改修を含めると約90%となりますので、対応できているものと認識しております。

なお、各施設は指定管理者による管理を行っておりますので、指定管理基本協定において、日常的なトイレの定期清掃を定め、利用者の方に気持ちよく使っていただく環境を提供しているところです。

今後も、観光客の利便性を考慮し、老朽化対策など計画的な維持・改修に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

今答弁をいただきました。管理しているところは約90%対応できているとのことですし、清掃などもきちんとということで、ほかのところもしっかり目を配っていただきたいなと思っています。

先ほど、お手紙にありましたように、市民や観光客は、ここはどこの部署や課が管理しているかということは分からず質問をしていくわけですので、横断的にとか、全庁的にとかという言葉が最近よく出していただいております。観光客の皆さん、

また市民の皆さんも、外出するためには大事な施設であるトイレについても、引き続ききれいにしていただくこと、また改善をしていただくことをお願いいたします。

さて、3月議会に続き、市長が打ち出されています健幸都市宣言の具体化について、市民の皆さんからの要望に基づきお尋ねをしてきました。私から申し述べるまでもないのですが、健幸なまち山鹿の実現の項目の中の、休養と運動の習慣化、健康寿命の延伸と暮らしの満足度の増加に合致する総合体育館の運動器具の充実、公共トイレの改善など、市民からの強い要望だと思えます。また、先ほど補聴器補助、本当に皆さんがこれは誰しものが納得できる要望で、たくさんの方が署名をされています。健幸都市宣言の具体的な取組をどう進め、市長がどうやっていくのかを明解な答弁でお願いしたいと思えます。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

健幸都市宣言の目的である、健幸なまち山鹿の実現に向けては、人口減少や高齢化等、本市が直面する課題を多角的に捉え、本市の強みを生かした取組を、市民とともに進めていくことが重要であると考えております。

先ほど、健幸都市に関して、カルチャースポーツセンターの器具とか、あるいは公園の遊具とかお話をいただきましたけれども、私はやはりそういった器具を使う方々は、健康に対して興味がある方だというふうに、とても思えます。肝心なのは、無関心層ですね。まだ俺は大丈夫だと、まだ健康だから大丈夫だという人たち、そういった無関心層の人たちを、これからいかに健康に向けて振り向かせるか、ここが大事だろうというふうに思いますので、器具も必要であるかもしれませんが、自らの健康のためにアクションを起こす、その取組をしっかり市民の人たちと話し合いながらしていかなければならないというふうに思います。

目標としては、市民の健康寿命の延長、健康寿命を延ばす、心と体の健康を延ばしていく。そして、そこに暮らす市民の皆さん方、温泉も活用したい、いろんなことを活用しながら、企業も巻き込んで暮らしの満足度向上に向けて、全庁的に取り組んでまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

市長が、興味のある方は自分からもういろいろな活動をしているけど、そうでは

ない方たち、無関心な方たちを振り向かせることが大事で、市民ともいろいろ協議をしながらというふうなことをおっしゃいましたので、そこは本当にぜひ強力に実行していただきたいなと思います。

ただ、そういいましても、やはり興味のある方たちが改善を求め、もっとよくして欲しいということをおっしゃっています。山鹿市の方がわざわざ隣の町まで出かけるのではなく、山鹿市で運動をやってほしいなと切に思いますし、老人クラブの方たちが、やっぱり難聴が影響して、老人クラブ自体が衰退していくようなことになってはいけませんし、コミュニケーションを取るための大事なものですので、そこはもう先ほどの答弁で重々分かっていただき、実現を進めようとしてあるのかと思いますが、ぜひともそこをお願いしまして、今日の私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、芋生議員の一般質問は終了いたします。

ここで、しばらく休憩をいたします。

午後 2 時 02 分 休憩

○

午後 2 時 14 分 開議

○有働辰喜 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原和智議員の発言を許します。北原議員。

[ 2 番 北原和智 議員 登壇 ]

○北原和智 議員

皆様、こんにちは。

議席番号 2 番、北原和智でございます。

市議会議員としてスタートし 3 か月余り、少しずつではありますが、新しい環境に慣れてきたところです。まだまだ未熟者ではございますが、今回初めて一般質問をさせていただきます。足りない点、お聞き苦しい点等あるかと思いますが、最後まで努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

さて、先月 25 日に山鹿大橋上流の河川敷にて開催された菊池側水防演習に参加してまいりました。多くの関係機関参集の下、様々な水防工法の訓練を行う山鹿市水防団の姿が頼もしく思えたと同時に、前回は副分団長として訓練に参加し、汗を流した記憶を思い出した一日でもありました。

いよいよ本格的な梅雨時期となりましたが、これから一番心配いたしますのが、大雨による災害です。できることなら、訓練が本番にならないことを祈るばかりで

す。

今回は、林業従事者の視点から、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の進捗状況について、発言通告に従い、3点お尋ねいたします。なお、この件につきましては、令和3年6月議会で、古川議員並びに令和5年3月定例会での永田壮拓議員、そして令和6年9月定例会で有働議長より一般質問をされております。

私は、現在、森林・林業に関わる仕事に携わっておりますが、その中で森林が持つ公益的機能は、国土の保全や水源涵養など、国民に広く恩恵を与えていると、日々感じております。

本市における森林面積は、山鹿市総面積の51.7%であり、国有林や竹林、天然林を除く約9,400ヘクタールが、杉、ヒノキ等の人工林です。これらは、人の手で造り上げられた森林であるため、必要に応じた手入れを人工的に行わなければ、先ほど述べた公益的機能を発揮されず、怠れば逆効果を招く危険性があります。

しかし、これまで林業を取り巻く状況は厳しく、昭和39年に木材の輸入自由化が始まり、安価な木材に需要を取って代わられたことで、価格低迷のみならず、林業従事者の高齢化や継承者不足、また資金不足などから、間伐のされない森林が多く、所有者の特定ができない放置林などが全国的に大きな課題となっていることを再認識いただければと思います。

このような現状の下、平成30年5月に森林経営管理法が成立し、これは森林所有者が自ら経営管理を行うことが困難な場合に、市町村が経営管理を行うための法律であります。経営管理が行われていない森林について、その経営管理を林業経営者や市町村に委ねる森林経営管理制度が措置され、森林環境譲与税を活用しながら本制度を進めることで、手入れが遅れた森林整備が進展することが期待されております。

本市におきましては、令和元年度から森林経営管理制度、以降、管理制度と申し上げますが、この管理制度に基づく意向調査が始まり、令和3年度からは広域基幹林道などの維持管理、そして令和5年度からは山鹿市産木材の家づくり推進事業を展開されており、これらが主な用途であると認識しております。

その中でも、当初より実施されてきた意向調査については、事業着手から6年が経過し、アンケート調査に基づく簡易現地調査等を実施されている状況かと思えます。今後は、この簡易現地調査の結果を基に経営管理権集積計画を作成し、森林整備等の実施となるものと思われませんが、そこで1点目の質問をいたします。森林経営管理制度に基づく具体的な森林整備内容と、実施時期についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、森林経営管理制度に基づく具体的な森林整備内容と実施時期について、お答えいたします。

山鹿市では、荒廃の進む民有林の整備を進めるため、令和元年度から森林経営管理意向調査を実施しております。令和5年度までに三玉地区や平小城地区など、山鹿地域における対象森林の所有者に対して、今後の山林経営管理をどのようにしたいかを問う意向調査アンケートを実施した結果、市に管理を委ねたいと回答された山林については、令和6年度までに簡易的な現地調査が完了しております。

本年度は、簡易的な現地調査が完了した森林所有者に対して、計画内容の説明や意見調整を行うなど、合意形成を図った上で、市が管理する期間や管理の内容などを記載した経営管理権集積計画を森林所有者ごとに作成し、公告・縦覧を経た後、次年度以降、切捨て間伐事業に着手することによって、荒廃が進んだ民有林における林内環境の整備に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

北原議員。

[2番 北原和智 議員 登壇]

○北原和智 議員

次年度以降に切捨て間伐事業に着手される計画との御答弁でしたが、これに至るまでは大変な道のりではなかったかと思えます。これから切捨て間伐事業の実施に向けて、伐採率の設定や詳細な施業内容等も確立していかれることと思えますが、対象となる杉、ヒノキの多くは、既に標準伐期齢を過ぎた状況ではないかと思えます。

このような森林については、既存の国庫補助事業などを活用した利用間伐や、皆伐後の再造林などの可能性もあるのではないのでしょうか。国庫補助事業を活用するに当たっては、森林経営計画の立案が不可欠となってまいります。諸条件により、立案が困難なエリアも多いことは存じておりますが、新たに実施する事業におきましては、極力、その森林の状態に合った柔軟な施業内容になるように、森林所有者の皆様としっかりと合意形成された上での施業となるようお願い申し上げます。

次に、質問の2点目、地域林政アドバイザーの活用状況についてお尋ねいたします。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の第34条では、主な用途として、森林の整備に関する施策や、木材の利用の促進のほかに、森林の整備を担うべき人

材育成及び確保に充てることなどが示されております。

令和5年3月定例会において、将来的に森林整備を担う人材の育成・確保も重要な施策であることを認識しているとの答弁がありました。いよいよ森林環境譲与税を活用した荒廃森林の現場施業への着手が近づいてまいりましたが、実施に至るまでには森林経営管理法に基づいて、市町村が経営管理を行うべきと判断した森林を集約・管理するための計画、経営管理権集積計画の作成が不可欠となってまいります。これは山林所有者の同意を得た上で、市町村が森林経営管理の権利を期間設定するものですが、計画の作成に至るまでには、山林所有者との合意形成をはじめ、様々な業務が伴うことと思います。

そのような中、山鹿市におきましても、平成29年度に創設された地域林政アドバイザー制度を活用されているとのことですが、この制度は市町村や都道府県が森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用する、あるいはそのような技術者が所属する法人等に事務を委託することを通じて、市町村の森林・林業の体制支援を図るものと定められております。

今後、様々な業務が伴う状況において、地域林政アドバイザーの活用状況についてお尋ねいたします。

**○有働辰喜 議長**

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

**○鶴川浩一郎 農林部長**

御質問の、地域林政アドバイザーの活用について、お答えいたします。

令和4年4月の森林法施行規則の改正に伴い、伐採後及び造林後の状況報告が義務化され、令和5年4月からは必要書類の添付も義務づけられたことから、報告書の受付処理が煩雑となりました。また、令和6年4月から、相続登記の義務化が法律で定められたことにより、森林の土地の所有者届出書の提出が急増しております。

このように、年々煩雑化し、かつ増加する業務をしっかりと理解した上で、提出された届出書の受理と併せて、森林所有者に対し、手続の助言や山林管理に関する問合せなどにも対応するため、林業振興課において、本年4月から地域林政アドバイザー1名を採用しております。

今後は、経営管理権集積計画の作成に向けて、計画案の作成事務をはじめ、山林所有者との合意形成など、山鹿市の森林業務全般に精通した上で、将来的には山鹿市森林整備計画の作成業務などにも従事する予定でございます。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

北原議員。

[ 2 番 北原和智 議員 登壇 ]

○北原和智 議員

現在、1名の地域林政アドバイザーを雇用されているそうですが、今後は管理制度に基づき、御説明いただいた様々な業務を滞ることなく遂行していくためにも、円滑な業務運用が求められます。現状は、市の担当職員が携わりながらの業務ではないかと思いますが、正職員の皆さんは定期異動が伴います。それらを踏まえますと、地域林政アドバイザーは大変重要な役割を担うこととなります。

特に、山林所有者との合意形成におきしては、時間を要するほか、様々な専門知識や経験などが必要となる業務でもありますし、森林管理の基盤となる山鹿市森林整備計画の作成業務などにも従事されていくのであれば、将来的に重要な役割を担う専門な職員として必要不可欠でありますので、今後も引き続きアドバイザー制度を最大限に活用していただき、専従者を増員するなどの体制強化を図っていただきますよう、強くお願いいたします。

では、最後の質問です。林道・作業道の補修支援についてお尋ねいたします。私の地元で林業を営む方から伺った話によりますと、以前は林道・作業道の除草や路面整備などの維持管理は、山林所有者らが集まって共同で実施されていたそうです。現在は、所有者不明山林の増加や人口減少、高齢化などにより、山林所有者だけでの維持管理が実質困難な状態であります。間伐や皆伐など、適切な森林管理を実施するためには、林道・作業道の存在意義は非常に大きく、伐採作業等に利用する重機から、木材を運搬するトラックの通行など、重要な役割を担っております。

一方で、伐採などの森林整備が終われば、2、3年で草木が繁茂し、日常の見回りにさえ行くことができなくなるなど支障を来すことから、定期的な維持管理も重要と言えます。

しかし、現状では、先ほど申し上げましたとおり、山林所有者だけでの管理ができない状態にあり、管理を怠った結果、大雨等での災害発生原因となり、下流域に位置する農地にまで被害を及ぼす危険性もあります。実際、令和2年度の豪雨では、林道だけでなく、その下流域に位置する農地や道路、水路など、生活に重要なインフラ設備にまで被害が及んだということでもあります。荒廃の進む山林等の適切な管理を推進していくことは、災害発生未然防止の観点からも大変重要ではないかと考えます。

また、荒れた作業道の先にある山林を伐採し搬出するためには、木材運搬車が通れるように整備する必要がありますが、その費用は山林所有者が負担することとなり、山林所得の減少や伐採計画自体を断念されるケースも少なくありません。

そこで、これまで森林環境譲与税を活用し、通行に支障のある雑木等の伐採や路面整備などを実施されてはおりますが、さらに先ほど申し上げました山林所有者の労力や負担軽減、また災害防止の観点などを踏まえた上で、今後の活用についてどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、林道・作業道の補修支援について、お答えいたします。

八方ヶ岳や西岳を通る広域基幹林道においては、沿線の通行に支障のある灌木等の伐採をはじめ、災害発生を未然に防止するため、土砂などで埋まった暗渠や側溝の土砂撤去費用などに森林環境譲与税を充当しております。

また、お尋ねの、いわゆる認定林道や作業道についても、災害の危険性があるものについては、広域林道と同様に、災害発生を未然に防止する対応をしております。

しかしながら、御質問にありました、荒れた作業道の先にある個人の山林を伐採される際は、伐採される山林所有者御自身が、その補修整備費用について負担されているのが現状です。この件につきましては、作業道の補修延長が長く、山林所有者の負担が立木販売収入に大きく影響する場合、伐採自体を断念されるケースもあることから、林業事業体からも森林環境譲与税の活用について相談が寄せられております。

先ほども述べましたとおり、これから経営管理権集積計画を作成してまいります。荒廃の進む民有林の森林施業とともに、作業道の補修支援等につきましては、限られた財源の中で、森林整備の観点から優先順位等を精査し、森林環境譲与税を活用してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

北原議員。

[2番 北原和智 議員 登壇]

○北原和智 議員

作業道の補修整備については、引き続き活用いただくとの御答弁でしたが、今後は現状を踏まえた上で、山林所有者の負担軽減や災害未然防止につながるような施策を確実に実施していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、万が一、災害が発生した場合、対応に当たる人員や資機材の運搬などにも、林道・作業道の意義が十分発揮されると思います。そのためにも、現地の状況を十

分に把握した上で、例えば木材運搬トラック等の通行が可能な路線などから計画的に実施していくことなどが重要であると思っておりますので、今後も林道・作業道の補修支援においては、ぜひとも積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

最後になりますが、令和6年度より森林環境税として、国民1人当たり1,000円が徴収され始めました。森林は、一個人や企業の財産である一方、公益的機能を有しておりますので、視野を広げれば、山鹿市民の財産でもあると言えます。これから様々な計画の下に、森林環境譲与税の有効活用に努めていただき、森林の有する機能が十分に発揮できますことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、高松佳美議員の発言を許します。高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

皆様、こんにちは。

議席番号3番、公明党の高松佳美です。

本日は、梅雨の最中の蒸し暑い気候の中、またお忙しいところ、傍聴に来ていただき、ありがとうございます。

質問に入ります前に、資料配付をさせていただきます。議長の許可をいただきたいと思っております。

○有働辰喜 議長

資料配付の要求がっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。

[資料配付]

○高松佳美 議員

それでは、発言通告に従いまして、市民の皆様の声を中心に、一問一答にて、今回3件の質問をいたします。よろしくお願いいたします。

先ほどお配りいたしました資料につきましては、この後、2件目、3件目の質問の際に使用いたします。よろしくお願いいたします。

まず初めに、6月定例会開会に際し、早田市長より、2期目のスタートとしての市政運営に対する所信がありました。選ばれる山鹿重点プロジェクトの実行、山鹿創生の実現に向け全力で取り組む旨の決意がございました。最重要課題と位置づけられております人口減少の抑制をはじめ、健幸都市宣言の実践と様々な取組、課題がございました。未来に向かっての長期的な取組をはじめ、スピーディーかつ大胆な今を生きる政策にも取り組んでいかれると思っております。私も山鹿市議会議員として、

微力ではございますが、皆様のお役に立てるよう、選ばれる山鹿を目指し、全力で取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

近年、地球温暖化が叫ばれ、温室効果ガスの増加により、地球全体の気温が上昇しています。山鹿市におきましても、昨今の夏場の猛暑に関しては、皆様も御存じのとおりであります。年々、熱中症にて搬送されたというニュースがかなり多くなり、重症化される方も少なくありません。また、2025年6月1日より、職場における熱中症の重篤化を防止するための労働安全衛生規則が改正され、熱中症対策が企業に義務化されます。

1件目、小中学生の熱中症対策についてお伺いいたします。令和6年3月定例会におきまして、中学校の環境整備について、公明党、北原昭三議員が質問されました。子供たちが安全かつ快適な教室での学習を行うため、技術室へのエアコン設置の状況について質問しました。そのときに、令和6年度はまず最初の設置として、山鹿中学校の技術室にエアコンの設置を行うとの答弁をいただいております。そして、今後は各中学校においても、順次設置に向け推進するとのことでした。あと残り4つの中学校、鹿北中学校、菊鹿中学校、鹿本中学校、米野岳中学校への現時点での設置の進捗状況と、決定箇所がございますでしょうか。お伺いいたします。

**○有働辰喜 議長**

これより執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

**○西島靖雄 教育部長**

御質問の、中学校技術室へのエアコン設置の進捗状況について、お答えいたします。

本市の中学校技術室へのエアコン設置につきましては、令和6年度に山鹿中学校に設置し、今年度においては米野岳中学校に設置する予定でございます。

今後も、年次計画により、全ての中学校技術室にエアコン設置を進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

**○高松佳美 議員**

山鹿中学校に引き続き、今年度は2校目、米野岳中学校への技術室エアコン設置の決定とのこと、安心いたしました。

年々、暑さも厳しくなり、気温とともに湿度も体感に関係してまいります。今後、残りの3つの中学校へも、猛暑を迎えるであろうこの夏から秋にかけての先生の体への負担軽減、また子供たちにとって特別教室を快適な学習空間にできるよう、エアコンの設置を早急に行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、小中学校への熱中症対策として、水分補給のため、市内の全ての小中学校におきましては、ほぼ全員が自分の水筒を持参しているとのこと。しかしながら、夏の暑い時期は家から入れてきた水筒のお茶または水は全て飲み干すことが多くなります。体育の授業や運動場で遊んだりすればなおさらです。

先日、小学生に、持ってきた水筒が空になったらどうするのと尋ねると、水道の水を入れて飲んでいるとのこと。特に低学年の思春期前の子供は、感染をはじめとした体温調節能力がまだ十分に発達していないために、高齢者と同様に熱中症のリスクが高くなります。

夏場の水道水の温度は、場合によっては約25℃になると言われており、感覚としてかなりぬるく感じるのではないかと思います。しかし、同じ水でも、5℃から15℃の冷水は吸収がよく、冷却効果が大きくなるとの環境省の資料にあり、体内温度を下げる効果があります。

ここで伺います。ボトル給水型の非接触で給水することができ、水筒に衛生的に給水ができる冷水器、給水スポットがあれば、水筒にその冷えた水を入れることができます。また、水筒を忘れた生徒も水分補給をすることができます。市内小中学校の体育館、もしくは学校の廊下に吐水口の付いたボトル給水型冷水器の導入ができないか、それに対する見解を教えてください。

#### ○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

#### ○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問の、本市小中学校の給水スポットの設置について、お答えいたします。

現在、市内13校では様々な熱中症対策が行われ、全校に設置したエアコンにより、管理された室温環境の中で学校生活を送っております。

児童・生徒の水分補給につきましても、水筒の持参を促しており、水筒の水が足りなくなった場合は、水道水を飲用しております。

現在のところ、各学校からの給水スポット整備の要望はございませんが、熱中症対策として、その整備につきましては各学校の意見等を聴取しながら、必要性の有無等を検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[ 3 番 高松佳美 議員 登壇 ]

○高松佳美 議員

下校前に水筒の飲み物が空であれば、冷水を水筒に補充し、帰る途中に飲むと、下校時の熱中症対策にもなるかと思えます。各学校からの要望がないとのことですが、熱中症対策の一環として、子供たちを守るため、ぜひとも各学校の意見を聴いていただき、現状を把握の上、実現に向けた取組をお願いいたします。

次に、同じく熱中症対策についてです。午前中の豊田議員の質問にもありました。本市には環境省から熱中症特別警報アラートが発表されたときに、危険な暑さから身を守り休息を取るために、涼みどころとして誰もが利用できるクーリングシェルターが設置されています。山鹿市の公共施設 7 か所及び新たに先日協定を締結しました民間施設のゆめマート東山鹿店、グッデイ山鹿店、温泉プラザの合わせて 10 か所です。熱中症予防のための施設利用となりますが、その中の山鹿市管理である 7 か所に関して、給水スポットが設置されていないか調べましたところ、鹿北市民センター、菊鹿市民センター、鹿本市民センターに給水スポットがございました。

ここで伺います。クーリングシェルターに指定されているうちの、山鹿市総合体育館及び山鹿市民交流センターに、小中学生の下校時に利用できる給水スポットはありますか。山鹿市交流センターにはこもれび図書館もあり、子供たちにもなじみの施設です。また、もしないのであれば、新たに設置していただくことは可能でしょうか。見解を教えてください。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

御質問の、本市のクーリングシェルターの給水スポット設置について、お答えいたします。

本市のクーリングシェルターに指定されている、山鹿市総合体育館と山鹿市民交流センターにつきましては、両施設とも冷水器等を備えた給水スポットは設置されておりません。

現在のところ、小中学校からの給水スポット整備の要望はございませんが、学校の意見等を聴取しながら、必要性の有無等を検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[ 3 番 高松佳美 議員 登壇 ]

○高松佳美 議員

下校時の子供たちのため、クーリングシェルターとして御利用される方にも、非常によいものかと思えます。学校や保護者の方ともよく意見を交換していただき、山鹿市としての熱中症予防のために、ぜひ設置の実現に向けた取組をお願いいたします。

2 件目の質問です。A E D の使用について、一般で使用できるようになって21年がたちました。現在は各病院や駅、公共施設、コンビニなどに配備されております。A E D とは、自動体外式除細動器、皆様御存じのとおり、傷病者の胸部に電極パッドを皮膚に貼り付け、心電図を自動的に解析し、除細動のための電氣的なショックを供給する必要があるかどうかを判定。ショックを供給すべき場合に使用者に知らせ、使用者が通電ボタンを押すことで除細動が行われる医療機器です。ただし、電気ショックは心室細動であればどんなときでも成功するものではありません。時間との勝負です。1分1秒でも早く電気ショックを行うことが重要です。電気ショックの成功率は、1分ごとに約7～10%低下します。

昨今、各自治体が取り組んでおられるのが、女性の傷病者の胸部を覆うことができる三角巾の備付けです。現在、荒尾市、宇土市でも導入されています。胸部を覆う三角巾を準備し、傷病者が女性の場合、男性が処置を行うのに、ためらわずに処置をするため、A E D のボックスの中に常備する。また、三角巾はそれだけではなく、止血などの応急手当や患部の固定にも使用することができます。

また、配付いたしました資料を御覧ください。資料に記載されているとおり、A E D を使用する場合、衣類を全て脱がさずにA E D を使用することができます。実際使用するときには、慌てていたり、ちゅうちょしたり、判断に時間がかかる場合もあるかもしれません。A E D を手に取る前に、すぐ目につくボックスのそばにこのパンフレットを置いておくと、手に取り、それを見て処置を始めることができます。

女性に配慮したA E D の使い方、パンフレットを準備することで、助けられる人、助ける人、双方のプライバシーをも保護することができます。まずは、公共施設及び小学校・中学校・高校の教育機関へ、パンフレットと三角巾の設置ができないか、この2点の御見解をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。黒田消防本部消防長。

[黒田武徳 消防本部消防長 登壇]

○黒田武徳 消防本部消防長

御質問の、女性に配慮したAEDの使い方について、お答えいたします。

女性に配慮したAEDの使用については、救命を優先しつつ、できる限りのプライバシーと尊厳を守る配慮が必要となります。当消防本部が実施する救命講習において、衣服を脱がさずAEDのパッドを貼り、可能な限り周囲の目から肌を隠すような方法を取るなど、指導を行っております。

このAEDのパッドは、素肌に直接貼り付けることができれば、服や下着を脱がす必要はありません。また、パッドを貼った後、その上からタオルや衣服をかけて肌を隠すようにしてもAEDの機能に問題はございません。

先ほども申しましたとおり、救命が優先ですので、女性であるとの理由でAEDの使用が遅れることはあってはなりません。女性に対してもためらわずAEDを使用していただくため、今後も救命講習で指導するとともに、周知を図っていきたいと考えております。

今後は、プライバシーを保護するため、AEDを設置している公共施設に、女性に配慮したAEDの使用方法のパンフレットと、肌を隠すために使用する三角巾の設置を検討したいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[ 3 番 高松佳美 議員 登壇 ]

○高松佳美 議員

一刻を争う事態が想定されます。落ち着いて、なおかつ最大の配慮にて救命処置ができますよう願ってやみません。女性に配慮した上で、ぜひとも実現に向けた取組をお願いいたします。

次に、AEDの設置箇所の周知についてです。山鹿市ホームページに、5か所の県の施設、27か所の市の施設、ほか市内の教育機関が掲載されています。そして、行政情報の中に山鹿デジタルマップが2024年12月25日から公開されており、24時間365日、パソコンやスマートフォンから見ることができます。これを調べる方法は、まず、検索サイトを開き、山鹿市のAED設置場所と検索するか、サイトのタイトルを知っている方は山鹿デジタルマップと入力すると閲覧できます。

ここで伺います。市内外を含めて、5月末現在、2万4869のID登録があるやまがメイトを利用し、AED設置箇所を掲載することによって、最寄りのAEDが地図上で表示され、今いるところから一番近い設置場所へすぐに取りに行き、救命処置ができるよう、あわせて、そのことをより多くの市民の皆様様に周知するために、やまがメイトにて閲覧できるようにできないでしょうか。お伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。黒田消防本部消防長。

[黒田武徳 消防本部消防長 登壇]

○黒田武徳 消防本部消防長

御質問の、やまがメイトの利用ができないかについて、お答えいたします。

現在、山鹿市や当消防本部のホームページに、公共施設におけるAED設置箇所を掲載いたしております。一般の施設につきましては、設置報告義務もなく、把握ができないため、掲載しておりません。

御指摘のやまがメイトの利用につきましては、現在、公表している公共施設について、今後、確認ができるように、担当課と協議し、進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

パソコンは常時持ち歩かないが、スマートフォンはかなりの方々が保持しており、緊急時の情報を得るためには、スマートフォンアプリを使用するのが一番早く正確な手だてかと思えます。また、これから新たにやまがメイトの登録数も増え、利用者の皆様の身近にあるやまがメイトを活用し、利便性の向上と、より安全・安心のAED使用へとつなげていき、ぜひとも実現に向けた取組をお願いいたします。

次に、もう1点です。AED使用時または心臓マッサージが必要な場面に遭遇した場合、救急車の手配も併せて行くと想定されます。その際、従来のような音声のみでの119番通報ではなく、通報者のスマートフォンを活用し、音声に加えて映像を指令センターに送ることができる映像通報システム、Live119があります。救急現場の状況を見て、救急車到着までの応急処置の指導があり、災害発生場所の早期特定、火災や交通事故などの状況を正確に把握できるものです。

熊本市は、本年1月より、菊池広域連合消防本部は昨年9月より運用が開始されています。救急車が到着するまでの間、映像でつながることが、傷病者の救命及び救助者の不安の軽減にもつながっていくのではないのでしょうか。ぜひとも山鹿市消防本部でも運用できないかお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。黒田消防本部消防長。

[黒田武徳 消防本部消防長 登壇]

○黒田武徳 消防本部消防長

御質問の、Live119を運用できないかについて、お答えいたします。

Live119は、スマートフォンでの119番通報に加え、リアルタイムに映像で災害現場の状況を伝えることができるシステムです。議員御指摘のとおり、AEDが必要な救急現場の映像確認と、指導に合った適切な応急手当の実施状況の確認もできることから、有効な機器であると考えています。

しかしながら、現在、当消防本部の通信指令システムにLive119を導入するに当たり、追加の機器と新たな人員が必要となることから、導入には至っておりません。

令和11年度には、有明広域消防本部との消防指令センターの共同運用に向けて、現在協議を行っておりますので、今後、導入に向けて検討してまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[ 3 番 高松佳美 議員 登壇 ]

○高松佳美 議員

令和11年度予定の有明広域消防本部との消防指令センターの共同運用に向けての協議の際、ぜひ導入する方向での実現に向けた取組をお願いいたします。

次に、3件目です。災害発生の際、避難するときや、避難所における障害を持った方とのコミュニケーションの在り方についてです。聴覚障害、視覚障害、肢体障害のある方は、災害時に避難所などにおいて情報が届きにくく、支援から取り残されるという現状があります。この現状を少しでも改善する方法の一つとして、災害時障害者支援用バンダナを身につけることで、支援が必要であることを理解してもらうことができる。

また、手話ができる支援者もこのバンダナを身につけることで、障害を持った方への支援につなげることができるのではと思います。突然の災害に見舞われ、慣れない避難所で不安な時を過ごすことが、全ての方にとってどれだけ心と体に負担を強いられるか。

ここで伺います。自分自身の意思表示のため、その状況を他者に伝えるために、障害者自身ができることを、また周りにいる人たちとの共助を図っていく、そのためのバンダナです。県内の自治体でも、このバンダナを準備しているところが増えていきます。本市においての見解をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問にお答えいたします。

山鹿市障害福祉計画における、誰もが自立し安心して生活できる地域社会の実現という基本目標の下、5つの推進施策を掲げ、生活の安全を地域で支え、安心できる支援体制をつくるための施策として、意思疎通支援事業や手話奉仕員養成研修事業などを実施しています。このうち、手話奉仕員養成研修事業の受講者数は、令和4年度4人、令和5年度16人、令和6年度7人と、地域で支える体制につながっているところです。

災害時障害者支援用バンダナにつきましては、災害時に避難所などにおいて、自らが障害があるということを周囲に伝えることが必要であることを理解してもらうとともに、手話ができる支援者もこのバンダナを身につけることにより、聴覚障害のある方が手話通訳者を探す目印になり、迅速な支援につなげることを目的に、先進自治体で導入されているものと理解しております。

この取組は、本市が掲げる基本目標・推進施策の内容にも合致するものでありますが、どの程度のニーズがあるか等の調査も必要となりますので、先進自治体の事例調査、関係団体の御意見を聴くなどの導入に向けた調査研究を進めたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

本庁舎内にも、毎週水曜日、手話通訳の方がおられます。このバンダナは、障害のある方の希望者と、あわせて、手話ができる支援者の方で、御希望された方にお渡しできますよう、関係団体の方の御意見を聞いていただき、ぜひとも実現に向けた取組をお願いいたします。

同じく、災害発生時、避難所で障害のある人が安心して過ごしていただくためのツールとして、災害用コミュニケーションボードがあります。

2枚目の資料を御覧ください。御覧になっていただくと分かると思いますが、内容は意思疎通のための絵記号や体の状態、体の部位、配慮が必要な項目など掲載されたボードとなります。例えば、いつから、自分の状態を30分前から体調が悪い、1時間前から体調が悪い、それより前から。または、避難者の受付をします。この紙に住所、お名前、当てはまるところに丸をつけるといったものでございます。防

災備品の中に災害用コミュニケーションボードを準備していただけないでしょうか。  
お伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問の、防災備品の中にコミュニケーションボードを準備できないかについて、  
お答えいたします。

コミュニケーションボードは、聴覚等の障害を持った方との意思疎通を支援する  
ツールとして利用されております。現在、支援が必要な障害者の方が避難所利用の  
際、家族や施設の職員が同行することがほとんどである等の理由により、自治体  
における導入は進んでいない状況にあります。

しかしながら、今後、防災備品を統括する防災監理課と協議を行い、コミュニケ  
ーションボード導入及び運用等につきまして、検討を行ってまいりたいと考えてお  
ります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

障害を持った方自身が、避難の際、様々な不安や避難するときの状況は、そのと  
きにならないと分かりません。その際に備えをしておくことの大切さ、またその  
方々が求めるニーズに応えるのが、私たち周囲にいる支える人の役割かと思いま  
す。どこまでも相手に寄り添い、その人の思いを酌んでいけるように、ぜひとも実現に  
向けた取組をお願いいたします。

いよいよ九州北部は6月8日に梅雨入りをいたしました。6月10日には24時間降  
水量が山鹿市で148ミリを記録し、やがて台風も発生するのではとされています。  
いつ大雨が降るか、土砂崩れがあるか、川が増水して被害が出ないか、警戒と備え  
が必要です。あわせて、雨が降っても、気温が30℃を超える予報もあります。豪雨  
災害、また熱中症と自然との共存生活は続きます。予防・防災ともに、一人一人が  
気をつけながら、正確な情報を確認し、自助・共助・公助の役割を果たし、安心・  
安全な日を過ごせるようにしてまいりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、高松議員の一般質問は終了いたしました。

○

散 会

○有働辰喜 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3 時 14 分 散会

~~~~~

6月16日(月曜日)

令和7年（第3回）山鹿市議会6月定例会会議録

議事日程（第3号）

令和7年6月16日（月曜日）午前10時開議

第1 質疑・一般質問

第2 委員会付託

○

発言通告

1. 古家茂臣

一般質問

（1）山鹿灯籠まつりの今後の新しい展開計画について

（2）山鹿灯籠のブランド化に向けた取組について

2. 山下誠治

一般質問

（1）带状疱疹ワクチン助成について

（2）図書館の環境整備について

3. 金光一誠

一般質問

（1）市政運営の方向性について

4. 永田壮拓

一般質問

（1）小中学生の命を守る教育環境づくりについて

（2）土地開発基金存続の必要性について

（3）職員不祥事への対応について

5. 原芳郎

一般質問

（1）山鹿市の活性化について

（2）ふるさと納税について

6. 永田紘二

一般質問

（1）山鹿市の将来ビジョンについての各部長の対応、対策について

（2）山鹿灯籠まつりについて

（3）災害時の対応、対策について

（4）山鹿市消防本部の現状について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

1番	工藤	彩友美
2番	北原	和智
3番	高松	佳美
4番	小林	文江
5番	古家	茂臣
6番	永田	壮拓
7番	原	芳郎
8番	隈部	賢治
9番	高橋	龍一
10番	豊田	新二郎
11番	山下	誠治
12番	古川	和博
13番	金光	一誠
14番	松見	真一
15番	小川	榮二
16番	芋生	よしや
17番	勢田	昭一
18番	有働	辰喜
19番	服部	香代
20番	永田	紘二

○

説明のため出席した者

市長	早田	順一
副市長	阿蘇品	貴司
教育長	堀田	浩一郎
総務部長	吉岡	隆
市民部長	小山	天
福祉部長	徳丸	和孝
農林部長	鶴川	浩一郎

商工観光部長	新堀竜一郎
建設部長	隈部光麿
教育部長	西島靖雄
市民医療センター事務部長	入江智紀
消防本部消防長	黒田武徳
市民部政策審議員	園田和雄
福祉部政策審議員	原幸徳
建設部政策審議員	地下良広
教育部首席教育審議員	北本憲仁
財務課長	富崎嘉隆
健康増進課長	松林敏治
農業振興課長	佐伯勝徳
林業振興課長	村上吉彦
商工政策課長	大塚昭夫
観光課長	長迫貴博
消防本部消防総務課長	栢原正博

事務局職員出席者

議会事務局長	森田英美
議会事務局局長補佐	服部隆文
書記	一法師由臣

祭の今後の新しい展開について、まず質問をさせていただきます。

昨年、令和6年12月の定例会において、永田壮弘議員が灯籠まつりの踊り手の減少、それからそのときの執行部の答弁では、市内の踊り手の総数が854名中、市内参加者496名、令和元年の623名に比較して、127名の減少になっております。それだけ減っているわけですね。さらには、一般公募の参加者には報酬はないんです。ところが、市内各校区からの参加者には報酬があって、さらにこの報酬も各地区でばらばらです。このことに関しまして、そういう課題があるという指摘があります。市内在住の踊り手さんの減少につきましては、私も山鹿で生まれ育っていますから、よく感じますけれども、確かに自分の近辺の皆さんの参加者がどんどん減っているのは実感しています。

昨年から、中学生の参加も始まっているようですけれども、こうした踊り手の減少対策、それから報酬の問題に対して、どのように考えていらっしゃるかについても一つ質問させていただきたいと思っております。

さて、この山鹿灯籠祭、祭り自体は古くは皆さん御存じのとおり、神話的に西暦300年代ですね。景行天皇が山鹿に訪れられたときに、村人がたいまつを持って誘導したということで始まったと言われて、室町時代から江戸時代を経て、今に至っているとされておりまして。それだけ歴史のある祭りであります。

この中で、この祭り自体は15日のいわゆる花火大会から16日の千人灯籠踊りをメインとしたイベントの複合的なものですが、この祭りのイベントのメインイベントである灯籠踊り、これは皆様方、いつぐらいから始まったか御存じでしょうか。執行部の皆さんの中でも、この商工観光に従事された方はよく御存じでしょうし、今日、傍聴席にいらっしゃる皆さん方も非常にお詳しい方もいらっしゃると思うんですけど、意外と短いんです。具体的に言いますと、これは実は昭和26年に当時の観光課長であった森川課長ですね。先輩が観光振興の目的で、現在の金灯籠を頭にかぶって踊ってはどうか。そうすると、見栄えがして非常に観光目的の趣旨にかなっているのではないかということで、熊本市内の踊りのお師匠さん、この方は熊本県日本舞踊協会理事長の藤間富士齋さんという方なんですけれども、この方は熊本市の火の国まつり、このおてもやん総踊りの振りつけもされています。この方に依頼をして、現在のぬしは山鹿のこの踊りができた。これが本格的に動き出したのが、昭和29年から現在の千人灯籠踊りが始まったとされています。ですから、私も昭和29年生まれなんですけど、今71歳ですから、71年の歴史ということですね。意外と短いというか、長いというところあれなんですけれども、一般の方は100年、200年前から踊りがあっていらっしゃると思いますけれども、そこまで古くはない。割と新しい踊りだと言えます。

この山鹿灯籠踊りのこの千人灯籠踊り、これはこの手の踊りとしては非常に特徴的で、静かで幻想的なものですね。これは皆さん御存じのとおりです。私は、県の東京事務所時代、県職員でしたから、東京事務所時代、東京でよく全国47都道府県の各祭りの踊りが披露されるんですよ。その中で、山鹿灯籠踊り、これは圧倒的に目を引きます。なぜか、普通の踊りは、みんな騒々しくて動きがあるんですよ。ところが、山鹿灯籠踊りは、皆さん御存じのとおり、真っ暗の中に電球だけぽーっとついて、そこで「ぬしーはー」ですから、もう静かなところでスローテンポで暗い、そこで急にそういう踊りがあって、こういう踊りは全国47都道府県、県内も含めてないんですよ。それぐらい非常に幻想的に、よく目立つ踊りなんです。

この山鹿灯籠踊りを対比的に説明してもう1つ。熊本県で山鹿灯籠踊りが一番有名と思います。もう1つ熊本県で有名な踊りがあります。牛深ハイヤですね。牛深ハイヤというのは、もともと沖縄のエイサーにルーツがあります。それとこれが高知県の阿波踊りといって、こちらもこうやって動くんですけども、さらに新潟県の佐渡島、佐渡おけさ、これも非常に似ているんです。この特徴は、もともと漁師の方が踊っていた踊り。実は、私は本当は山鹿生まれと言っていますけども、生まれたのは牛深なんですけれども、おふくろが牛深だものですから、この牛深で宴会があるときに、宴会芸でタオルをここに掛けて、ざーっと踊って、ぱっと、例えば早田市長に首にかけると、今度は早田市長が踊らなきゃいけない。そういう伝統的な宴会芸なんですね。だから、この特徴として、誰もが参加できる。だから、牛深ハイヤとか阿波踊りとか、全て飛び入りOKなんです。果たして、この山鹿灯籠踊りは、さっき言いましたとおり、非常に神秘的な踊りなんですけれども、なかなかまさかこれに飛び入りで参加できる人、そんな勇気がある人はあまりいないと思うんですね。みんなしゃなりしゃなり踊っているときに、私もとはなかなか行けないんですけれども、だからそこがいいところでもあり、限界でもあるかなと。みんなが一緒に参加できる、小さな子でもすぐ踊りができるような踊りではない。ですから、その辺が長所でもあるし、短所でもあるので、片や民族舞踊、片や踊りのお師匠さんに頼んだ踊りですから、その違いを考えた上で、より山鹿灯籠が県内外、もしくは外国の皆さんによく分かってもらえるような踊りにしなければいけないかなと思っています。いわゆる民族舞踊じゃなくて、日舞から始まった踊りですから、いわゆる市民が気軽に参加する踊りではなくて、見せる踊りなんですね。

とはいえ、この山鹿灯籠踊り、今となっては全国的にもすばらしい知名度を誇っています。しかし、この現状に甘んじることなく、さらなる飛躍を仕掛け、改良が必要かと私は思っています。今までのやり方をもう一度検証して、例えばよく言われていますけれども、8月15・16日が本当にいいのか。ほかの火の国まつりみたい

にして、8月の土・日にやったらどうか。それから、場所がもうずっと山鹿小学校のグラウンドですけれども、これは例えば山鹿のカルチャースポーツセンターにするとか、今の時代、パブリックビューイングという、若い人がよくサッカーとか野球を見たりしますけど、こういったものにするとか、ネットを活用するためにライブのユーチューブで出すとか、そうした若者の関心を引くために、高齢者の関心でもいいんですけど、いろんな試行錯誤も必要かと思います。

平成28年に、当時、日本有数のデザイナーである山本寛斎さん、この方がアドバイザーを市から受けて、当時、山鹿元気プロジェクトということで実施されたところです。このプロジェクトにつきましては、いろいろ賛否両論ありましたので、なかなか難しいところなんですけれども、従来の山鹿灯籠、これに対して一石を投じたという意味では評価されるものだと考えています。常に変化を模索しないような伝統行事は、次第にその輝きを失うのではないかと危惧をしております。今後、山鹿灯籠まつり、踊りに対して、新たな風を吹かせるような事業展開の見解はあるのでしょうか。

以上、本日の私の質問は、1つは灯籠踊り手の減少、報酬問題への対策、2つ目は今後の山鹿灯籠祭の在り方の展開計画、この2つについてお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問の、山鹿灯籠まつりの課題と今後の新しい展開計画について、お答えいたします。

議員御指摘の市内在住の踊り手の減少や報酬の問題につきましては、山鹿灯籠まつり実行委員会において議論されており、対策に取り組んでいるところでございます。

踊り手の減少対策の一つとしましては、将来の担い手を育成するため、教育委員会と連携し、市内全ての中学校で山鹿灯籠踊りの体験授業や、実際に千人灯籠踊りに参加してもらうことで、子供たちに祭りの伝統を伝える取組を行っております。

また、各区から参加いただいております踊り手への報酬額等の課題につきましては、実行委員会の意見を踏まえて、区長会で協議をいただいているところでございます。

なお、今後の新たな展開としましては、地元の商工会議所、観光協会、大宮神社、青年会議所とともに、千人灯籠踊りの企画内容や大型ビジョンなどによる見せ方の

工夫など、祭りの今後の在り方について、昨年から協議を行っております。具体的な今後の計画立案にまで至ってはおりませんが、まずは様々な課題の整理を行い、将来にわたって市民の皆様から愛され、心から参加したいと思える祭りとなるよう、実行委員会の委員の方々としっかり協議を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古家議員。

[5 番 古家茂臣 議員 登壇]

○古家茂臣 議員

踊り手減少や報酬の問題等、様々な課題を持っておりますので、簡単ではないと思います。ただ、答弁にありましたように、実行委員会、さらには区長会を含め、関係各団体とも今後十分に検討していただいて、議論継続をお願い申し上げます。

ただ、1点、教育委員会のほうで進められている中学生の灯籠踊り参加については、これは参加は任意となっているのですけれども、事実上の強制にならないように、既に戸惑っていらっしゃる保護者の方のケースも少し耳に入っております。教育委員会のほうでは、この点、十分御配慮をお願い申し上げます。

新たな展開については、これまでのいきさつもありますので、関係団体との調整もしながら、簡単ではないと思いますけれども、県外のお客様、さらには外国のお客様にも喜んでいただけるような、特に市民の皆様方に身近なお祭りになれるように、実行委員会の中で引き続き御検討をお願い申し上げます。

続いて、本日2つ目の質問でございます。山鹿灯籠のブランド化についてでございます。熊本を代表するような伝統的工芸品である山鹿灯籠、和紙とのりだけでできた、優雅で上品なその作品は、県外はもちろん、外国の皆さんにも大変に好評なものでございます。地元に住んでいると、なかなかこの灯籠のすごさが、今一つピンとこないところがあるのかもしれませんが、私も県外、海外の生活も経験してまして、その中でこの灯籠がいかに価値があって、素晴らしいものであるかというのを、もう本当に実感しております。

ところが、この素晴らしい灯籠ですけれども、かつては私も温泉プラザの中に行くと、土産品売場の中に金灯籠だったり、座敷造りであったりがあったんですけども、今なかなか見る機会がないんですね。市役所にもありますか。市役所のあちこちで見るといいかなと思うんですけども、山鹿が誇る灯籠を、山鹿を訪れた観光客の皆様が、気軽に見てもらえるような、そういう環境づくりもあればいいかなと思います。

山鹿灯籠は、金灯籠のほかに、神殿造り、座敷造り、城造りなどがありますが、

最近は若い灯籠師の方がモービルや汽車など、従来、灯籠にはなり得なかった素材を対象にしているような、そういう新しい動きもあっております。

また、今年の話ですけれども、4人の女性灯籠師の皆様が共同で日本銀行本店を制作されております。これは新聞にも出ていますね。この灯籠が4月から山鹿灯籠民芸館で今も展示されております。山鹿灯籠師の共同作品としては、過去最大級の大きさだそうです。これは山鹿灯籠民芸館、旧安田銀行山鹿支店の建物が建築されて、今年で100周年を迎える。この節目に制作されたものだそうです。日本には、人形など、多くの伝統工芸品があります。ただ、山鹿灯籠に似た工芸品は、全国的にも珍しくて、非常に貴重なものだと思います。

私は県職員時代に、東京の銀座熊本館というところで物販の仕事をやっていたんですけれども、その中で山鹿灯籠を言うと、我々が思っているほど、みんな知らないですね、関東の人は。ですから、まだまだPRが必要ではないか。ですから、せっかく山鹿の先人たちが残してくれたこの財産ですから、どんどんPRをしていただいて、山鹿灯籠のブランド化を進めていただきたいと思います。

現在、市としては、どのようなPRを行われているのでしょうか。お尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問の、山鹿灯籠のブランド化に向けた取組について、お答えいたします。

ブランド化の取組としまして、昨年度は外国人観光客や富裕層をターゲットに、5月に開催された東京の青山スクエアでの伝統的工芸品産業の振興に関する法律制定50周年記念フェアや、11月に東京都文京区にある肥後細川藩庭園松聲閣へ出展した際には、山鹿灯籠踊りの演出と併せて、灯籠師が持つ技術や技法を実演で披露しております。

また、熊本の伝統工芸品の魅力を発信するため、9月に大丸京都店で開催された伝統的工芸品の展示即売会や都市圏などで開催されたイベントの際にも、実演披露などのPR活動や情報発信をすることで、ブランド化を推進しております。

なお、今年山鹿灯籠民芸館が建築100周年を迎えております。今後行う予定としております建築100周年記念事業におきましても、灯籠民芸館の歴史を振り返るとともに、山鹿灯籠のすばらしさを広く知ってもらう取組を行ってまいりたいと考えております。

今後も、このような取組を継続しながら、山鹿灯籠の魅力を国内外に広くPRし、

認知度向上や観光と連携したさらなるブランド化を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古家議員。

[5番 古家茂臣 議員 登壇]

○古家茂臣 議員

今、御答弁いただいたとおり、日々実施されている広報活動、外国人観光客や富裕層をターゲットにしたイベントや、東京・関西での情報発信、素晴らしいですね。TSMCを含め、アジア諸国への発信も今の時期はタイムリーなものかと考えております。

今後も、山鹿灯籠を多くの皆様方に知っていただき、山鹿灯籠ブランドの確立に向けて頑張っていたきたいと思っております。

これで、今回の私の質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、古家議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、山下誠治議員の発言を許します。山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

皆様、おはようございます。

議席番号11番、山下誠治です。

発言通告に従い、2件の質問をさせていただきます。

まず1件目、带状疱疹ワクチン助成について、2件目は図書館の環境整備について、一問一答にてよろしく申し上げます。

まず1件目、带状疱疹ワクチン助成について、2点お尋ねします。昨年、令和6年12月4日、12月定例議会において、带状疱疹ワクチンに対し助成ができないものかと質問をしました。任意接種である带状疱疹ワクチン接種には、助成は行っていない。定期接種になれば助成につなげていくとの答弁。その後、思いがかなったのか、12月18日、厚生労働省の予防接種基本方針部会において、令和7年度からの定期接種への意向が決定されました。本年4月より定期接種になりましたが、現在の進行状況と今後の取組についてお尋ねします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問の、带状疱疹ワクチン接種について、現在の状況と今後の取組について、お答えいたします。

带状疱疹ワクチン接種は、今年度から定期接種として実施し、4月末に65歳以上で今年度対象者となる4,066名へ個別案内通知を行い、併せて広報紙やホームページ等により周知を図ったところでございます。

接種対象者は、個別案内通知に基づき、医療機関へ予約後に接種となるため、本格的には5月から接種が始まったところであり、現段階では接種件数の把握はできておりません。

今後も、定期接種に該当する方が接種機会を逃さないよう、広報紙やホームページ及びやまがメイトにより、広く市民への周知に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

次に、定期接種対象外の方への助成についてお尋ねします。今年度は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上、そして今年度対象外の66歳以上の方は、5年をかけて対象年齢になる年に助成を行うということですが、それでは最長4年待つ方が出てきます。実際に、4年も待たなにかいというような市民の皆さんの声も聞きます。

また、この带状疱疹ワクチンは、米国スタンダードのチームがワクチン接種した71歳から88歳の約28万人を、2013年から7年間の医療データを解析し、その結果、認知症の発症率が20%減少したと発表したことが、先日、テレビで報道されてきました。認知症の予防にもなるということです。

带状疱疹は、入院治療になる方も多く、赤みが取れて退院してからもピリピリとした痛みが続くと、発症した方もよく聞きます。带状疱疹に苦しむ人が増えないよう、66歳以上の定期接種対象外で、任意接種を強く希望される市民の方への助成はできないのでしょうか。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問の、今年度定期接種の対象とならない方への市独自の取組について、お答えいたします。

先ほど議員が申されたように、国が定める定期接種の指針に準じて、65歳以上で今年度対象とならない方は、今後5年かけて接種の機会を設けるようにしております。

接種費用は、ウイルスの毒性をなくした組換えワクチンが2回で4万4120円、ウイルスを弱毒化した生ワクチンが1回で8,860円に設定し、このうちの7割を市が助成し、自己負担は3割となります。

現在、本市では、任意接種のうち、子供のインフルエンザと妊娠を希望する女性や、その配偶者等の風疹について独自の助成を行っており、その他の任意接種については、今後の接種状況等を踏まえた上で、県下13市の動向も注視しながら、慎重に検討していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

今後の接種状況を踏まえた上で、県下13市の動向も注視しながらということですが、既に助成を行っているところもありますので、強く希望される市民の方もおられます。前向きな検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。第4次読書活動推進計画の図書館の環境整備について、2点お尋ねします。まず1点目、昨年秋のシステム更新時に図書館をもっと便利で身近な場所へと、山鹿市立図書館公式アプリを導入されました。私も早速携帯にダウンロードしました。貸出しランキングの紹介、新着情報、目的の本を検索できる上に、図書館の利用カードが携帯で提示できるのは大変便利です。

そこで、図書館利用カードの登録者数、公式アプリの登録者数と、アプリの導入費用をお尋ねします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

御質問の、山鹿市立図書館の利用登録者数と公式アプリへの登録状況及びアプリの導入費用について、お答えいたします。

令和7年3月31日現在の利用登録者数は2万8663名、公式アプリへの登録者数は354名です。

また、アプリの導入費用につきましては、約120万円でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

図書館利用者カードの登録者数は2万8663名、アプリの登録者数は354名、私は少ないと思いますが、どう思われますか。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

御質問の、公式アプリへの登録者数が少ないことに対する今後の対策等につきまして、お答えいたします。

公式アプリの登録・利用に関しましては、本年2月の利用開始に併せ、やまがメイト及び市立図書館ホームページへ掲載するとともに、各図書館においても利用登録を促すポスターの掲示やチラシを配布し、周知を行ってきたところでございます。

今後は、図書館来館者への登録のお願いや、登録等に関する問合せにも細やかな対応を行うとともに、公式アプリについての広報ややまがへの掲載や、各種SNS等による周知を行い、利用者の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

アプリをダウンロードされている方からは、非常に便利がいいものだと思いますと聞きます。せっかくのいいものですから、今後も広く周知し、市民の方に広げてもらい、図書館ファンを増やしていただきたいと思えます。

最後になります。電子図書館導入について聞きます。図書館利用者がインターネット環境下の自宅などから電子書籍を紙の本と同じように検索、貸出し、返却、閲覧できるサービスは、交通弱者にも提供でき、音声再生機能によるサービスなども、高齢化社会や障害のある方にもやさしく、一般市民、また小中高生がパソコン、タブレットを使って、電子図書館における問題集やテキストを利用した調べ学習、資料を介した学習もできる電子図書館導入の提案と質問を、私、令和3年6月議会よりしてまいりました。今回が6回目の質問になります。

質問を始めた当初は、全国導入率は15.2%、県内19.6%だったのが、今年4月には全国34.8%、県内39.1%と増えてきております。令和3年6月議会答弁で、将来的には電子図書館の導入は必要なものと捉える。令和4年6月議会答弁では、導入している県内の他市町村を調査研究する。そして、第4次読書活動推進計画の図書館環境整備の中に、24時間の利用が可能な電子図書館を、山鹿市立図書館のホームページ上に開設し、子育て世代や高齢者、障害者などが利用しやすい音声読上げ機能などのある電子書籍の導入を進めますと盛り込んでいただきました。

私が、電子図書館導入について、提案・質問を始めてからの4年間で、近隣では菊池圏域電子図書館、菊池市、大津町、菊陽町、合志市連携、玉名圏域電子図書館、玉名市、玉東町、和水町、南関町連携で導入されています。近隣の周りの市町村は全て入っているような状況です。

また、他県の実践例として、長野県では全市町導入、タブレット事業で電子図書を活用し、小学5年生が2年生に英語の本の読み聞かせや調べ学習への実践例も挙がっています。令和7年度に重点的に取り組む施策の、幼少期英語教育推進事業にも大いに活用できるものと考えます。電子図書館導入に向けた取組状況をお聞きします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

御質問の、電子図書館導入に向けた取組状況と今後の見解について、お答えいたします。

本市における電子図書館の導入につきましては、当初、熊本県との共同開設を模索していましたが、県は教育を支援することをコンセプトとして、令和6年3月に県単独で電子図書館を開設されました。

それにより、県立図書館への利用登録を行うことで、県民の誰もが電子図書館を利用できるようになりましたので、その登録や利用方法等について、本市図書館などにチラシを置き、周知してまいりました。

現在、県内自治体の動向としては、導入に向けた動きが進んでいる状況にあります。本市におきましても、最適な電子図書館の導入に向け、単独導入か他の自治体と連携し導入するのかなどについて、近隣自治体等との協議・検討を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

ただいまの答弁は、電子図書館導入決定と、私は受け止めさせていただきました。現在、ひだまり、こもれび、2つの図書館がありますが、図書館は人と本が交錯する場所であり、何げなく手に取った本から学んだり、心を揺さぶられたり、文化に身近に触れられる場所でもあります。この文化施設でもあります図書館を大切に活用するとともに、電子図書館で時代のニーズに合った図書の利用ができますよう、早急な導入をお願いいたします。

これで、私の質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、山下議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、金光一誠議員の発言を許します。金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

おはようございます。

議席番号13番、金光一誠です。

市政運営の方向性について、一般質問を4件お伺いします。

まず初めに、令和7年度の肉づけ予算で、重点的に取り組む事業の中から、2つの事業についてお尋ねをします。

1件目は、移住定住応援プロジェクトのまちなかランドデザイン策定事業について質問を行います。質疑ではと考えましたが、議案が重複していますので、一般質問で行います。この事業は、本市の20年後の将来像と、目指すべき方向性を示す新たなまちなかランドデザインを策定するため、議案第46号で協議会設置の条例改正と、議案第50号で肉づけ予算2033万6000円が、最終的には債務負担行為により、2か年の継続事業、総額3100万円が今回補正予算に提案されています。

初めに、この事業内容についてお尋ねをします。1点目、20年後に目標値を設定した理由について、2点目、策定する計画予定の地域、範囲はどうなっているのか。3点目、協議会メンバーの構成について、4点目、報酬の用途について、5点目、市民の意見反映について、以上5点についてお伺いをします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。限部建設部長。

[限部光麿 建設部長 登壇]

○限部光麿 建設部長

御質問の、まちなかランドデザインについて、お答えいたします。

まず、今回策定を予定しているまちなかランドデザインは、住民、行政、企業などの関係者が共有する目標を持ち、統一された方針や考えの下で、持続可能で魅力的なまちづくりを目指すためのものです。

この計画を確実に実現し、継続的な成果を得るためには、長期的な視点が不可欠であります。特に、都市再生やインフラ整備、文化・観光資源の創出など、多岐にわたる取組は短期間では完結しないため、段階的に進める必要があります。

ランドデザインの計画期間を上位計画である総合計画よりも長期の20年と設定した理由につきましては、地域住民や事業者、市民団体等との協働を促進し、それぞれが中長期的な視野で取り組むことを促し、一過性ではなく持続可能なまちづくりを実現し、市中心部の魅力向上と経済活性化につながることを期待してのものです。

また、計画は20年後の将来像を示すだけで終わるものではなく、官民で行う事業の具体的な内容や期間を明確にし、進捗管理を行ってまいります。中期は10年間、長期は20年間の全体的な事業のスケジュールを示しますが、短期計画では5年間の事業実施スケジュールに加え、事業内容、実施時期や担当部署まで具体的に明示し、計画策定後すぐに事業推進を開始いたします。

次に、ランドデザインの範囲については、南北と西側は菊池川と吉田川の内側、東側は市民医療センターまでを想定範囲としていますが、これは最大の広さを想定したものであり、当初の範囲を広く設定することで、今後、まちづくりの意見を聴取する際に多様な意見が出やすくなると考えており、最終的には、より絞り込んだ範囲の計画となる見込みです。

次に、策定協議会委員として想定している方につきましては、まず学識経験者として大学の教授を、関係公共的団体及び市民団体に所属する者として商工観光団体の関係者、山鹿市区長協議会連合会の方などを想定しております。また、広く市民に意見をお伺いしたいと思い、ホームページや広報にて公募も行います。そのほか関係行政機関として鹿本地域振興局や菊池川河川事務所の代表者も想定しております。

次に、予算書の内訳を詳細に御説明いたしますと、今回補正予算として提案している2033万6000円の内訳は、策定に係るコンサル委託に2000万円、そのほか策定協議会委員の報酬として33万6000円です。委員報酬費の内訳は、会議1回につき、学識経験者1名に1万5000円、行政を除く委員17名に5,700円、合計11万1900円を想定し、今年度は合計3回の会議開催を予定しています。

なお、コンサル委託の費用につきましては、債務負担行為の設定とし、来年度

1100万円を計上しており、合計で3100万円となります。

最後に、市民や商工観光関係者の方の意見を伺う場としましては、市民対象のワークショップや市民アンケートを想定しています。また、これからの山鹿市を担う高校生対象のワークショップも想定しており、計画策定における貴重な意見聴取の場と考えています。

ワークショップやアンケートの詳細な内容につきましては、策定を委託する業者選定後に協議しながら定めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

まちなかグランドデザインは、20年後の中心市街地の未来の姿を描いたまちづくりの設計図、あるいは長期的な視点での構想だと考えてよいのでしょうか。

現在、市の最上位計画である第2次山鹿市総合計画が令和7年度、本年度で計画期間が終了しますので、次期計画となります第3次山鹿市総合計画の策定が、昨年、令和6年度から令和7年度の継続事業として進められており、目指すべき将来都市像も見えつつあるのではないかと思います。

答弁では、中期10年間、長期は20年間の全体スケジュールを示すとともに、短期5年間の事業計画に加え、実施時期や担当部署まで具体的に明示し、計画策定後、すぐに事業推進を開始するというところでございますが、この計画は総合計画より1年遅れの計画となり、総合計画の前期計画5年間及び実施計画3年間、これで実施する事業が本年度に確定されようとする中、民間が行う事業を除いて事業内容が重複すると想定されますし、新たな事業を計画するにも総合計画との調整も必要になるかと若干危惧するところでございます。

私なりに考えますと、総合計画の基本構想に掲げる将来都市像が10年後を目標に定めるのに対し、まちなかグランドデザインは20年後となっており、設定の理由についての答弁がありました。余りにも目標とする期間が長く、上位計画との整合性に欠けるように思います。

以前策定された個別計画の山鹿市中心市街地活性化計画の策定期間は、確か5年間であったと記憶します。今の段階では、この計画が絵に描いた餅になるようで、不安と心配が交錯しているところです。

そこでお聞きしますが、まちなかグランドデザインの策定に対する市長自らの考え方、思いについて、熱い気持ちをお伺いします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

先日の豊田議員の御質問時にもお答えしましたけれども、中心市街地エリアの将来像については、観光客などが訪れ、平日の昼間からにぎわうことを目指しており、そのにぎわいを市全域に広げることで、本市の観光業や商工業をはじめ、地域経済全体の活性化を図りたいと考えております。豊前街道を今見てみますと、土・日の昼間は観光客の方々が来られておりますけれども、平日の昼間になると、もうほとんど観光客がいらっしゃいません。また、夜のにぎわいもコロナ以降、大変寂しくなっております。私は、平日の昼間だけじゃなくて、やはり夜も温泉に入ってもらって、浴衣でこの町を、熊本弁で言うと「さるいてもらう」、そういうこの山鹿のにぎわいというものを考えておるところでございます。

そしてまた、今チャンスなのは、この山鹿市は熊本県からすると、鹿本地域振興局はこの山鹿だけを見ております。そして、菊池川の河川事務所、これも山鹿にございます。国・県がこの山鹿に対して本当に力を注いでもらえる絶好の、今、機会でございますので、この機会を職員と一緒にしっかりこの町が発展するように、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

この20年という期間設定については、建設部長の答弁でもありましたとおり、まちづくりや市街地再生についてはすぐにできるわけではありません。そのため、長期間の設定により、この計画は一過性のものではなく、継続して事業を実施していくことで、持続可能なまちづくりを実現し、市中心部の魅力向上と経済活性化につなげるのだという、私の強い気持ちを表しております。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

市長の思いを聞きました。ありがとうございました。

市長が言われたように、再び、町なかにぎわい創出に向けたハード事業のグランドデザインを描くことは、活性化のため重要かつ必要なことかと思いますが、にぎわい創出はハード事業だけでは成り立たず、祭りやイベントなど、ソフト事業のさらなる充実が再興の鍵を握るのではないかと考えるところです。

この計画が策定されるに当たり思いますことは、私の思いです。1つ目に、なぜ都市整備課が主管課としてまちなかグランドデザインを策定していく部署なのかと

疑問を持つところです。総合計画と同様に、全ての部署に関わる案件であることに加え、官民との調整を図るなど、全体を取りまとめる所管課が必要かと思います。本来なら、早田市長が創設された総合戦略課が担うべき部署であると考えますが、機構改革により廃止されましたので、現在あります政策調整課が担うべきではないでしょうか。

2つ目に、業務委託が非常に高額であることに疑問を持つところです。上位計画である総合計画の委託料が総額880万円と思いますが、この計画の委託料は総額2か年の事業で3100万円の委託料が計上されています。その差額は2220万円もあります。1年間で委託料が物価高とはいえ、これだけ上がるのか、何が違うのか、理解することができません。

3つ目に、中心市街地を活性化させるためには、必要とされる事業を先に議論することが必要ではないかと考えます。地籍事業の再調査と土地区画整理事業の2つの事業です。このことにつきましては、所管委員会で再度お聞きをしたいと思いません。

次に、住宅用地整備促進事業について質問をします。この事業の目的は、住宅用地の供給を促進すること、そして土地の有効活用と住宅用地の創出を推進するために、住宅地開発に対する補助制度の新設と、空き家除却事業の補助制度を拡充する事業予算3000万円が計上されています。この事業内容についてお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光麿 建設部長 登壇]

○隈部光麿 建設部長

御質問の、住宅用地整備促進事業について、お答えいたします。

まず、今回補正予算として3000万円を提案させていただいている住宅用地整備促進事業の内訳ですが、1点目は、新たに住宅用地の整備に取り組む民間事業者及び土地を提供した地権者の双方に対する新規の補助制度に2500万円、2点目は、既存の特定空家等除却促進事業の拡充に500万円となっております。

具体的には、1点目の補助制度については、1区画200平方メートル以上の区画を4区画以上開発する場合に、開発事業者に対し1区画当たり60万円を、最大8区画480万円を上限として交付し、同事業の土地提供者に対しても1事業当たり10万円を上限として、土地売買額の5%を交付するものです。

開発地内の道路幅員は4メートル以上であることなどの条件を設定しており、支援の対象エリアは、山鹿地域の都市計画用途地域内と、各市民センターを中心とする半径1キロメートル以内の範囲内とし、これにより住宅用地の開発及び供給促進

を図ります。

2点目の既存補助事業の拡充につきましては、現在も危険な空き家の除却に対し60万円を上限として、除却費用の2分の1を補助しておりますが、空き家除却後の土地がそのまま空き地となるケースもあるため、除却後、土地を速やかに売買された地権者に対し40万円を、また売買を仲介し、契約を成立させた事業者などに対し10万円を交付し、土地の流動性を高め、効果的な活用を推進します。

対象エリアは、都市計画用途地域のうち、旧山鹿小学校区の範囲内としており、エリア内の住宅用地ニーズに応え、空き家の除却による良好な住環境の整備と、土地の有効活用による住宅用地の創出促進を図ります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

今の新しい事業については理解するところです。

2回目の質問をします。住宅用地整備促進事業は、令和5年度から令和6年度にかけ、継続事業として総額2400万円をかけて住宅用地等の整備計画が策定されています。この委託事業の内容については、1つに開発可能性のある住宅用地等の候補地数か所を絞込み、2つに実施可能なインフラ設備等の開発計画の作成、3つ目が民間事業者への補助制度創出の検討を実施する計画となっていました。

そこでお尋ねしますが、この2年間で実施されてきた委託事業の成果について、本当に完了しているのかお尋ねしたいと思います。1点目、住宅候補地の選定箇所数か所の絞込みについて、2点目、インフラ設備等の開発計画の作成について、3点目、民間事業者への補助制度の検討について、以上3点についてお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。隈部建設部長。

[隈部光麿 建設部長 登壇]

○隈部光麿 建設部長

御質問の、昨年度までの山鹿市宅地開発可能性調査の結果について、お答えいたします。

これまでの経緯といたしまして、県内で進む新たな企業進出や事業拡大の動きを見据え、本市でも住宅用地のニーズが高まる可能性があり、無秩序な開発による市街地の拡大や営農環境への影響を念頭に、新たな住宅用地の適切な開発誘導を図るため、適地の選定や大規模・小規模の分譲及び市営住宅敷地分譲モデル構想のため

の調査を行っております。

この調査の中で、令和4年度に8箇所、令和5年度に新たに12箇所の候補地を抽出し、現地の調査と併せ、複数の開発業者や不動産業者へのヒアリングを実施し、民間の参入による宅地開発事業の実現可能性について検討を行いました。

その結果、民間事業者側の意見では、山鹿市における住宅地の大規模開発について、インフラ整備や造成などに係るコストを考慮した場合、売買価格が市場と乖離し、売れ残りが発生する可能性が高いことなど、大規模開発にはリスクが伴うとの意見が多く寄せられたため、大規模開発の実現の可能性は低いと判断いたしました。

一方、好立地における4～5区画程度のコンパクトな開発であれば、実現の可能性があり、参入意欲も確認できたことから、大規模な住宅用地の開発を目指すのではなく、民間のコンパクト開発を促し、良質な住宅用地を整備するための補助制度を創設することといたしました。

また、既存の空き家除却補助事業の拡充についての調査検討も併せて行い、不動産業者へのヒアリング時に、住宅を求める若い世代のニーズがあり、人気地区として意見が多かった旧山鹿小学校区の土地の流動性を高めるため、補助制度を拡充することといたしました。

また、同調査においては、2つの補助制度に加え、次の住宅施策につながるものとして、市有財産を民間に供出することも検討しており、今後、必要な事業を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

この件につきましては、令和6年3月議会で、令和5年度の開発計画の成果について、令和6年度の事業内容について質問をしております。そのときの答弁では、優先順位の上位数か所を選定し、開発に係る行政の関わり方やインフラ整備等に対する概算事業費の積算、土地に係る情報集積を行い、開発希望の事業者へ情報提供ができるよう準備を進めるということでした。

今回の答弁では、大規模開発の実現の可能性は低いと判断した。結果、上位か所の絞込みどころか、1か所もできていないということになります。造成コストや販売価格の面で問題があったでは理由にならないと思います。絞り込んだ箇所に問題があるのであれば、支援策を講じることにより解決の道が開けると思うところです。本来なら、令和6年度で選定された宅地開発数か所について、人口減少に歯止

めをかける対策として予算を計上するのがあるべき姿かと思いますが、令和7年度の予算では、市内中心部や各市民センター周辺での住宅開発に対する補助制度新設の予算が計上されています。当初の趣旨に反し、内容を変更した施策が進められようとしています。

市長は、事業の方針転換について、どのように考えておられるのかお伺いをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

本市の課題である定住人口の増加や転出人口の抑制については、これまで多方面から検討を進めてまいりました。住宅用地の整備促進については、当初、移住人口の増加を目指して、民間事業者が開発等を円滑に進めるための開発計画を策定することで調査を進めておりましたが、建設部長の答弁のとおり、民間事業者のヒアリングを実施した結果を踏まえ、民間事業者が参入する可能性が高い事業にかじを切り、施策を推進することとしました。

今回の施策は、定住人口の増加に寄与するとともに、本市への企業進出の際に、従業員の方などの居住ニーズにも対応できると期待をしております。

今後、各種施策を通じて、若い世代にとって魅力的な生活環境を充実させ、選ばれる山鹿の実現を目指してまいります。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

可能性の高い事業にかじを切って、規模を小さくしてでも補助を行い、支援をするということですが、このくらいの規模だったら通常に今の事業者が取り組んでおられるかと思いますが、候補者が絞り込めなかったから、事業内容を変更して支援することに少し不安感があるのと、住宅用地調査業務に使われた2400万円が無駄な執行予算ではなかったかと、何か非常に残念に思うところです。執行部も少しぐらいは反省していただきたいというふうに思います。

次に、物価高騰対策についてお尋ねをします。2022年2月にロシアのウクライナ軍事侵攻によるエネルギー供給不安や、世界的な経済回復に伴う需要増加、さらには円安が輸入コストを押し上げている状況等により、今も物価高騰が続いております。

そのような状況の中、国は物価高から国民の暮らしを守るため、令和6年度の補正予算、令和7年度予算で、所得税減税、ガソリン価格の引下げ、米価高騰への対応、子育て支援の強化、低所得者向け給付金、重点支援交付金、これらの活用などの支援策が講じられています。さらに、今、消費税減税や給付金の交付について議論がされているところです。

山鹿市においても、重点支援交付金、これにより支援が行われてきましたが、賃金の上昇よりも、ありとあらゆる製品が物価高で、市民が満足するには至っていないのが現状ではないでしょうか。

初日の質問と重複するところがあるかと思いますが、1点目、これまで支援を受けた交付金の総額と実績について、2点目、令和7年度の交付金の支援策、内容についてお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問の、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用実績について、お答えいたします。

この交付金は、国の総合経済対策に基づき令和5年11月に創設されました。地域の実情に応じて物価高騰対策に取り組むための地方単独事業分として、令和5年度に1億5064万3000円、令和6年度に1億7678万円が国から配分されております。

本市では、これまで指定ごみ袋引換券の配布や、食材価格の高騰による学校給食費の増加を抑えるための生活者支援のほか、物価高騰の影響を受けた保育園や高齢者施設、畜産農家などへの事業者支援にも取り組んでいるところです。

また、令和7年度一般会計予備費の使用が5月27日に国で閣議決定され、山鹿市に対し、この交付金の交付限度額として2983万5000円が示されました。今回配分された交付金につきましては、引き続きエネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けている市民や事業者の皆様に対する支援に活用してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

2回目の質問をします。当分の間、物価高は続くものと予想するところで、農家にとっても燃油、資材等の高騰により、厳しい農家経営が続いております。

昨年9月議会で、種ゴマなどの椎茸生産資材高騰に対して質問を行っておりますが、その際、農林部長の答弁では、重要な市の特用林産物と位置づけており、椎茸生産振興会と意見交換をしながら、生産者の負担軽減を図る支援策について検討するということでした。当然、今回の肉づけ予算の中に、予算措置がなされていると思っておりましたが、計上されておらず、残念で仕方ありません。これまで、振興会との意見交換等により、支援策が検討されてきたかと思いますが、その内容についてお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問にお答えいたします。

椎茸の生産振興につきまして、市としましては物価高騰の影響を受けている他の農林産物への施策と照合しながら、重要な特用林産物の一つである椎茸の生産者に対する支援について協議を重ねております。

これまで近隣市町村の支援状況等について把握するとともに、椎茸生産者とも4回の協議を重ね、現在は椎茸の生産に必要なコストの上昇率や生産率向上の対策などについて情報提供をお願いし、資料収集を進めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

燃油や資材高騰に対する国の支援策がこれまでもありましたが、個々の農産物まで行き届くには、なかなか難しい状況にあり、椎茸栽培についても厳しい経営が強いられております。待たなしの状況にあります。他の農産物の施策と照合しながら進めていくなら、いつまで経っても支援できません。これまでも物価高騰対策にかかわらず、市の独自施策として様々な支援策が図られています。市長が言われるとおり、様々な課題に積極的に果敢にスピード感を持って取り組んでいくことが課題を解決する早道で、ひいては農林業の振興につながると思います。よろしく願いいたします。

最後に、地域公共交通についてお尋ねをします。令和5年12月定例会に、相乗りタクシーについての質問を行っており、将来を見据えた相乗りタクシーの料金体制についての質問に対し、市長は、利用料金の改定から間もないことに加え、利用者

のさらなる増加が見込める中、路線バスや一般タクシーと共存し、持続可能な制度として維持する必要があり、利用料金の統一までは考えていないが、ちょっと分かりづらい料金体系となっているので、利用者にとって分かりやすい料金体系となるよう検討すると答弁をされております。

質問から、1年半が経過していますので、改めて質問を行いたいと思いますが、分かりやすいシステムの導入や、料金体系の見直しについて、どのように進めているのかお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

○小山天 市民部長

御質問の、相乗りタクシーのシステム導入や運行内容の見直しに係る現状と今後の取組について、お答えいたします。

本年2月から、相乗りタクシーの予約システムの導入と、コールセンターの運用を開始しております。また、乗降所について、新たに見直しを行い、医療機関やスーパーマーケットなどを中心に23か所の増設を行い、現行の109か所から132か所へと変更し、本年8月からの利用開始に向けて準備を進めております。

今後は、分かりやすい利用料金体系や運行時間等の見直しに取り組み、将来にわたる持続可能な地域公共交通の整備を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

相乗りタクシーについては、利用料金体系と運行時間等の見直しについて取り組んでいくということですが、できていないのが現状で、私が以前から言っておりました一律300円にしてくださいと言いたいところですが、まずは分かりやすい料金体系について、早期の見直しに期待をし、私の一般質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、金光議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、10分程度休憩をいたします。11時30分の再開といたします。

午前11時20分 休憩

○

午前11時30分 開議

○有働辰喜 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田壮拓議員の発言を許します。永田議員。

[6 番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

皆さん、こんにちは。

永田壮拓でございます。

早速ではございますけれども、質問に入らせていただきます。

まず初めに、小中学生の命を守る教育環境づくりについて、2点お尋ねをいたします。1点目は、先週、豊田議員、高松議員も取り上げられましたが、夏場の体育活動における、特に熱中症リスク対応に関することであります。近年の猛暑は、もはや異常気象という枠を超え、毎年のように、命に関わる危険な暑さが続いておりまして、今年も気温の高い夏が予想されております。特に小中学生は、熱中症に対する抵抗力が低く、教育現場におきましては児童・生徒たちの命を守る対応が、これまで以上に求められているというのが現状であります。

私にも小学校と中学校に通う子供がおりますが、先日、ある小学校に体育活動の現状についてお伺いをしたところでした。その学校では、昨年5月から10月までの間、暑さ指数測定器を使用しまして、1日3回、測定を実施。暑さ指数が31以上になると、運動と外遊びを中止をしています。また、暑さ指数28以上のときは、体育館でも測定をしまして、運動の可否を判断しているということです。さらに、熱中症警戒アラートが発令されたときには、外遊びと3時限目以降の体育の授業、これは体育館においても中止されております。

令和6年熊本県への熱中症警戒アラートの発令は61日間で行われました。その結果、外遊びと体育の授業を中止した日数は、その学校では7月においては、授業日数14日のうち7日が中止、9月には授業日数19日のうち9日が中止と、授業日数の約半数が中止を余儀なくされました。恐らく、ほかの市内学校の体育活動においても同じ状況にあるかと思えます。これらの措置は、児童の健康と命を守るという観点から、当然のことでありまして、学校現場における先生方の迅速な対応に敬意と感謝を表すところであります。

一方で、年間を通して運動の機会が奪われているという実態があることも事実でありまして、児童・生徒の体力の低下やストレスの増加、運動習慣の欠如といった成長への影響も懸念されております。

そこで、最初の質問です。運動機会の確保のために、どのような対応をされてい

るのか、また中止された体育活動の代替案につきましてお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問の、運動機会の確保のための対応策等について、お答えいたします。

運動機会の確保のための対応策としましては、熱中症対策が重要となります。市内13校では、様々な熱中症対策が行われております。授業前には、暑さ指標計等を使用し、実施の判断が行われ、児童・生徒には水筒持参を促し、水分の補給ができるようにしております。

また、暑さにより体育の授業ができないと判断した場合は、別の教科と入れ替えるなど、1年間で体育授業を完了するように調整されております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

暑さで体育の授業ができない場合には、違う季節に授業をすることで、不足した授業を補っているということであります。しかし、授業に限ればそうかもしれませんが、運動、外遊びが中止をされる暑さ指数31以上が計測された日と、熱中症警戒アラートが発令された61日間等を合わせますと、夏場において相当な運動機会が子供たちから失われているかというふうに思います。

このように、屋外での活動が制限される中で、代替手段として期待されますのが、屋内運動場での活動であります。現状では学校の体育館への空間設備、こちらは整備をされておられません。この件につきましては、先週の一般質問で市の見解が述べられましたけれども、スピード感に欠けているなという印象を受けたところです。

今、公立小中学校を含む屋内運動場への空調設備の整備は、熱中症対策及び避難所機能の強化を目的に、国を挙げて推進がなされております。さらには、10年後の2035年には、その整備率95%以上が国としての目標として掲げられている現状からも、早急な対応を期待するところでございます。

さて、近年の猛暑は夏の風物詩で、子供たちが楽しみにしているプールの運用にも影響を及ぼしております。先ほどから述べておりますように、暑さによる体育授業の中止、これは当然プールの授業も含まれます。また、夏休み期間中の学校プールの開放につきましては、安全管理上の課題や熱中症リスクを理由に、全国の多く

の学校で廃止をされるといった傾向にあるようであります。

そこで、次の質問ですが、市内小中学校のプールの稼働状況につきましてお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問の学校プールの稼働状況について、お答えいたします。

各学校におけるプールでの体育授業は、6月から7月の間、各学年、おおむね10時間実施されております。

なお、夏休み期間のプールの開放は行っておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

学校によって、稼働の状況は多少は異なるかと思えますけれども、夏休み期間のプール開放がなされていないということを考えますと、各学校、年間十数日程度の稼働の日数ではないかと考えられます。

そうした中で、ある小学校のプールでは、プールサイドの床のタイルがめくれ上がり、児童が転倒する危険性があると、以前お話を聞いたことがあります。市内学校の建築年数を考えますと、確かにプール設置からかなりの年数が経過していることが予想され、その老朽化が気になるところであります。

そこで、質問です。市内学校プールの老朽化の状況、またプールに係る維持管理費及び不具合に対する修繕費についてお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

御質問の、プールの老朽化状況、維持管理費、修繕費について、お答えいたします。

まず、プールの設置につきましては、全ての小学校に設置しており、最も古いプールは昭和43年建築の築56年で、最も新しいプールは平成25年建築の築11年となっております。全体の建築年の平均につきましては、約30年となっております。

次に、プールに係る維持管理費等につきましては、全ての小中学校合わせまして、プール浄化装保守点検や水質検査の委託料として年間約120万円、付帯設備の不具合による修繕費として過去5年間の平均で年間約300万円、プール塗装改修やプールサイド改修等の工事請負費として過去5年間の平均で年間約280万円となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6 番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

定期的な補修で延命は可能であると思いますが、一般的に鉄筋コンクリート造のプールの耐用年数は約30年から50年と言われております。ただいま答弁でありました、最も古いプールは築56年、全体でも平均すると30年と、市内学校プールの老朽化はかなり進んでいるといえます。

また、先ほどのタイルの剥がれの現状からも、なかなか隅々までは修繕が行き届いていないといった状況にあり、維持管理費や修繕費、これに光熱水費を加えますと、プールに対して多大な費用が費やされているということが分かります。さらに、維持管理のための教職員の皆様方の御負担も忘れてはなりません。

一方で、実際の使用頻度は年に僅か十数日程度ということもあり、コストと効果のバランスが問われる状況にあります。現在、命を守る熱中症対策として、暑い日にはプールの授業はしない。これが一つの対策として実施をされております。しかし、学校プールの授業は、児童・生徒の体力向上や水難事故防止のための大切な命を守るための授業でもあります。この2つの命を守る観点、また費用対効果の観点から、公営や熱中症リスクが軽減されます屋内民間施設の活用などが考えられるかというふうに思います。

実際、全国では学校単独プールを廃止をし、複数校で共用する形や、民間スイミング施設と連携した水泳教育への転換が進められているといった自治体も見受けられます。子供たちの安全と教育環境の充実、そして限られた予算の中での効率的な施設運用のためには、プール施設の現状を正確に把握をし、将来を見据えた柔軟な対応が求められます。

そこで、質問させていただきます。他自治体で導入をされているような公営あるいは屋内民間プール施設の活用について、御見解をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問の、公営・民間プール施設の活用検討について、お答えいたします。

本市、全ての小中学校にプールを整備しており、体育授業で使用されております。山鹿市民プールや屋内民間プール施設の活用につきましては、現在のところ予定はございませんが、各学校の要望や、必要とする費用等について、他自治体の状況を見ながら対応を検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

公営であります市民プールの老朽化、この現状を考えますと、公営プールの今後の在り方も同時に検討する時期に来ているかなというふうに思っております。小中学校のプールの授業、こちらに関しましては、ぜひこの機会に様々な角度から協議を始めていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、小中学生の命を守る教育環境づくりの2点目、不審者対策についてお伺いをいたします。皆様、記憶に新しいかと思いますが、本年5月8日、東京都立川市の小学校に男2人が押し入り、教職員5人を殴るなどした事件が発生してしまいました。教職員の適切な判断と勇気ある行動によりまして、児童の安全は守られましたけれども、開かれた学校での防犯の難しさというものが浮き彫りになった事件であります。

報道によれば、男2人は授業中の教室に侵入、制止しようとした教職員は顔を殴られ、鼻の骨が折れる重傷を負います。それでも、児童に避難を呼びかけると、別の教職員が体育館へ向かうよう指示をしたとのことでした。

また、別の教職員らは校舎内を回り、不審者がいると周りに伝達。各教室では、机を出入口に移動させてバリケードを築き、ドアを施錠する措置が取られたとありました。極めて切迫した状況だったことは容易に想像ができますし、児童たちはさぞかし恐ろしく、心細い思いをしたかというふうに思います。このような事件は、決して他人事ではありません。全国どこでも、いつでも起こり得る時代となっております。

そのような中、数年前であります、私自身がある小学校に訪問した際に、教室の施錠設備が破損して、鍵がかけられないといった状況だったことを思い出しました。先日、その学校に確認をしましたところ、昨年うちに全ての施錠設備が補修

されたと伺いまして、安心をしたところであります。しかし、本市の小学校において、施錠ができない構造の教室や、片側からしか施錠ができないといった声を耳にいたしました。

そこで、質問です。市内小中学校における教室などの施錠設備の状況についてお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問の、教室等の施錠設備の状況について、お答えいたします。

現在、山鹿小学校には施錠設備は設置しておりませんが、その他の小中学校には全て施錠設備を設置しております。教室の施錠方法につきましては、外側からと内側から施錠できる場合がございますが、両方を兼ね備えている学校が7校、外側からのみの学校が5校となっております。当然、施錠について不具合が生じた場合は、その都度修理をしております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

山鹿小学校につきましては、構造上の問題かとは思いますが、施錠設備が設置されていないということでありました。また、残りの12校中5校が教室の内側からの施錠ができないといった現状であります。避難経路確保の観点、児童・生徒による閉じ籠もりやいたずらの防止、開放的な教育環境づくりなど、内側からの施錠ができない理由としましては、様々な背景や事情もあるかというふうには思います。

しかし、今回の事件のように、マニュアルにあるような体育館や運動場への避難が困難な場合に、不審者の侵入を防ぐために教室の鍵をかけ、身の安全を守るといった行動は、施錠設備があったからこそ取れた行動であります。

そこで質問ですが、施錠ができない状況での不審者対策と、市内の施錠設備の現状に対して、今後の対応についてお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。北本教育部首席教育審議員。

[北本憲仁 教育部首席教育審議員 登壇]

○北本憲仁 教育部首席教育審議員

御質問の、施錠ができない状況での不審者対応策と今後の対応等について、お答えいたします。

本市、小中学校には、不審者対応マニュアルが整備されております。これに基づき、各学校では毎年1回、児童・生徒、教職員による訓練が行われており、有事の際に速やかに行動できるように備えております。

また、各学校の防犯カメラの設置状況ですが、小学校への設置は令和6年度に完了しており、中学校につきましても本年度中の設置を予定しております。

教室の内鍵設置の必要性の有無を含め、防犯設備の活用と訓練の実施により、児童・生徒の安全に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6 番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

5月に起こりました東京都立川市での事件を受けまして、全国の教育現場で不審者対応に関する緊張感が高まったはずであります。内側からの施錠整備については、これからその必要性を検討するといった御答弁でありましたけれども、本来ならば、この事件後すぐにその必要性は検討されるべきであり、今回の質問でその方向性をはっきりと御回答いただけるものと期待しておりましただけに、大変残念であります。いずれにしましても、小中学生の命に関わる重要な問題であります。どうか早急な御対応をお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

次に、土地開発基金存続の必要性について質問いたします。通常、市が土地を購入する場合は、議案を議会に提出の上、議会の議決を経る必要があります。しかし、土地開発基金の大きな特徴は、議会の議決を経ずして、土地購入が可能な点であります。これは公共に供する土地の迅速な取得が可能になる一方で、住民のチェック機能としての議会の役割を十分に果たすことができなくなるといった恐れも含んでおります。

そのことを踏まえまして、今回の質問に至ったこれまでの経緯を少しお話をさせていただきます。令和4年9月、本市がこの土地開発基金を活用して、熊本県所有だった旧保健所跡地を購入したことに始まります。当時、旧保健所跡地の基金による購入理由につきましても、市は新福祉会館建設に対して、新しい施設に付与をする機能の決定や、既存の福祉部所管施設の再編整備、また関係団体との協議が不足をしているということを経由して先行取得に踏み切ったとのこととあります。

その後、令和6年3月議会におきまして、基金財産である土地を一般財源で買い

戻すために、新福祉会館整備計画を基に議案が提出されました。しかし、新福祉会館が本当にその場所に必要なのかといった、真に説得力のある議案ではなかったということを理由に修正案を提出、可決をされまして、いまだ用途が不明確なまま更地になっているのが現状であります。全国の自治体においては、取得目的が不明瞭なまま基金が活用された例や、長期間活用されずに放置されている土地があるとの指摘もございます。

そこで、まず1点目の質問です。山鹿市合併以降の本市の土地開発基金の活用の実績と、取得後の効果について、どのように評価をされているのか。また、県内他自治体における土地開発基金の状況につきましても、併せてお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問の、合併後の土地開発基金の活用状況とその効果及び県内の他市における設置状況について、お答えいたします。

主な活用実績としまして、八千代座周辺整備事業、さくら湯再生事業、鹿北地区3小統合小学校建築事業、歴史的地区環境整備街路事業、豊前街道ふれあい広場などの用地を取得しております。直近では、令和4年に旧山鹿保健所跡地を取得いたしました。これらの用地を先行取得したことにより、事業の円滑な執行が図られ、基金による一定の効果が発揮されたものと思われまます。

次に、熊本県内他市の土地開発基金の設置状況についてですが、本市以外の13市のうち6市が基金を設置しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

もともと土地開発基金は、社会経済の著しい発展に伴う公共用地の取得が困難な状況に対応するために、昭和44年、当時の自治省の通達を受けて、全国的に設置がされてまいりました。しかし、設置された当時は、土地の高騰が続く高度経済成長期において、迅速な用地の先行取得が求められておりましたが、近年の社会情勢においては、用地を先行取得する有効性やその必要性が、当時の基金設置目的からも大きく低下しているふうに思います。仮に、用地の速やかな取得が必要な事業を行う場合であっても、市定例会や臨時会における補正予算による対応が可能なはずで

あります。

ただいまの答弁にもありましたように、県内他市の状況を見ましても、半数以上の自治体で基金の廃止が進められてきております。また、熊本県におきましても、近年の地価下落傾向の中で、公共用地先行取得の意義が薄れてきたということから、土地開発基金の役割は終えたものとして、当時、早田市長が県議会議員であられたかと思いますが、平成19年6月1日をもって、熊本県土地開発基金条例が廃止をされております。

先に述べましたように、土地開発基金の最大の特徴は、議会の議決を経る必要がないということにあります。これまで山鹿市が購入した旧保健所跡地につきましては、熊本県が取得の要望の聞き取りを始めた令和2年11月から土地購入の令和4年9月までは約2年間もあり、基金を活用せずとも議会に諮る時間的余裕は十分にあったのではないかと問題視をしてきました。土地開発基金の性質上、それが不適切に運用されてはなりません。これまで土地開発基金は、まちづくりにおいて重要な政策手段の一つであったということは、私も認識をしております。しかし、人口減少、財政制約、行政需要の多様化という今日の状況に照らして、この基金の制度と運用は、果たして時代に沿うものと言えるのか、見直すべき時期に来ているのではないかと強く感じております。

そこで、土地開発基金の必要性について、本市の見解をお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問の、土地開発基金の必要性について、お答えいたします。

土地開発基金は、高度経済成長期以降、地価が年々上昇していたことから、公共用地を迅速に取得する必要があったために設置され、市政発展の一助として活用されてきました。しかし、近年では地価の高騰が見られず、また公共施設の整備が一段落しているため、基金を活用して用地を先行取得する事業計画もなく、基金の必要性が薄れていることは議員御指摘のとおりでございます。

こうした現状を踏まえ、基金設置当初の目的に今一度立ち返り、基金の必要性について、今後の公共施設の整備の在り方を見据えながら、基金の廃止も含めて検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6 番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

土地開発基金の存続につきましては、時代背景を踏まえ、適切な判断の上、決断をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

次に、消防本部のハラスメントについてお伺いをいたします。この件につきましては、令和5年7月、ハラスメントを受けて苦しんでいるとの御本人からの相談をきっかけに、これまで令和5年9月議会、令和6年12月議会において質問をしてまいりました。この案件がパワハラと認定されなかったことを踏まえ、身内で身内を調査、そして処分・検討する体制や、ハラスメントに対する認識の甘さに対して問題提起をしてきました。これまでの議会では、懲戒処分ではない処分を行ったとして、一定の不適切な行為は認めたものの、パワハラには該当しないとの当初の判断が変えられることはなく、再調査の実施も否定されてきました。

その間、ハラスメント被害を受けた職員は、鬱病を発症。休職をした後、令和6年3月に依願退職を余儀なくされました。その後、元職員は地方公務員災害補償基金に、職場でのハラスメントを原因とする精神的疾患の認定請求をすることになりました。

地方公務員災害補償基金とは、地方公共団体に勤務する地方公務員が、公務に起因して、ケガ、病気、死亡した場合に、民間労働者が労災保険で補償を受けるのと同じように、公務災害補償を行うための制度であります。当然、これが認定されれば、公務上の災害として補償されることとなります。

この調査は、心理的負荷による精神障害の認定基準に従って、災害との因果関係を本人はもとより、当時の職場関係者に対しても調査が行われ、そして審査がなされます。

今回、1年間の調査結果、令和7年4月に、元職員が公務員災害補償基金の認定を受けたということが明らかになりました。これは、第三者機関が業務上の心理的負荷を認定したものであり、明らかに深刻な職場環境にあったことを示す客観的な証拠であります。

そこで、質問です。このたびの元職員の公務災害認定を受け、これまでの市としての判断に対して明確な御見解をお伺ひいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。黒田消防本部消防長。

[黒田武徳 消防本部消防長 登壇]

○黒田武徳 消防本部消防長

御質問について、お答えいたします。

これまで消防本部としましては、2年前の事案発生後から任命権者の判断に基づき、当時得られた情報を基に、適切に対応してきたものと認識し、そのように答弁してまいりました。しかしながら、今回の公務災害の認定を重く受け止め、このたび、認定を受けられた元職員の方に対しまして、深くお詫び申し上げます。

この認定を受けられました元職員の方には、認定された治療費の補償に加え、退職までの給料などの差額分も、追加で支給されることとなっております。今後、消防本部としましては、職員が安心して働けるように、労務管理体制の一層の強化と、再発防止に全力を挙げて取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

今回の認定がなければ、退職までの給料は減額されたままでありました。被害者であるはずの元職員は、給与が減額されている上に、退職後の公務災害認定申請などの労務に追われる一方で、行為者については早期退職、そして退職金の受給等、この状況に大変やるせない思いになったところです。

今回の公務災害の認定は、公務が原因で病気や障害を負ったことが、行政的に正式に認められたこととなります。これは単なる医療的な治療ではなく、労働環境、職場体制の問題を示す重大な指摘でもあります。よって、行政はこの認定を重く受け止め、原因究明や再発防止に取り組む義務があるはずです。

また、ただいまの答弁では言及がありませんでしたけれども、私は今回の認定によって、これまでの市の調査や判断に誤りがあった可能性を否定できなくなった、そういった状況になったかというふうに思います。

そこで、質問させていただきます。元職員の公務災害認定を受けて、改めてパワハラであったか否かについて、再調査をする必要があると考えますが、市の御見解をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。黒田消防本部消防長。

[黒田武徳 消防本部消防長 登壇]

○黒田武徳 消防本部消防長

御質問について、お答えいたします。

今後の方針としましては、当時の調査が十分でなかった可能性も踏まえ、本庁部局において、公務災害認定の内容を確認し、再調査を含め、適切かつ厳正な対応に

努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6 番 永田壮拡 議員 登壇]

○永田壮拡 議員

パワハラとはなかなか認めていただけない市のこの姿勢から、今回、当該基金に対しまして、認定の理由について、元職員が開示請求をしました。本人の了承を得て、私も確認をさせていただいたところです。その調査内容と判断結果から、パワハラの一義の定義の一つである業務上の目的を逸脱した不適切な暴言等の行為が認められており、明らかにパワハラがあったこと示唆する内容でありました。

答弁いただきましたように、今後、再調査を確実に実施していただくと同時に、適切な対応を強く求めまして、次の質問に移ります。

次は、守秘義務違反についてであります。先日、私のほうに市民の方から次のようなお話をいただきました。市民の生命と安全を守るべき消防職員が、その職務中に知り得た個人情報、具体的には救急搬送された患者の事故の状況や医療の情報を第三者に漏らすといった重大な守秘義務違反を起こしたという報告を受けました。

この件について、まず消防本部として事実関係の確認は行われたのか、また事実確認の結果、どのような対応がなされたのかお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。黒田消防本部消防長。

[黒田武徳 消防本部消防長 登壇]

○黒田武徳 消防本部消防長

御質問について、お答えいたします。

御指摘の件につきましては、昨年度、消防職員による守秘義務違反の疑いがあるとの情報を受け、慎重に事実確認を行ったところでございます。関係者からの聞き取り調査を実施した結果、守秘義務違反に関する事実が確認されました。このため、関係規定に基づき、消防本部で厳正に対処したところでございます。

今回、このような守秘義務違反が発生し、消防の信頼を損ねる事態となりましたことに、深くお詫び申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6 番 永田壮拡 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

厳正に対処したと御答弁がりましたが、今回の件は公表もされていなかったことから、守秘義務違反が認められたものの、懲戒処分に当たらないというふうな判断がなされたと理解をしております。

御承知のように、地方公務員法第34条は、職員に対して守秘義務を課しており、これに違反した場合は、同法第29条に基づき、懲戒処分の対象となります。また、懲戒処分の指針におきましても、秘密漏洩は原則として懲戒処分の対象となることが明記されております。

高知市消防局におきまして、救急搬送された家族から、患者の病状を教えてくださいと依頼をされ、その情報をLINEで送信したといった事案がございました。この行為は、傷病者情報の漏洩という非違行為であり、市民の信頼を裏切ったとして、この職員に対して停職3か月の懲戒処分が科せられております。極めて重い処分です。

それと比べましても、本市の対応は明らかに軽過ぎるとの印象を市民に与えます。しかも、今回は懲罰委員会にもかけられておらず、消防本部内で全てが完結されております。

そこで、質問です。今回の対応及び処分が果たして妥当なものだったのか、消防本部にお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。黒田消防本部消防長。

[黒田武徳 消防本部消防長 登壇]

○黒田武徳 消防本部消防長

御質問について、お答えいたします。

対応としましては、守秘義務違反に関係した職員の対処に当たり、公務への影響と、その状況に至った経緯や違反の程度等を総合的に勘案し、適正な判断であったと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

ただいまの答弁を言い換えますと、今回の漏洩では公務への重大な支障は及ぼしていない。また、軽微な漏洩であることから、懲戒処分には当たらないといった御答弁だったかというふうに思います。とても理解に苦しみます。

まず、軽微な漏洩の根拠が不明確であります。また、公務への重大な支障が及ぼされていない判断につきましては、全くの見当違いであります。救急搬送業務の根底には、患者のプライバシーはしっかり守られているといった市民との信頼関係を前提に業務が成り立っているはずであります。重い、軽い関係なく、今回の守秘義務違反を行った事実は、間違いなく市民への信頼を著しく損なうこととなります。もうその時点で、今後の救急搬送業務に重大な支障を及ぼしているということになります。どう考えましても、本件の守秘義務違反は懲戒処分指針上の秘密漏洩に該当する行為であり、なぜ懲戒処分ではない別の処分となったのか、今回のやり取りでは到底納得のいくものではございません。この件に関しては、今後も取り上げていく必要があるというふうに考えております。

いずれにしましても、このような情報管理の不備が再び起これば、今後、市民は安心して救急搬送を受けることができなくなります。今回の守秘義務違反を受け、行政として個人情報の取扱い、漏洩防止に関する教育・研修体制の強化、職員のモラル意識の再徹底、そして指針運用の透明性を高めていくことが急務だと考えます。

そこで、再発防止のために、どのような体制整備、教育の見直しを進めていかれるのか、今後の取組についてお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。黒田消防本部消防長。

[黒田武徳 消防本部消防長 登壇]

○黒田武徳 消防本部消防長

御質問について、お答えいたします。

消防本部としましては、再発防止に向けて、服務規律に関する研修の実施や、消防組織が定めている各種活動に係るガイドラインなどの見直しを進め、消防本部に対する信頼回復に向けて、意識改革と体制の強化に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

端的な答弁で、なかなかこの本気度というものが伝わってこないというのが実感であります。

市民の信頼は、厳正かつ透明な行政運営によってしか得ることはできません。守秘義務違反という重大な行為に対して、指針等の基準に照らした正当な処分が下されてこそ、市民は行政に対して信頼を置くことができるものであります。そのよう

な意味では、今回の消防本部で起きた2つの事案については、市民の信頼を大きく失墜させるものです。

そこで、今回の2事案に対して、市の最高責任者としてどのように受け止められ、責任を感じておられるのか、市長にお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

まず、守秘義務違反につきましては、公務員の根幹に関わる事柄であり、市民の皆様のご信頼を損ねる事態を招きましたことに、お詫びを申し上げます。

また、今回、公務災害として認定された2年前の事案につきましては、先ほどの答弁でも申し上げていたとおり、適切に対応をするよう指示を行っております。

今後は、コンプライアンスの一層の強化や服務規律の徹底、そして組織風土の見直しに取り組み、市民の皆様のご信頼を一日も早く回復できるよう努めてまいります。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

今回、こうした2事案について、不祥事と思われるようなことがございました。この2件以外にも、ここ最近気になりますのは、農政部等でも廃棄物処理施設の解体費用の増額だとか、PCB含有のコンデンサーが盗難に遭うとか、様々な不祥事と思われるような事案が続いております。

そうした中で、他市の首長さん方のそうした不祥事に対する責任の取り方等を考えますと、これまでもずっと謝られておりますけれども、なかなか市長として責任の取り方、そしてその覚悟というものが、職員の皆さんに示せていないのではないかなというふうに思います。ですので、今回、責任をどう感じられておられるのかという質問をさせていただきましたけれども、もう一度改めて、具体的に市長としての責任の取り方、これをどのように今回の事案、そしてその他の不祥事に対して考えられておられるのか、その辺りを市長の考えをお伺いをいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

永田市議の質問でございますけれども、市長としての責任をどう取るのかという

ことでございます。

これまで1期4年させていただいて、いろんな職員の不祥事がありました。中には飲酒運転もございました。そういったときには、給料の減額ということもさせていただきました。今回、いろいろと職員の不祥事が続いたということでございますけれども、私なりにしっかりと考えて、どういった責任を取った方がいいのか、その点も含めて考えさせていただければというふうに思います。

大事なことは、今回、いろんなことがございましたけれども、職員の皆さんが一丸となって、市民目線で市民のために動くことが大事でございますので、私もいろんな意味で職員には一步でも半歩でも前に進んで、市民のためになってほしいということをお願いしております。その中で、いろんな不祥事がございますけれども、そういったことも職員一丸となって、そういったことがないようにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

本当に市民の皆様の信頼を早く一日でも取り戻せるように、しっかりと取り組んでまいります。よろしく願いいたします。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

市長におかれましては、適切な判断をこれから考えられるということでございますので、会社でいうならば社長でございます。そのトップの姿勢というものを市民、そして職員の皆さんにしっかりと誠意として見せていただきますようお願いをしたいと思いますというふうに思います。

今回は、消防の不祥事について取り上げをさせていただきましたけれども、日々、昼夜を問わず、災害や救助の現場において、冷静な判断と迅速な行動が求められる中で、その使命を全うされている消防職員の皆様には、本当に心からの敬意と、そして市民の一人として深く感謝を申し上げる次第であります。

しかしながら、一部のこうした行為によって、その信頼が損なわれることは大変残念で仕方ありません。公務に従事する者には、市民の命と安全を預かる立場として、高い倫理観と職業意識が求められております。今回の質問が組織の体質改善と信頼回復への一步となることを期待をしまして、私の一般質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩といたします。再開は13時30分といたします。

午後0時24分 休憩

○
午後 1 時 29 分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、午前中に引き続き、会議を再開いたします。

次の通告順により、原芳郎議員の発言を許します。原議員。

[7 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号 7 番、原芳郎です。

発言通告に従いまして、一般質問を 2 件質問いたします。

まず 1 件目に、山鹿市の活性化について、市長説明要旨の中でもありますとおり、本市の最重要課題は人口減少の抑制ということで、そういうことはもうもちろん言うまでもありません。選ばれる山鹿市、重点プロジェクトの推進に取り組んでおられることは私も同感いたします。しかし、それぞれの地域や地区を見回したときに、高齢化率が上がってきているのも事実なんです。私の地域でも 70 歳代の方でも若い人の位置にあり、要は若者ですね。私は 50 歳を超えておりますけれども、まだまだ小僧の位置なんです。そういった地域は多々、山鹿市にはあると思います。ですので、公役等の作業、区での作業等と、草刈りとか大変なんですよね。少数精鋭の人間で、しっかりと共に汗水を流して地域を守るために、頑張っているところでございます。

少子化対策は日本全国の問題・課題となっているということは言うまでもありませんが、ましてや本市の農業従事者人口、高齢化については、今までも言い続けてきましたけれども、本当に危機に直面していると思います。未来のリーダー支援事業に始まり、今議会、市長説明要旨においては、世帯所得による制限を廃止し、農林業を始める全ての方を支援の対象にすることで、減少傾向にある新規就農者の増加を図り、地域農林業の活性化に取り組むとありました。新規就農者限定施策ですが、市長も農業の活性化を重点施策と位置づけておられ、私は大変うれしく思います。ありがとうございます。

さて、やまがメイト等で周知される県・国からの補助事業でございますが、これらの事業を活用するためには、ポイント制ですので、特に個人経営体の農家にはかなりハードルが高く、なかなか活用できないのが現状なんです。

そういった中、近隣市町村においては、果樹関係、施設園芸関係、普通作関係、共通といったように内容を分け、農業機械導入、農業施設等の設置に対し、補助率 25%、これは 4 分の 1 です。最高 350 万円の補助事業を単独で展開されている自治

体もあります。まだまだ本市の農業施策において、農業の活性化のためには、個人、法人、集落営農組織等、全農業者に対しての支援が必要ではないかと考えているところです。

そこで、さらに進化した本市独自の農業支援事業への取組を考えておられるのかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、山鹿市独自の農業支援事業の取組について、お答えいたします。

近年の少子高齢化の進行と相まって、農業従事者の高齢化や農業担い手の減少が進んでおります。また、異常気象や洪水、台風などの気象変動が農作物の生産量と品質に大きな影響を与えています。そして、終わりの見えない不安定な世界情勢により、肥料、燃料、資材費は高騰しており、農業に大きな影響を及ぼしております。

このような状況の中、新たに農業に従事される担い手に対しては、本市独自の支援策として、未来のリーダーづくり支援事業や地域農林業担い手育成支援事業、農業機械免許等取得事業などを新設し、担い手の確保や定着化を図ってきたところでございます。

一方、以前から営農をされている農業者においては、多様な国・県の補助事業がある中、採択を受けることが困難な方も多くいらっしゃいます。そのような農業者に対し、近隣市町村の中には農業用の機械導入やビニールハウスの自動開閉装置などの施設導入に対し、定率の補助を実施されている自治体もございます。

このような支援策を参考に、本市の基幹産業であります農業が、持続可能でさらなる発展と活性化が望めるよう、国・県等の動向を注視しながら、新たな独自支援策について、今後研究してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

他の自治体の支援策を参考にとありますけれども、早期に実行できる新たな支援策を期待いたしまして、農産物の適正価格についてお聞きいたします。

現在、令和の米騒動ということで、国も米の経営安定策を議論しているところでございます。例えば、本市の特産でもあるスイカについては、ここ何年かは単価も

安定しておりますけれども、約20数年前には平均単価が暴落した年もあり、ほかの野菜へ切り替えた仲間も多数いました。スイカは、県指定の特定産地になっておりますが、あまり価格を保障されていないのが現状です。農家が安心して営農していくためには、価格の安定が必須条件となります。価格が安定していれば、安心して次の世代にバトンタッチができ、集落営農組織等においては担い手を残すことにもつながります。

熊本県においては、指定野菜、特定野菜産地があります。足腰が痛くても歯を食いしばって頑張っただけで、農地を守ってこられた高齢の方々も、もうあと2、3年後には農業を続けられない方々が、本市では大変増えていくように感じております。そういったことが影響して、耕作放棄地等が増えるかもしれません。本当に一刻も早く、次の施策を掲げなければならないと、私は強く思うところです。

そこで、担い手確保対策の一つとしまして、農産物の適正価格についてどう考えておられるのかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、農産物の適正価格について、お答えいたします。

昨今の原材料価格の高まりや円安の進行など、事業環境が大きく変化する中、食料システム全体で適正な価格形成が図られなければ、食料供給を担う事業者の事業継続が困難になり、食料供給基盤が脆弱化してしまうことが懸念されております。

現在、国においても食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格が決められるような仕組みを、新たに法制化するなどの議論をされているところです。

議員御指摘のとおり、農家が安心して営農していくためには、農産物価格の安定が、持続可能な生産にもつながっていくと考えますので、今後も国の動向を注視してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

国の動向を注視しながらも大事だとは思いますが、本市の農業を守るためには大変重要な案件だと考えます。

昨年12月議会でも提案しましたがけれども、本市単独の基金などを設け対応してい

くこともできるのではないか。もちろん財源はふるさと納税から数パーセント回せば、産地としても周知できるのではないかと思うところです。国の主食である米も、これだけの変動で先行きが不透明なんです。また、ほかの農林畜産物においても、温暖化、気候変動、価格変動にて、大変なリスクを持っております。どの商品に対しても物価高ですので、消費者としては価格が安いのは生活するには助かりますけれども、生産者は、肥料、燃料、電気、機械、施設、人件費等の経費がかさんで、大変な思いをされております。本市の農業生産者を守っていくためにも、どこもやっていない施策の検討が必要なんです。

次に、圃場整備事業についてお聞きいたします。令和6年に食料・農業・農村基本法が改正されました。農政の基本理念や政策の方向性を示すものです。まず1、食料の安定供給の確保、2、農業の有する多面的機能の発揮、3、農業の持続的な発展と、4、その基盤としての農村の振興を理念として掲げ、もって国民生活の安定・向上及び国民生活の健全な発展を図ることを目的とされています。

そういった中、山鹿市においては多面的機能を活用し、それぞれの地域において整備されておられるとは思いますが、しかし、最初の圃場整備から60年が経過している地域もあり、老朽化している水路が目立つようになりつつあります。また、農業者の減少に伴い、少人数で営農できるよう機械の大型化、またスマート農業機械の導入をしなければ守れない地域も増えているのが現状です。

そこで、今後、農地を守るため、圃場整備事業等の計画はあるのか、実行されている圃場整備等があるのかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、農地の大区画化や老朽化した農業用施設の整備計画について、お答えいたします。

現在、農業用施設等の大規模な整備につきましては県営事業で取り組んでおり、藤井日置地区において、令和4年度から令和12年度までの計画で区画整理及び水路整備を、また蒲生福原地区において、令和6年度から令和12年度までの計画で水路整備を、さらには分田堰において、令和8年の事業採択を目指して取り組んでいる状況でございます。

農地整備事業につきましては、スマート農業に対応した圃場の大区画化や老朽化した用排水路の整備、担い手への農地集積などを総合的に実施することで、農業の生産性を飛躍的に向上させるとともに、担い手の育成や耕地利用率の向上など、農

業の体質強化を図るものでございます。

大規模な整備事業の実施に関しては、地域計画に基づき、営農計画、集積計画の策定、法手続など、多くの関係者の合意形成が必要となるため、事業着手までには長い期間を要することになります。

事業については、補助事業を活用し、優良農地の整備また農地集積等による効率のよい農業経営を目標とし、受益者にとって将来性のある圃場整備ができるように進めてまいります。その上で、事業要件を満たした地元の事業同意が得られるものから計画的に事業の推進を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

ただいま答弁であったように、山鹿市全体の中においては、中山間地域での集積及び整備、また大区画化を基に農業生産の安定を図っていかなければ、先を見据えた山鹿市の農業はあり得ないと考えます。今後、国が展開される事業に遅れを取らないよう、そしてより効率のよい農業経営ができる整備等をしっかりと進めていくことが本当に大事だと考えます。

それでは、2点目に不法投棄についてお聞きいたします。農道、市道、県道、国道において、ごみの散乱が目立つように思います。田畑の中に捨てられると大変なことです。機械の故障につながり、また空き瓶が割れたら大けがにつながりかねません。空き缶、空き瓶の投げ捨て、コンビニ袋にごみを入れたままの投げ捨て等、なぜこんなところに投げ捨ててあるんだらうというところが多々あり、残念で仕方ありません。ごみなどのポイ捨てを抑止するために、またさせないために、条例を作っておられる市町村もあるとは思いますが、本市ではこういったごみの不法投棄に対しての条例はあるのか、また不法投棄に対してどういった対応をされるのかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

○小山天 市民部長

御質問の、不法投棄に関する条例の有無と不法投棄防止の取組について、お答えいたします。

本市では、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条にある「何人も、みだ

りに廃棄物を捨ててはならない。」の規定に基づき、山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条第3項において「公共の場所などを汚してはならない。」と規定しております。

昨年度は、市民から12件の不法投棄についての苦情や相談が寄せられました。寄せられた案件につきましては、現地の確認の後、適時・適切な対応を行い、状況に応じては警察への相談を行っております。

次に、不法投棄防止への取組につきましては、鹿本地域振興局や山鹿保健所、山鹿警察署などで構成する鹿本地域廃棄物不法投棄対策連絡会議が毎年開催され、情報交換や情報の共有を図っているほか、指導・取締りの実施、パンフレットの配布による啓発など、不法投棄の防止に向けた活動を行っております。

なお、不法投棄に対する直接の取組ではございませんが、毎年6月の熊本県環境月間に併せて、ボランティア袋を配付し、環境美化活動を実施することで、廃棄物の適正な処理の理解と環境保全に対する市民意識の向上に取り組んでおります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

国の法律に沿った条例があること、また様々な不法投棄防止の啓発活動を行っていることも分かりました。しかし、今後、監視カメラの導入も本当に期待するところでございます。

不法投棄物には冷蔵庫や家具といった大きいものから、空き缶や弁当の殻など、小さいものまでであると思います。市民の方々からお聞きしましたけれども、毎朝ごみ拾いをされている方がおられるそうです。そういったボランティアの方へ対しまして、大変感謝するところでございます。きれいになれば、そしてごみの不法投棄がなくなれば、地域が活性することは言うまでもありません。環境美化に努めることにより、山鹿を訪れた方々が気持ちよく観光をしていただく、そこからの地域活性化も期待しまして、3点目、街路灯・防犯灯の違いについてお聞きいたします。

夜、車を運転しているとき、また町を歩いているときによく思いますのが、住んでいる地区でそれぞれ差はあると思いますけれども、街路灯もしくは防犯灯の数が少なく感じるのは私だけでしょうか。明かりがついていると防犯に対しては抑止力、また暗い夜道での歩行者への安全・安心感など、街路灯・防犯灯は必要だと考えます。

今現在、各地区・地域での申請により、ほぼ防犯灯での設置とされていると思

ますけれども、夜間の光、街灯による明かりは人が動くために必要で、また児童・生徒の通学等でも安全が確保され、防犯面に最も重要です。そして、そういった安全・安心な明かりが住みやすい町へ、そしてそれぞれの地域における活性化が深まり、移住定住促進につながると考えます。

現状、街路灯・防犯灯については、それぞれ所管が異なりますけれども、街路灯もしくは防犯灯の設置を今後どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問の、街路灯及び防犯灯の今後の対応について、お答えいたします。

まず、街路灯につきましては、市街地の幹線道路や公園などに対して、商工政策課では44基、都市整備課では172基を設置しております。これらの街路灯は、引き続き維持管理を行ってまいります。新たな設置の予定はございません。

次に、防犯灯につきましては、犯罪抑止を図り、市民の安全を確保することを目的に設置しており、現在、新規の設置要望があった地区へ、山鹿市防犯灯設置補助金の利用を推進しております。直近3年間の実績では、令和4年度が8地区、令和5年度が12地区、令和6年度が15地区で設置されており、今後も補助金の利用を推進してまいります。

しかしながら、議員より防犯灯などが少ないとの御意見もいただいております。市としても市民の皆様の安全確保のために、危険な場所を把握する必要があると考えております。

今後、囑託員会議などにおいて、防犯灯設置補助金の制度の周知を図るとともに、各地区からの要望を伺っていきたくと考えております。要望があった際には、現地確認を行い、周辺の状態を考慮して、防犯上必要な場所への防犯灯設置を進め、市民の皆様の安全確保に努めたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

住みやすいまちづくりには明かりは必要です。よりよい地域になっていくように、やっぱり共に明かりをつけようじゃないですか。また、防犯カメラの設置も期待するところがございます。

4点目に、買い物弱者、買い物困窮者への対応についてお聞きいたします。高齢化や小売店の廃業、公共交通機関の縮小などにより、買い物困窮者が増え、対策が急務となっています。熊日新聞が行った県内45市町村の買い物アクセス問題のアンケートにおいては、買い物支援策を実施していると回答したのは7割超えの34市町村、実施を検討しているが6市町村でした。実施していないとした5市町村も、支援策が必要、どちらかといえば必要と回答しております。本市においても、高齢化率が上昇しており、高齢者の運転免許証返納、また路線バスの廃止、小売店の廃業などにより、なかなか買い物に行けない方がおられると考えます。生鮮食品を食べる機会が減れば、特に高齢者は栄養バランスが偏って健康状態を悪化させる恐れもあります。

そこで、買い物に行くのが困難な方への対応、またどのような支援をされているのかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問の、買い物弱者への対応について、お答えいたします。

交通手段や移動手段が少なく、店舗がほとんどない地域が増えています。本市では、このような買物が困難な地域において、高齢者の見守りも兼ねた移動販売を行う事業者へ補助金を交付する買い物・見守り支援事業を行っています。この事業は、移動販売業者が単に商品を販売するだけでなく、移動中における高齢者の見守りや、販売で訪れる高齢者の御自宅や公民館などで対面による安否確認ができたり、雑談など交流の場にもなっており、孤立や閉じ籠もり予防の一助ともなっています。

令和6年度は、鹿央地区、鹿北地区、菊鹿地区等の山間部を中心として、移動販売車4台を使って、延べ736日巡回し、延べ4,332の方が利用されました。要支援の介護区分認定をお持ちの方や、要支援の認定がなくても介護予防や生活支援が必要と認められた方については、山鹿市社会福祉協議会への委託事業である生活支援サポート事業の中で、買い物支援のほか、ごみ出し、分別、安否確認等が利用できます。なお、令和6年度の買い物支援を受けられた方は、延べ562回、実人数は22人でした。

さらに、山鹿市シルバー人材センターへの委託事業である家事支援事業においても、一部買い物支援が提供されており、令和6年度の買い物支援を受けられた方は延べ197回、実人数は9人です。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

高齢者の見守りも兼ねた買い物・見守り支援事業により、多くの方が利用され、大変有意義な事業の展開と思います。また、生活支援サポート事業、家事支援事業においても、見守りを兼ねた買い物支援が提供されて、非常に助かっておられることが分かりました。今後、さらに買い物困窮者が増えつつありますので、今まで地域を守ってこられた皆さんを、今からは今以上に守っていけるような事業の展開と、生活しやすい活力ある山鹿市になれば、本市の活性化につながっていくと考えます。

それでは、2件目、ふるさと納税についてお聞きします。私の1期目では、ふるさと納税額目指せ10億を掲げ、質問をしまいいりました。2期目も、1期目同様、さらに熱く質問させていただきます。今まで、ふるさと納税の在り方、共に頑張れる仕組みづくり、そしてふるさと納税での活用の在り方等、質問をしまいいりました。

この制度については、皆さん御承知のとおり、平成20年度の税制改正により、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度であります。多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等の様々な行政サービスを受け育ち、進学や就職を機に生活の場を都会に移され、その転出先で納税をされています。今は、都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で、幾らかでも納税できる制度として創設されております。

この制度が始まり今日まで、市職員の方々、中間事業者の方々、返礼品事業者の方々の努力により、様々な方に山鹿市を応援していただきました。財政状況が厳しい中であります本市独自の取組に活用できる財源といたしまして、まず1点目、令和6年度の寄附額の実績、品目別ランキング及びそれぞれの寄附金額、そして取組についてお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問の、ふるさと納税の状況及び今後の取組について、お答えいたします。

令和6年度の寄附金額は、速報値で約8億5500万円、前年比約1.2倍の伸びとなっております。このうち、寄附金額が多かった返礼品と、寄附金額につきましては、まず米が約3億9000万円と一番多く、次いで牛肉や馬肉などの肉類が約2億円、ス

イカ、ブドウなどの野菜、果物類が約1億3000万円の順となっており、この上位3品目だけで、寄附金額全体の約85%を占めている状況です。

今後の取組につきましては、返礼品提供事業者の拡充や、自治体向けイベントの視察による市場調査等を行いつつ、全国の自治体が提供する60万品目以上の返礼品の中に埋もれない山鹿市独自の返礼品を創出する取組の一つとして、人気の返礼品である米、肉、果物類等を豊富に取り扱っているJA鹿本と連携し、例えば定期便や詰め合わせセットなどの新たな返礼品の創出に向けた協議を始めております。

また、今年9月末をもって、寄附に対するポイント付与が廃止されることに伴い駆け込み需要が見込まれますので、日々変化する寄附者のニーズに合わせた戦略的な返礼品の拡充を行うことで、寄附金の増額を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

前年比1.2倍の約8億5500万円ということで、毎年、ふるさと納税が伸びていることが分かります。米の価格高騰により、ふるさと納税の返礼品としての米の人气が高まっている中、他市町村においては寄附の受付を中止されているにもかかわらず、本市においては継続できたということで、約3億9000万円の米での寄附金は、寄附をしていただく方々にとって大変よい結果だと考えます。また、事業者の方々の努力もすばらしく思います。返礼品があるということが、今後も本市を応援していただける、よりよい材料になるものと考えられますので、さらなる躍進を期待するところです。

また、様々な産物を豊富に取り扱っているJA鹿本との連携は、答弁でもあるように、年間を通しての定期便、詰め合わせセット、また他産業とのコラボも含め、返礼品の創出に向けた取組の実現を大変期待するところでございます。日々変化する寄附者の心を引き留め、もっと山鹿市を応援していただく方を増やしていただくことを期待しまして、2点目に寄附金の使途及び活用についてお聞きいたします。

ふるさと納税での寄附金でこれだけの事業ができました、この事業はふるさと納税が活用されていますと言える事業をされているのかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問の、ふるさと納税に係る寄附金の使途について、お答えします。

令和6年度の主な使途実績を目的別に申し上げます。まず、地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出については、農業や商業の担い手を育成・支援するため、地域農林業担い手育成支援、創業開業チャレンジ応援、地域資源の活用・振興につなげるやまが和栗日本一プロジェクト、工業団地の整備などに約1億1900万円。続きまして、住みやすく子育てしやすい環境の充実については、子ども医療費の助成や外国語指導、ランドセルの購入などに約2億6300万円。健やかで安心して暮らせる地域の実現については、防犯灯の管理ややまがメイトの運営費用、病院群輪番制病院運営事業、交通安全施設の整備、健康づくり推進事業などに約5300万円を活用いたしました。

また、使途を特定しない市長におまかせについては、先に申し上げた3つの使途以外のものとして、約2200万円を鹿北茶山唄全国大会や地域の祭りなどの事業にも活用いたしました。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

令和6年度の使途実績合計で約4億5700万円が活用でき、山鹿市を応援していただいた納税者の意向に沿っての事業とありますが、単年での活用ではなかなか実績が見えませんが、山鹿市としての核となる事業を決めていただき、今後、返礼品の開発及びPRにつなげていかなければと、私は思います。

それでは、最後にふるさと納税に対し、今後どのように考えていくのか、市長の熱い思い、また見解をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

ふるさと納税に係る寄附金は、議員御指摘のとおり、地方公共団体や返礼品事業者にとって、貴重な収入源であり、地域の魅力を発信するツールであります。今後もふるさと納税の拡充に向け、職員や関係機関と力を合わせ、本市及び返礼品のPRにしっかり取り組んでいきたいと考えております。

そして、その活用につきましては、これまで同様、寄附者の御意向を尊重し、お選びいただいた使途に沿った事業の貴重な財源として、大切に活用させていただき

ます。

また、使途の指定がない場合は、2期目の市政運営に掲げた選ばれる山鹿、健幸なまち山鹿に資する事業、地域の課題解決につながる事業や人口減少対策など、山鹿市の未来に向けた事業に広く活用をしてみたいと思います。

原市議がおっしゃった、10億円以上を目指して頑張ってみようと思います。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

最後の最後で、10億円以上を目指すと、市長の熱い思いを、考えを聞かせていただき、大変ありがとうございます。

山鹿市の未来に向けた事業に広く活用していくと答弁がありました。確かに、山鹿市の今後の方向性を決められるのは市長ですので、このふるさと納税がさらに多くの皆様から支持を受けられるように、そして山鹿らしいアイデアや、新しいチャレンジに取り組んでいただき、様々な意味のある事業開発につながっていくことを期待いたします。

先ほど市長が、重複しますけれども、10億円以上と言いましたけれども、私は共に2期目です。私は、20億円を目指していけるような努力を、みんなですていかなければいけないと思っております。それが山鹿市にとっての、全国の人たち、また皆さんに対しての周知でもあり、農畜産物を守るため、また教育、環境、福祉、全部につながっていく山鹿市の活力と思っております。それを実行するためには、市長、お願いします。頑張ってみよう。

私の一般質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

議席番号20番、永田紘二でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を4点させていただきたいと思っております。

1点目は、山鹿市の将来ビジョンについての各部長さん方の対応・対策について、2点目には、山鹿市灯籠まつりについて、3点目には、災害時の対応・対策について、4点目に、山鹿市消防本部の現状についてお伺いをしていきたいと思っております。一問一答にてお願いをいたします。

まず、1点目の山鹿市将来ビジョンに対しての各部長の対応・対策について、それぞれお伺いをしたいと思います。市長の市の将来ビジョンについて、3月定例会におきまして、服部議員からの質問に対する市長の答弁もありました。本日も、金光議員、原議員、先日の小林議員、高松議員の質問の内容とも少し触れてきますけれども、今回の6月定例会において、市長説明要旨の中で、2期目に当たり、市の将来ビジョンを示されました。私も長い議員生活の中で、節目節目に部長さん方の御意見をお伺いをしてきております。

今回は、まず1点目に、1市4町合併してから20年を経過をし、新しい節目の年であるということが1つであります。2つ目に、第2次山鹿市総合計画・後期基本計画の最終年度であるということ。3つ目に、少子高齢化や過疎化により人口減少が進み、市税の収入が減少する見込みであるということ。また、起債等の中でも合併特例債が終わりまして、有利な起債条件が少なくなってきたということ。それから、本会議で市長説明要旨の中で、2期目に当たる将来ビジョンなどから質問をしていきたいと思っております。

今回は、市長説明の要旨の中で、2期目に当たり、第2次山鹿市総合計画・後期基本計画に示す本市のビジョン、山鹿創生の実施に向け、急速に進む人口減少などをどのように抑制するかが、現在の本市の重要課題であると示されております。また、本年度はこの状況を打破するために、戦略的な人口減少対策として、選ばれる山鹿重点プロジェクトの推進に取り組むと示されました。本年度の要旨の中を見ていただきますと分かりますけれども、令和7年度の重点的な取組施策として、5つに分けて示してあります。

まず、結婚・子育て応援プロジェクト。これにつきましては先日も質問がありましたあんずの丘の遊具の問題とか、学校給食の物価高騰の対策事業とか、そういうやつが含まれているようであります。2つ目に、しごと・人材応援プロジェクト。工業団地の問題。それから地域農林業担い手の支援。それから3つ目には、移住・定住応援プロジェクトとしてまちなかランドデザイン策定とか、住宅用地整備、インバウンド誘客というような問題も示されております。4点目には、健康づくり応援プロジェクトを示してあり、温泉保養都市やまが事業、それから病院関係、がん関係の対応について。それから5つ目には、その他の事業ということで示されております山鹿市・有明広域消防本部の指令業務共同運用の問題とか、学校給食施設再編整備事業とか、矢谷溪谷キャンプ場再整備事業とか、そういうもろもろのプロジェクトを組んで進んでいきたいという将来ビジョンを示されました。

それで、ここで尋ねたいわけですが、山鹿市の行政分野のトップであります部長さん方に、このプロジェクトに対して具体的な対応策、計画、思い等を教えて

いただきたいと思います。特に、令和7年度は福祉部長さんと農林部長さんを外しますと、全員新しい部長さんでありますから、しっかり期待も申し上げたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

1回目の質問を終わります。

○有働辰喜 議長

それでは、これより執行部の答弁を求めます。小山市民部長。

[小山天 市民部長 登壇]

○小山天 市民部長

本市の将来ビジョン山鹿創生の実現に向けた市民部の対応について、お答えいたします。

市民部といたしましては、特に4つの応援プロジェクトの一つである移住・定住応援プロジェクトを推進するため、地域自治会などの市民活動を支援することと、各地域の伝統文化や地域の魅力を発信し、移住・定住につなげることで持続可能なまちづくりとなるように取り組むことが重要であると考えております。

誰もが住みたい、住み続けたいと思える町となるよう、住民相互の交流や若者の参加促進による、さらなる地域の活性化と郷土愛の醸成を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

徳丸福祉部長。

[徳丸和孝 福祉部長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部長

御質問にお答えいたします。

福祉部として、健幸都市宣言の推進について、申し上げます。

健幸都市宣言の基本方針には、健康寿命の延伸と暮らしの満足度の増加の2つの数値目標を設定いたしました。この目標の達成のためには、福祉部が各種事業の取りまとめ役、推進役となり、市役所全体で推進する必要があると考えております。

また、健幸都市の取組につきましては、行政と市民の連携が不可欠であると考えます。市民や民間事業者の御意見を取り入れながら、誰もが住みたい、住み続けたいと心から思える健幸都市を目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

鶴川農林部長。

[鶴川浩一郎 農林部長 登壇]

○鶴川浩一郎 農林部長

御質問の、将来ビジョンに対する農林部の対応等について、お答えいたします。

本市の農林業は、他市町村と同様、担い手不足や農林産物の価格低迷、資機材の高騰などにより、大変厳しい状況にあります。特に、担い手問題については、喫緊の課題と位置づけ、山鹿市担い手育成総合支援協議会を中心に、県やJAなど、関係機関と連携し、担い手確保に努めるとともに、担い手対策の各種補助事業により、農林業従事者として定着できるよう、引き続き支援してまいります。

また、平野部の農地においては、スマート農業推進のため、農地の集積・集約化を図り、大区画化のための再整備を推進してまいりますとともに、中山間地では、栗やお茶、タケノコなど、伝統ある特産品のブランド化や6次産業化を図ってまいります。

次に、林業につきましては、森林経営計画のある森林については、計画的な整備を進めるとともに、荒廃の進む民有林については、森林経営管理制度に基づき森林環境譲与税を活用した意向調査や、市による切捨て間伐等を実施し、森林の多面的機能の発揮に努めてまいります。

さらには、イノシシなどの有害鳥獣は、作物等の被害を拡大させるとともに、農林業従事者の労働意欲の低下を招く恐れがありますので、有害鳥獣対策にも引き続き対処してまいります。

そのほか、各種施策を講じまして、総合的に農林業の振興に寄与できるよう努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

商工観光部では、経済活性化、人口減少対策、交流人口の増大を柱とした3つの重点事業に取り組んでまいります。

第1に、商業支援対策事業により、創業・開業を支援するとともに、事業承継の円滑化を促進し、地域経済の担い手の育成と持続的な経営基盤の強化を図ります。

第2に、新たな工業団地整備事業として、今後4年間で工業団地の整備を進め、令和11年度の分譲開始を目指し、将来の地元の雇用創出や定住促進につなげてまいります。なお、今年度は、特別会計を設置し、地元の皆様方の御理解と御協力をいただきながら、集中的に着実な業務の推進を図ります。

第3に、インバウンドを含む誘客促進事業として、温泉や山鹿灯籠まつりなどの

観光資源の磨上げや、観光地としての受入環境の整備により、国内外からの交流人口の拡大に努めてまいります。

これらの取組により、本市の地域経済の活性化を力強く推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

隈部建設部長。

[隈部光麿 建設部長 登壇]

○隈部光麿 建設部長

建設部の将来ビジョンについて、お答えいたします。

建設部は、道路や河川など、本市のインフラ整備を担っており、市民の皆様のご生命・財産を守るという点において、大変重要な部署であると認識しております。

本市のインフラは、全体的に老朽化が進んでおりますが、災害に強い公共施設等の整備を進めるためには、長寿命化を踏まえた計画的な更新をはじめ、必要予算の確保と人材育成が不可欠だと考えております。

一方で、人口減少や少子高齢化に伴い義務的経費が増加するなど、厳しい財政運営の状況下において、限られた経費で最大の効果を発揮するためには、専門的知識の向上はもとより、職員全員が連携して業務に取り組む必要がございます。

建設部においては、選ばれる山鹿の実現に向けた重点的な取組に必要な予算を本定例会に提案しております。まず、まちなかグランドデザインの策定ですが、本市が理想とする将来像を市民の皆様を示し、官民が一体となって、持続可能で魅力的なまちづくりを推進するものです。

次に、住宅用地の整備促進については、定住人口の増加を目的として、民間の住宅開発に対して新たな補助制度を設け、良質な住宅用地の供給を促進するものです。建設部は、菊陽町に進出した半導体関連企業であるTSMCに係る波及効果を最大限に呼び込むための事業を継続して取り組んでまいります。

市民の皆様が、快適で安心して暮らせるインフラ整備などの取組を一步一步着実に進めることで、本市の経済活動が活発となり、ひいては市民一人一人が幸せを実感できる山鹿市を目指します。

誰もが住みたい、住み続けたいと感じる山鹿のまちづくりのため、スピード感を持って各事業に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

西島教育部長。

[西島靖雄 教育部長 登壇]

○西島靖雄 教育部長

教育部でございます。

教育部は、子供から高齢者まで世代を超えた市民の皆様を対象に、学校教育、社会教育、スポーツ、文化と、幅広い分野を所管し、本市の教育行政全般の運営を担っております。

特に、学校教育活動につきましては、お預かりをしている幼児や児童・生徒数は3,600名を超え、その業務の重大さ、責任の重さを、痛感いたしております。

一方で、これらの教育行政を運営・展開しております私どもの体制は、教育委員会事務局職員のほか、会計年度任用職員や公立幼稚園及び小中学校の先生方、給食センターの調理員など、総勢で500人を超える関係者が、子供たちの成長を支えております。

このような体制の下、教育部では常に教育現場を意識し、誰一人取り残さない教育の実現を推進するために、部の各課が連携を密に図ることを第一に考えております。

なお、今年度は、本市の将来ビジョン山鹿創生の実現に向けまして、選ばれる山鹿の重点プロジェクトの一つ、結婚・子育て応援プロジェクトの重点施策に上げております、幼少期英語教育推進事業及び学校給食費物価高騰対策事業に取り組んでまいります。

また、教育部の重要事業であります学校給食施設再編整備事業につきましても、令和10年9月の新給食センター運用開始を目指し、来年度からの工事着手に向け、設計業務を着実に進めてまいります。

これらの事業を確実に推進・実現していくためにも、教育部関係者が一丸となり、全力で取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

黒田消防本部消防長。

[黒田武徳 消防本部消防長 登壇]

○黒田武徳 消防本部消防長

御質問について、お答えいたします。

山鹿市の将来ビジョンについて、消防本部といたしましては、1点目、市長説明要旨にあります、山鹿市・有明広域消防本部消防指令業務共同運用についてでございます。この共同運用は、豪雨などによる大規模災害に、迅速かつ的確に対応するため、災害情報を一元的に把握し、効率的な応援体制の構築を目標とするものです。今後、令和11年4月1日の運用開始に向け、有明広域消防本部との具体的な協議を

進めてまいります。

2点目は、救急車の適正利用の普及啓発に努めてまいります。令和6年は救急出動件数が過去最多となったことから、少しでも救急車を適正に利用していただくため、新たに市民向けの出前講座メニューを追加しました。また、急な病気やケガへの対処に加え、応急処置などを相談できる救急安心センター#7119と、子ども医療電話相談#8000を、地域の集まりや講習会、広報などで周知を図ってまいります。このことで、より多くの方が救急車を利用できる環境となることが、市民の安心・安全な暮らしにつながると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

入江市民医療センター事務部長。

[入江智紀 市民医療センター事務部長 登壇]

○入江智紀 市民医療センター事務部長

御質問にお答えいたします。

本センターは、鹿本医療圏における地域医療を確保する上で不可欠な自治体病院であり、地域の急性期医療を担う医療機関としまして、基本理念である地域住民の命と健康への貢献の実現に向け、市民をはじめ、医療関係者からの期待に応えていかなければなりません。

理念の実現に向けましては、患者中心の信頼される医療の提供が重要であると考え、患者の目線に立ち、患者の価値観を尊重する医療の提供や医療安全対策等の充実による、安全・安心な医療、診療機能の充実に努め、チーム医療の推進などを図ってまいります。

また、人口減少が進み、高齢者の数がほぼピークを迎えます2040年に向け、疾病構造や医療ニーズの変化に対応した医療提供体制の構築が求められますことから、効率的な病院運営や財政の健全化、働き方改革の推進、様々な人材の確保、医療DXの推進などに努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

最後に、総務部の対応について、お答えいたします。

現在、人口減少や少子高齢化、過疎化が急速に進んでいる中、山鹿創生を実現するには、良質な行政サービスを提供し、市民の皆様の満足度を高める必要がございます。

ます。そのためには、全職員が常に意識や能力の向上を図り、人材の育成を行うとともに、デジタル技術を戦略的に活用し、時代の変化に柔軟に対応できる市役所を目指すことが重要と考えております。

また、現在進行中の工業団地整備事業や学校給食再編整備事業などの大型プロジェクトに対しては、地方債や基金の適切な管理を行い、中長期的な財政計画を立てることが求められます。そのためには、事務事業を全て点検し、戦略的に施策を重点化することで、持続可能な財政運営を目指していく必要がございます。

総務部としましては、重要政策の調整や各種交付金の活用を促進し、各部が実施する重点プロジェクト等を後押ししてまいります。そして、市民や企業、市外在住者から選ばれる山鹿の実現を目指して努力してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

2期目の早田市長のスタートに当たり、市長のビジョンを明示されまして、それぞれ行政のリーダーでありますブロックブロックの部長さん方、しっかりとその目的に向かって進んでもらいますようお願いを申し上げます。

2点目の質問に移ります。山鹿灯籠まつりについてお伺いをします。一番バッターで古家茂臣議員が質問しましたけれども、違った方向から質問をしていきたいと思っております。まず、2024年度、昨年度でありますけれども、踊り手の参加状況についてお伺いをしたいと思います。と申しますのは、山鹿地区と言ったがいいのか、山鹿地域と言ったがいいのか分かりませんが、区長さん方に踊り手の確保のお願いがされております。踊り手の確保をするために、それぞれ自治会から参加料をお支払いして集めておられるというのが実態でありまして、自治会の負担が非常に大きいというお話を聞いておりますが、どういう状況であるかお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問の、千人灯籠踊りの昨年の参加状況等について、お答えいたします。

まず、千人灯籠踊りにつきましては、山鹿地域からの参加者、中学生等を含むグループ参加者、一般参加者の3つに区分されます。

山鹿地域参加者につきましては、山鹿灯籠まつり実行委員会が示す募集人数の目

安に基づき、各区長へ参加者の取りまとめをお願いしております。

一般参加者につきましては、定員を定めてインターネットにより実行委員会が募集をしております。

また、グループ参加者につきましては、教育委員会や市内の学校、民間企業など、実行委員会が関係機関等と連携して募集しております。

次に、昨年の踊り手の総数は854人です。内訳は、山鹿地域参加者が約6割に当たる496人、グループ参加者が150人、一般参加者が208人となっております。なお、一般参加者のうち、いわゆる旧4町からの参加者が8人、市外からの参加者が200人となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

灯籠まつりについて、2回目の質問をします。

踊り手募集方法についてお伺いをしましたが、先ほど山鹿地域と表現されましたが、山鹿地域、旧山鹿市の参加者募集のためにいろんな問題点が発生してきていると思うんですが、そこら辺の課題がどういうのがあるかお尋ねをしたいと思います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問の、山鹿地域参加者募集における課題について、お答えいたします。

山鹿地域参加者につきましては、各区で参加者の取りまとめをお願いしておりますが、人口減少や地域コミュニティーの希薄化等の要因により、参加者の確保が年々難しくなっております。また、参加者に対して謝礼として区費から報酬を支払われている区もあり、区への負担が大きいことや、区毎に報酬額が異なり、踊り手の取合いとなっているなどの課題が山鹿地域地区長会より上げられ、実行委員会でも検討されているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

山鹿地域ではしっかり集めるために区長さん方が頑張っておられるという実態は、今お話にあったとおりであります。本市では、それぞれ地区でお祭りがあっております。鹿北の祭りでありますとか、菊鹿の祭りでありますとか、鹿央の祭り、それから鹿本の招魂祭等でありますけれども、これは地域の特性を生かして、地域がみんなですべてやっているという理解をするわけですが、山鹿灯籠まつりについては、私はやっぱり山鹿市全体の祭りだと理解をします。各区に参加の取りまとめが要請されていますが、4町には取りまとめの要請がされていないということですが、今後の区域外からの参加者の募集等について伺いをしたいと思います。参考まで、先ほどさらっと部長が言われましたけれども、参加者、2024年、昨年度は854人です。山鹿地域から496人、4町から8名です。合併当初、令和17年ですから、令和18年の実績を見ますと、946人集まっておられます。その中の山鹿地域が661名です。その中に山鹿市外4町から111名という参加を見ております。こういう形の中で、ずんずん4町の参加者が増えていないんですけれども、そこら辺の募集について、参加者の募集について、どう考えられるかお話を伺いたしたいと思います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問の、山鹿地域以外の市内の参加者募集について、お答えいたします。

参加者募集につきましては、広報やまがに踊り手募集の記事を掲載し、参加を呼びかけております。1回目の答弁で申し上げましたとおり、昨年の参加者は8名でございました。

議員御指摘のとおり、合併当初の参加者と比較しますと大きく減少しており、危機感を抱いているところです。山鹿灯籠まつりは本市を代表するイベントであり、千人灯籠踊りは祭りのハイライトでもあります。本市の伝統行事として次世代へ継承していくためには、市民の参加が不可欠であります。

今後は、市全域から参加しやすい仕組みづくりを検討し、実行委員会の皆様としっかり議論を重ねてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

実行委員会と十二分に検討していきたいというお話であります。

先ほどお話しましたとおりに、山鹿灯籠千人踊りは山鹿市の祭りだという理解をしてもいいわけですね。そうしますと、今後検討されていきます山鹿市実行委員会のメンバーを見てみると、山鹿商工会議所会頭、山鹿温泉協会の会長、山鹿地域区長会の会長、山鹿灯籠師の組合長、大宮神社の宮司さん、行政からは教育長と副市長さんが参加されていますが、これで全体の論議ができるのかなと疑問を持ちます。というのは、よその関係者が全く実行委員会の中に入っていないんです。例えば、商工会も入っていない、それから観光業界もあちこちにあるのに、山鹿の観光協会だけしか入っていない。そういうこともひっくるめて、やっぱり今後の対応策を基本的に見直しながら考えていただきたいなと思います。

それでは、続きまして、3点目の災害時の対応・対策についてお伺いをします。1回目の質問を行います。本市では、最近や大きな災害があまりありませんが、災害も非常に多様化をしてきています。いつ、こういう現状の中で災害が来るか分からない状況になるか、もし災害が発生したときの避難所としての避難箇所の設置状況についてお伺いをしたいと思いますが、なぜこういうことをお伺いするかというと、先日、高松議員さんの、避難所に障害者支援としてコミュニケーションボードを準備してほしいなというお話があっておりましたけれども、今もスピーカーでいつも言われております、避難所を開設しましたから来てくださいと。そこには、なかなかたどり着かないというのが現状で、それではいかにしたら避難所で、身近な避難所の確保ができて、全部が寄れるようなところはないのかなと、そういう身近な避難所の確保に対して質問をしていきたいと思っています。

まず、設置の状況を教えてください。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問の、避難所について、お答えいたします。

現在、指定避難所は、市民交流センター、市民センターなど27施設ございます。これに加え、緊急指定避難所として、環境センターや各小学校体育館などを含めると、合計で43施設が避難所となります。

避難所の開設に際しては、指定避難所の中から地理的な要件を考慮し、市民交流センター及び各市民センターの5か所を基本として開設しております。その他の指定避難所は、災害の状況に応じて随時開設することとしております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

市の指定避難箇所27か所というお話がありましたし、また緊急避難所については、市民センターなり、学校なり、そういうものを設定しながら対応しておられると思います。ただ、先ほど申しましたとおりに、高齢者の人、それから障害を持っている人、それから一人暮らし、それから介護の必要な人たちについては、どんなにそこに避難所を設定しても、行くにも行けないという状況が発生します。それで、確保しやすい避難所というのができないのかという疑問を持ったんですが、その中でちょっと2、3点質問をしたいと思います。

まず、山鹿市には自主防災組織が設立されておりますが、自主防災組織の現状及び活動状況、それから設置状況、それからどのような活動をしているのか、その辺を自主防災組織についてのお尋ねをしたいと思います。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問の、自主防災組織の現状及び活動状況について、お答えいたします。

まず、自主防災組織の現状につきましては、259行政区中256行政区で結成が完了しております。この結果、世帯カバー率は99%に達しております。また、複数の行政区による設置もあるため、組織数としては238組織となっております。

次に、活動状況については、県が毎年実施する自主防災組織等に係る現況調査の令和5年度のデータによりますが、238組織のうち140組織で訓練などの活動が行われております。

主な活動としましては、情報伝達訓練を実施している組織が100組織、地域内防災巡視が58組織、避難訓練が37組織となっております。複数の訓練を実施するなど活発に活動される組織がある一方、活動されていない組織もあることから、活動率の向上と地域防災力の強化を図るため、活動を行っていない組織に対しては、活動を促す働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

それぞれ自主防災組織、集落単位でおよそ100%近く出来上がっていて、それぞれの温度差はありますけれども、活動はされているということでございます。結局、地域の実態を一番存じ上げている自主防災組織のメンバー内に、地域内に一番に行ける避難所の設置をするための行政との指導等ができないものかなという気がしているところでもあります。

ここで、お尋ねしたいと思いますが、災害発生したときの市内避難所までに行けない障害者、それから高齢者、移動ができない人たち、自主防災組織集落自治体の避難所の準備ができないものであるのかという思いがいますし、まず一つは地域避難所準備の重要性をどう思っておられるのか。また、地域避難所準備における懸案事項と対策等について、行政はどう考えておられるのかお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。吉岡総務部長。

[吉岡隆 総務部長 登壇]

○吉岡隆 総務部長

御質問の、地域避難所の準備について、お答えいたします。

大規模災害が発生し、避難指示等が発令された場合、指定避難所までの距離が長い方、安全な経路での移動が難しい方、またはふだんから慣れ親しんだ居住地を離れることに抵抗がある方もいらっしゃいます。特に、高齢者、障害のある方、乳幼児、妊産婦、傷病者などの要配慮者にとっては、指定避難所までの避難が困難になることが予想されます。

このため、各地区の公民館、コミュニティーセンター、集会所などにおいて、自主防災組織が避難所を開設し、居住者を守る地域避難所の開設と運営が重要であります。

この地域避難所は、自主防災組織が主導的に準備し、必要な資機材、水・食料の備蓄を行うとともに、開設・運営に関する訓練を重ねる必要がございます。しかし、自主防災組織が確立され、日常的に主導的に活動し、災害発生時に有機的に機能する組織は多くないのが現状でございます。地域避難所の準備、ひいては地区防災力の強化は共助の柱であり、近隣関係が希薄になる傾向や、1人で子育てをしている方、一人暮らしの高齢者が増えている今だからこそ、地域や職場、近所の人と助け合うことが重要です。そのために、隣近所とのコミュニケーション推進による連帯感の構築、防災講話・訓練への参画による防災意識の醸成及び防災コミュニティーの形成が大切です。

今後につきましても、市民に対する様々な啓発活動や、自主防災組織の活動支援を通じて、自主防災組織が地域避難所の準備を日常的に考え、しっかりとした体制

を構築するためのサポートを行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

先ほどから自主防災組織の話ばかりしますが、せっかく作られた組織、それから地域に一番密着している組織、先ほどお話がありましたとおり、自主防災組織や地域避難所について平素から考えるというような、そういう形で指導していくということですので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

4点目の、山鹿市消防本部の現状についてお伺いをいたします。この件につきましては、3月議会で隈部議員の質問と重なる点がありますが、3月時点と現時点との変化をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず、消防本部の業務活動の内容、それから常備消防職員と非常備消防団員数についてお伺いをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。黒田消防本部消防長。

[黒田武徳 消防本部消防長 登壇]

○黒田武徳 消防本部消防長

御質問の、消防本部の業務活動内容及び常備消防の職員数と非常備消防の団員数について、お答えいたします。

山鹿市の消防は、主に消防本部と山鹿消防署に分かれております。消防本部は、総務、予防、警防通信指令の3課で構成され、予算管理や消防団、予防査察、緊急通報の受信などに関する業務を行っております。

山鹿消防署は、1署2分署で、火災、救急、救助に関する業務を行い、令和6年中の総出動件数は過去最高の3,242件、うち9割以上が救急出動となっております。本年は、救助の分野で技術向上に励み、全国大会へ出場する職員も出ております。

また、有明広域消防本部との消防指令センターの共同運用については、既に協議会が設置されており、運用開始に向け準備を進めているところでございます。

次に、常備消防の職員数につきましては、条例定数85名に対し、現在83名で、平均年齢は39.9歳でございます。

非常備消防の団員数は、条例定数1,650名に対し、女性消防団などを含め1,538名で、平均年齢は40歳でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

山鹿市消防本部の現状について、2回目の質問を行います。

3月と比較をしますと、非常備消防団1,650名の条例定数に、現在は1,538しかいないということ。それから、職員についても、条例定数85人について83人しかいないということであります。非常備消防112人不足、職員2名不足、十分な消防活動をするために、消防並びに非常備消防の定員不足について、活動に問題が発生するのではないかと思います。条例定数を確保できなかった理由と、今後の対応についてお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

執行部の答弁を求めます。黒田消防本部消防長。

[黒田武徳 消防本部消防長 登壇]

○黒田武徳 消防本部消防長

御質問の、条例定数に達しない理由と今後の対策について、お答えいたします。

常備消防の職員数は、現在83名で、条例定数の85名に達しておりません。その理由といたしましては、採用の辞退や早期退職者が予定を上回ったことによるものです。

今後の対策につきましては、消防に対するイメージアップを図り、若年層の離職防止対策にしっかりと努めてまいります。

また、救急出動の増加で職員への負担が重くなり、加えて定年延長で高齢化の進展が予想されることから、計画的な採用により条例定数85名を確保できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、非常備消防の団員数は、現在1,538名で、条例定数の1,650名に達しておりません。その理由といたしまして、団員の高齢化により、退団者が入団者を大きく上回ったことによるものです。

今後の対策につきましては、消防団活動が継続しやすい環境を整え、入団促進や部の統合再編による出動体制を確保しながら、消防力の維持に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

今の答弁の中で、非常備消防団については、数が減った分、部を統合してカバーしていきたいというお話がありました。職員の条例定数に足りないものについては、早期退職者だとか、採用辞退とかがあったということでもありますけれども、先ほども永田壮拓君のほうからいろいろ質問がありましたけれども、消防組織というのは本当に教育の時間もいる、いろんな勉強もせにゃいかん、そういう必要なところに85人の定数も集めきれないというのは何でかなという気がします。これについては、やっぱりしっかり消防は必要であると思うなら、せっかく作った条例定数ぐらいはオーバーするぐらいの定員確保をして、消防活動でやっていきたいなと思います。

以上で、終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全て終了いたしました。

○

日程第2 委員会付託

○有働辰喜 議長

日程第2、委員会付託を行います。

議案第41号から議案第51号まで及び陳情第1号については、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

○

散 会

○有働辰喜 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

午後3時00分 散会

~~~~~

6月30日(月曜日)

# 令和7年（第3回）山鹿市議会6月定例会会議録

## 議事日程（第4号）

令和7年6月30日（月曜日）午前10時開議

- 第1 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第44号 山鹿市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第46号 山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 山鹿市特別会計条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 令和7年度山鹿市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 令和7年度山鹿市工業団地整備事業特別会計予算
- 議案第52号 固定資産評価員の選任について
- 陳情第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情書

（委員長報告）

討 論  
採 決

----- ○ -----  
本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

----- ○ -----  
出席議員（20名）

|     |         |
|-----|---------|
| 1 番 | 工 藤 彩友美 |
| 2 番 | 北 原 和 智 |
| 3 番 | 高 松 佳 美 |
| 4 番 | 小 林 文 江 |

|     |   |   |     |    |
|-----|---|---|-----|----|
| 5番  | 古 | 家 | 茂   | 臣  |
| 6番  | 永 | 田 | 壯   | 拓  |
| 7番  | 原 |   | 芳   | 郎  |
| 8番  | 隈 | 部 | 賢   | 治  |
| 9番  | 高 | 橋 | 龍   | 一  |
| 10番 | 豊 | 田 | 新   | 二郎 |
| 11番 | 山 | 下 | 誠   | 治  |
| 12番 | 古 | 川 | 和   | 博  |
| 13番 | 金 | 光 | 一   | 誠  |
| 14番 | 松 | 見 | 真   | 一  |
| 15番 | 小 | 川 | 榮   | 二  |
| 16番 | 芋 | 生 | よしや |    |
| 17番 | 勢 | 田 | 昭   | 一  |
| 18番 | 有 | 働 | 辰   | 喜  |
| 19番 | 服 | 部 | 香   | 代  |
| 20番 | 永 | 田 | 紘   | 二  |



説明のため出席した者

|              |   |   |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|---|---|
| 市            | 長 | 早 | 田 | 順 | 一 |   |
| 副            | 市 | 阿 | 蘇 | 品 | 貴 | 司 |
| 教            | 育 | 堀 | 田 | 浩 | 一 | 郎 |
| 総            | 務 | 吉 | 岡 |   | 隆 |   |
| 市            | 民 | 小 | 山 |   | 天 |   |
| 福            | 祉 | 德 | 丸 | 和 | 孝 |   |
| 農            | 林 | 鶴 | 川 | 浩 | 一 | 郎 |
| 商            | 工 | 新 | 堀 | 竜 | 一 | 郎 |
| 建            | 設 | 隈 | 部 | 光 | 麿 |   |
| 教            | 育 | 西 | 島 | 靖 | 雄 |   |
| 市民医療センター事務部長 |   | 入 | 江 | 智 | 紀 |   |
| 消防本部消防長      |   | 黒 | 田 | 武 | 徳 |   |
| 総務部政策審議員     |   | 永 | 田 | 健 | 一 |   |
| 市民部政策審議員     |   | 園 | 田 | 和 | 雄 |   |
| 福祉部政策審議員     |   | 原 |   | 幸 | 徳 |   |
| 建設部次長        |   | 功 | 能 | 宇 | 治 |   |

|               |         |
|---------------|---------|
| 教育部首席教育審議員    | 北 本 憲 仁 |
| 財 務 課 長       | 富 崎 嘉 隆 |
| 国 保 年 金 課 長   | 川 上 高 博 |
| 農 業 振 興 課 長   | 佐 伯 勝 徳 |
| 商工政策課工業団地建設室長 | 原 幸 男   |

事務局職員出席者

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長       | 森 田 英 美   |
| 議 会 事 務 局 局 長 補 佐 | 服 部 隆 文   |
| 書 記               | 一 法 師 由 臣 |

午前10時00分 開議

○有働辰喜 議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第41号～議案第52号  
陳情第1号

○有働辰喜 議長

日程第1、各常任委員会に付託してありました議案第41号から議案第51号まで及び陳情第1号並びに議案第52号の全案件を議題といたします。

各常任委員会からの報告を求めます。金光建設経済委員長。

[金光一誠 建設経済委員長 登壇]

○金光一誠 建設経済委員長

おはようございます。

建設経済委員会から、報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託された案件は、議案3件であります。

去る6月19日、午前10時から、本庁5階501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催しました。

議案審査に先立ち、今議会提案の矢谷溪谷キャンプ場再整備事業、山鹿市工業団地整備事業、地方道路等整備事業の現地調査を行い、担当職員から詳細な説明を受けました。

現地調査後、午後1時半から委員会を再開し、付託された議案を慎重に審査いたしました。

その結果について、御報告します。

議案第48号、議案第49号及び議案第51号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済委員会の報告を終わります。

○有働辰喜 議長

続きまして、隈部市民福祉委員長。

[隈部賢治 市民福祉委員長 登壇]

○隈部賢治 市民福祉委員長

おはようございます。

市民福祉委員会から報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案6件、陳情1件

であります。

去る6月20日、午前10時から501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

初めに、市民部所管の議案を、その後、福祉部及び市民医療センター所管の議案を慎重に審査いたしました。

その結果について、御報告をいたします。

議案第41号から議案第43号まで、議案第45号から議案第47号までは、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情第1号につきましては、耳が遠くなると精神状態も不安になるので必要ではないか、物価高騰の中、さらには年金だけで生活しておられる方には厳しい負担になるといった意見が出た中で、難聴や補聴器についての知識を習得するための時間がほしいとして、継続審査とする動議が提出されましたが、この動議が賛成少数で否決されたため、挙手採決の結果、採択すべきものと決しました。

以上、市民福祉委員会の報告を終わります。

**○有働辰喜 議長**

松見総務文教委員長。

[松見真一 総務文教委員長 登壇]

**○松見真一 総務文教委員長**

おはようございます。

総務文教委員会の報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。

去る6月23日、午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催し、議案を慎重に審査いたしました。

その結果について、御報告いたします。

議案第44号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教委員会の報告を終わります。

**○有働辰喜 議長**

小川予算決算委員長。

[小川榮二 予算決算委員長 登壇]

**○小川榮二 予算決算委員長**

皆さん、おはようございます。

予算決算委員会の御報告をいたします。

今期定例会にて、当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。

去る6月17日、議場において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め委

員会を開催し、議案第50号の詳細について、担当課長より説明を受けました。

6月25日、第1会議室において、議案ごとに各分科会に分担していた審査内容を分科会長より報告を受け、分科会長への質疑、討論、採決を行いました。

分科会長の報告では、建設経済分科会から、現地調査の中で、矢谷溪谷キャンプ場再整備は、オープンから35年以上が経過し、施設の老朽化が著しく、利用者のニーズに対応できていないことや、施設が広大で安全な管理運営に支障があることから、管理範囲を市有地エリアに縮小し、解体と改修を行い、再整備を実施するとの説明がありました。

また、工業団地整備事業は、独立採算を基本としており、特別会計へ移行するため、今回の補正予算に5241万円が計上されているが、現時点で令和10年までの総事業費は30数億円、本体工事10億円と試算しており、今後、基本計画の中で総事業費を明確にするとのことでありました。

まちなかグランドデザイン策定事業については、いつまで、どんなことを実施するのか、まちづくりに精通した職員手作りでは、策定の範囲は、委託料の積算根拠は、20年は長いのではなどの質疑に対して、9月に業者選定を行い、契約はプロポーザル方式で、コンサル任せではなく策定協議会で行い、ワークショップなどから意見を聴き協議する。業者からの見積りで委託料を設定、20年の設定は一過性のものではなく、持続可能なまちづくりを実現するためとの説明を受けました。

やまが和栗日本一プロジェクト事業については、予算が少ない、ブランド化への質疑に対して、栗の品質向上のための剪定費や協議会への補助が主な予算であり、生産面積ではなく、生産額が日本一を目指すため、ブランド化を図る必要があり、JAと協議を行っているとの説明がありました。

インバウンド誘客促進事業の質疑に対して、福岡からの直行バス片道3,000円で福岡県から山鹿へ来ていただくため、観光PRやポスター作成など費用をお願いしているとの説明がありました。

鳥獣被害防止対策事業、自主返納金56万7000円のスケジュールについての質疑で、予算可決後、9月に県が予算を上程する予定で、その後、支払方法について指示がされる見込みとの説明がありました。

次に、市民福祉分科会では、環境衛生施設費の斎場管理費、薄尾斎場の火葬炉の耐用年数や改修等の頻度について質疑があり、執行部より火葬炉は4機あり、耐用年数は2年で、今年度は2機を改修するとの説明がありました。

また、保育園・認定こども園、防犯カメラ設置事業では、防犯カメラ設置場所は園に任せているのか。1園に対して何個カメラを設置されているのか。防犯カメラを設置されていない保育園に対して、予算化の予定はあるのかの質疑がありました。

執行部から、保育園・認定こども園の防犯カメラの設置場所については、各2か所ずつ、玄関から駐車場の外部向けに撮影するような形で、カメラの設置は考えているとのことで、市立保育園は19園あり、私立保育園等の防犯カメラ設置状況を調査した結果、そのうち防犯カメラを設置している園は17園、設置されていない園が2園で、防犯カメラに対する補助は実施しておらず、各経営主体のほうで設置されている状況との説明がありました。

また、がん対策推進事業のがん治療によって、外見が変化した患者の方が購入するウィッグや乳房補正具の費用、若年患者さんの在宅医療ができるように利用する在宅介護のサービスなどの費用を助成するとありますが、今回62万円の予算で何人ぐらい想定されているのか。申請方法や周知方法はどのようにされているのかについて質疑がありました。

執行部の説明では、がん患者QOL向上事業として、今回、アピアランス推進事業のほうでウィッグの方が18人、乳房補正具の方が4人、若年患者の方が1人を計上しているとのことでした。申請方法や周知方法については、ホームページ、やまがメイト、広報やまが、市民医療センターにチラシの配置、鹿本医師会に協力の依頼をし、周知しているとの説明がありましたとのことでした。

次に、総務文教分科会では、学校給食地産地消推進事業等53万9000円の内訳について伺いました。執行部から、学校給食、地産地消を食育として学んでいただくということで、山鹿の特産品であるタケノコを学校給食で提供しようと予算計上したとの説明でした。

また、債務負担行為補正の山鹿市小中学校タブレット端末導入業務、令和8年度から令和13年度まで6年間で11億2179万2000円について伺いました。執行部から、小中学校4,000台の入替えが必要であり、令和8年度からの導入事業であるが、令和7年度中に選定と契約が必要であり、この時期に債務負担行為を設定した。現在、契約年数は5年間であり、今後も5年から6年周期での更新が必要と考えている。

また、学校施設長寿命化事業に関連して、各小中学校体育館トイレの洋式化の取組について伺いました。執行部から、米野岳中学校以外の中学校屋内運動場は洋式化にはなっていない。小学校は、山鹿、八幡、めのだけ、鹿本の4校が洋式化されている。今後は、昨年策定した長寿命化計画に基づき、令和7年度から令和10年度までに全校完了予定との答弁があったとのことでした。

審査の結果、議案第50号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

採決後、委員間討議では、中学生の沖縄県宮古島市との交流について、同市への修学旅行は鹿北中学校1校となっているが、各中学校の意見や生徒の意向調査を行うなど、全中学校を対象としてもよいのではないかと。また、交流事業として実施と

するのであれば、仮称ですが、宮古島への翼というネーミングで希望者を募るなど、全体的に交流ができるような計画を推進していただきたいという意見がありました。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

**○有働辰喜 議長**

以上で、各常任委員会からの報告を終わります。

これより、ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○有働辰喜 議長**

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告がっておりますので、順次発言を許します。永田壮拡議員。

[ 6 番 永田壮拡 議員 登壇 ]

**○永田壮拡 議員**

皆さん、おはようございます。

議席番号6番、永田壮拡でございます。

陳情第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情に対しまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

最初に、加齢に伴う聴力の低下は、決して一部の人だけの問題ではございません。高齢者の多くが、年齢とともに聞こえづらさという不自由を感じ、日常の中で戸惑いや孤立を深めておられます。本陳情は、難聴に苦しむ方々に対し、経済的負担を軽減しようという切実な願いから出されたものでありまして、そのお気持ちに対し、私は深い敬意を表しますとともに、誰一人取り残さない福祉の重要性にも当然異論はございません。

しかし一方で、私たち議会が判断すべきは、自治体として恒常的に税金を投入する制度として妥当か否かという政策原則の視点であります。自治体は、国や都道府県の制度では救われない市民に対して、補完的に、かつ持続可能で公平な制度をつくる責任があります。

補聴器は確かに多くの高齢者の方々にとって必要な道具でありますけれども、果たしてこれを市独自の公的補助制度において、税金で賄うことが適切なことなのかどうか、冷静な検討が不可欠であり、現時点では賛同することができません。

その理由といたしまして、主に3点であります。1点目は、制度の整合性であります。加齢性難聴は老化に伴う自然な変化であり、本来は保険や医療制度の中で個人の判断と支援に委ねられるべき範囲であります。そうした中でも、補聴器の支援については、国が既に障害者総合支援法に基づく補装具費の支給制度を設けており、

一定の基準の基で補助が可能であります。つまり、制度のベースは国にあり、補聴器補助は医療制度や国の責任で考えるべきだと考えます。

2点目は、公平性であります。自治体が独自に新たな恒久的な制度を設ける場合には、それが本当に社会全体の公平性を損なわないものかどうかをしっかりと問うべきであります。加齢による身体的影響は様々であります。補聴器に限った個別支援を導入すれば、なぜ眼鏡には補助がないのか、つえや歩行器にはなぜ出さないのかといった公平性をめぐる疑問と不満が市民の中に生じるのは明らかであります。医療的な補助器具は多種多様であり、誰にどこまで、何を補助するかといった線引きはとても難しい課題です。ある特定の困りごとだけを個別に取り上げ、市が補助するというやり方は、全体の公平性を損ねるリスクがあるというふうに考えます。

3点目、持続可能性と財政の問題であります。仮に、本市で補助を行うとすれば、想定されます対象者は相当数に上り、毎年、数千万円規模の財源が必要になる可能性がございます。その一方で、本市は今、子育て支援、教育、医療、介護、公共施設の老朽化対策、防災など、多くの課題を抱えています。限られた予算の中で、どこにどれだけ支援をすることができるのか、その優先順位をどう決定するかは、極めて重い判断であります。高齢者支援全体を見渡しながら、必要な支援の在り方を議論すべきであり、補聴器補助という個別制度だけを先行して設けることは現実的ではないというふうに考えます。

このたびの陳情のように、感情的に理解できる訴えであっても、制度として導入するには、冷静かつ論理的な検討が必要であります。繰り返しになりますが、私は今回の反対討論によって加齢性難聴に悩む御高齢者のお声を否定するものでは決してございません。本当に必要な支援が、制度として継続できるかどうかを、冷静に考えることこそが市民の生活を守るために必要な政治家としての責任だと信じております。

むしろ必要なのは、今ある既存制度の運用状況を検証し、必要に応じて国や県に対して改善を求める働きかけではないでしょうか。その手前で、今この時点で、市独自の補助制度創設については早々に進めるべきではなく、国の制度との整合性やほかの福祉施策とのバランスを踏まえ、慎重に議論すべきであるというふうに考えます。

以上のことから、今回の陳情の採択には反対させていただきます。

#### ○有働辰喜 議長

以上で、永田議員の討論は終了いたしました。

次の通告順により、芋生よしや議員の発言を許します。芋生よしや議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

## ○芋生よしや 議員

皆さん、おはようございます。

議席番号16番、日本共産党の芋生よしやです。

私は、議案第43号 専決処分の承認を求めることについての山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

本議案は、2025年度の国民健康保険料率を決めるものです。地方税法施行令の改正に伴い、医療分の基礎課税額の賦課限度額が65万円から66万円に、後期高齢者支援分の賦課限度額が24万円から26万円になります。

介護分の賦課限度額はそのまま17万円です。皆さん、平成5年時、1993年度は50万円だった限度額が、後期高齢者医療制度が始まった平成20年度に、何と68万円。24年、25年度と令和3年度は上がらなかったものの、毎年上がり続けて、今回、何と限度額109万円となります。

皆さん、この32年間、国保世帯の収入は上がったのでしょうか。持続可能な医療保険制度を構築するためとして、国民健康保険の財政運営の責任主体は市町村から都道府県に替わった平成30年度には93万円となり、令和4年度には102万円となり、限度額は100万円を超えてしまいました。

皆さん、この限度額は、法定額の範囲内で市町村が独自に設定できるとされています。コロナ危機から続き、今の物価高で、暮らしと営業は脅かされています。

国保の加入者は、高齢者、自営業、フリーランス、非正規と、経済基盤が脆弱な方々が多く、コロナ禍でも本当に経済的な打撃を受け、今回復していません。

限度額を引き上げることで、中低所得者の負担軽減が図れると言いますが、限度額が引き上げられる世帯も高所得世帯でなく、重い国保料負担となり、国民健康保険の被保険者の間で負担割合を変えることで、中低所得者の国保料引下げを解決することはできません。

都道府県化でうたわれた、安定的な財政運営や効率的な事業の確保、制度の安定化が進んでいると、今言えるのでしょうか。

早田市長もおっしゃいます。全国知事会、全国市長会などは、加入者の所得が低い国保が、他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造的問題だとし、これを解決するため、公費投入・国庫負担を増やし、国保税を引き下げることが、国に要望し続けているのです。

また、国保が都道府県化にされても、地方自治の本旨、自治体の条例制定権を定めた憲法の下、自治体が独自の公費繰入を続けることは可能です。賦課限度額の引上げでなく、市が市民生活を守る立場から、一般会計からの法定外の繰り入れを行うことで、国民健康保険料の引下げを行うことを求めます。また、国に対しても、

国保への公的負担増を引き続き求めることも求めておきます。

この国保税の中でやり繰りをし、所得が上がっていない世帯に負担をかぶせていくこと、先ほども言いましたが、50万円から倍額を超えてしまう、こんな状況をつくっていくのが本当に公平性があることなんでしょうか。

限度額を引き上げて、中間層の負担増を抑制するという方式はもう限界です。国の国庫負担率を大幅に引き上げ、国民の負担を軽減することを求め、この議案第43号に反対といたします。

議員の皆さんの賛同をお願いして、私の討論を終わらせていただきます。

#### ○有働辰喜 議長

以上で、芋生議員の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は全て終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。古家茂臣議員。

[ 5 番 古家茂臣 議員 登壇 ]

#### ○古家茂臣 議員

議席番号5番の古家茂臣でございます。

私は、先ほど永田壮弘議員が反対討論を行われました、加齢に伴う難聴、これの補聴器に対する公的助成、この件に対して討論させていただきたいと思います。

確かに、永田壮弘議員がおっしゃっているように、国レベルではないし、自治体の中でも県内では長洲町、和水町、益城町、芦北町、この4自治体しかしていないというところです。国の保険制度とか、そういったものの中で考えていくべきだ、市独自でやるのは時期尚早ではないかとかいうお話もよく分かるんですが、でもそんなことをやっていたら、多分、国レベルのいろんな制度、それを山鹿市は金太郎あめみたいに、同じことをやるだけの話で、であれば、山鹿市独自の制度というのは何なのかということで、いわばモデルケースとしてやってもいいのではないかと思います。

それで、公平性という話もありましたけれども、公平性と言い出したら、これは行政をやっていたら何でもそうですよね。今、山鹿市の場合は、小・中・高まで医療費無料ですけど、じゃあほかの世代はどうかとか、いろんな何をやっても公平性というのはなかなか難しいんですけども、それと先ほどおっしゃった中では、じゃあつえはどうするか、眼鏡はどうするか、確かにそうでしょう。だけど、それを言ったら何も先に進まないです。

ですから、実際、この市独自でやるのがいいのかどうか、財政的な問題をどうクリアするかというのは、確かにあります。山鹿市は御存じのとおり、ここで貧乏な市と、市長の前でなかなか言えませんが、3割4分、いわゆる3割自治ですよね。

だから、そういう中で自主財源というのは非常に少ないです。だけど、市長が健幸都市宣言をされました。健幸都市宣言をしたから、これを通せばいいという問題じゃ、もちろんありませんけれども、何かほかに市として、これだけ健幸都市宣言をした以上は、ほかの自治体にはない新しい制度をつくる。その意気込みをこれで1回出してもいいのではないかと、私は思います。議員さんの中にも、いろいろ反対される方も当然いらっしゃると思うんですけども、私は、いつまでも同じことをやっていて、お金がないから何もできない、これもできない、こんなことばかり言ったら、市が何をやっているかよく分からないので、これを実際、予算措置できるかどうか、なかなか難しい問題があると思いますけれども、今回はいわば、皆さんに市がどういうことをやろうとしているか。いろいろ中には悩みはあるけど、頑張っていますというのを出すためにも、最初からこれを採択しないのではなくて、一度採択して、その後、どうするかを考えればいいのではないかと思います。

要は、私は一度きちっと、これは確かに補聴器だけの問題で、いろんな皆さん方の要望に応えられる問題ではありませんけれども、一度これを一つの題材として、みんなで考える機会にすればいいのではないかと思います。個人的には、この陳情に対しては賛同いたします。

以上です。

○有働辰喜 議長

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第41号及び議案第42号の2案件を一括採決いたします。議案第41号及び議案第42号の2案件に対する委員長報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、2案件は原案のとおり承認することに決しました。

議案第43号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○有働辰喜 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。  
議案第44号から議案第49号までの6案件を一括採決いたします。議案第44号から議案第49号までの6案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、6案件は原案のとおり可決することと決しました。

議案第50号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第51号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第52号 固定資産評価員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○有働辰喜 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。  
陳情第1号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○有働辰喜 議長

起立少数であります。よって、本案は不採択することに決しました。

○

閉 会

○有働辰喜 議長

これもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和7年（第3回）山鹿市議会6月定例会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 有働辰喜

山鹿市議会議員 永田壮弘

山鹿市議会議員 古家茂臣